

## 平成28年東大和市議会決算特別委員会記録目次

---

### ○9月20日（第1回）

出席委員	1
欠席委員	1
議会事務局職員	1
出席説明員	1
本日の会議に付した案件	2
開 催	3
開 議	4
決算特別委員会委員長の互選	4
決算特別委員会副委員長の互選	4
第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
6会計決算に伴う市政報告	5
監査委員による審査結果報告	10
第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についての内容説明	11
総括質疑	28
歳入一括質疑	34
歳出款別質疑（第1款 議会費）	42
"（第2款 総務費）	42
散 会	64
署 名	65

---

### ○9月23日（第2回）

出席委員	67
欠席委員	67
議会事務局職員	67

出席説明員 .....	6 7
本日の会議に付した案件 .....	6 8
開 議 .....	6 9
第 4 5 号議案 平成 2 7 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について .....	6 9
歳出款別質疑 (第 3 款 民生費) .....	6 9
" (第 4 款 衛生費) .....	8 3
" (第 5 款 労働費) .....	9 3
" (第 6 款 農林業費) .....	9 5
" (第 7 款 商工費) .....	9 5
" (第 8 款 土木費) .....	9 9
" (第 9 款 消防費) .....	1 0 5
" (第 10 款 教育費) .....	1 0 6
" (第 11 款 公債費) .....	1 1 9
" (第 12 款 諸支出金) .....	1 2 0
" (第 13 款 予備費) .....	1 2 0
採決 .....	1 2 0
第 4 6 号議案 平成 2 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	1 2 0
内容説明 .....	1 2 0
歳入歳出一括質疑 .....	1 2 5
採決 .....	1 2 9
第 4 7 号議案 平成 2 7 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	1 2 9
内容説明 .....	1 2 9
歳入歳出一括質疑 .....	1 3 1
採決 .....	1 3 3
第 4 8 号議案 平成 2 7 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	1 3 3
内容説明 .....	1 3 3
歳入歳出一括質疑 .....	1 3 5
採決 .....	1 3 5
第 4 9 号議案 平成 2 7 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について .....	1 3 5
内容説明 .....	1 3 5
歳入歳出一括質疑 .....	1 4 0
採決 .....	1 4 3
第 5 0 号議案 平成 2 7 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について .....	1 4 3
内容説明 .....	1 4 3
歳入歳出一括質疑 .....	1 4 5
採決 .....	1 4 5

散 会 .....	1 4 6
署 名 .....	1 4 7

---

# 平成28年第1回東大和市議会決算特別委員会記録

平成28年9月20日（火曜日）

## 出席委員（21名）

委員長	佐竹康彦君	副委員長	蜂須賀千雅君
委員	森田真一君	委員	尾崎利一君
委員	上林真佐恵君	委員	実川圭子君
委員	二宮由子君	委員	大后治雄君
委員	関田貢君	委員	中村庄一郎君
委員	根岸聡彦君	委員	押本修君
委員	関田正民君	委員	関野杜成君
委員	和地仁美君	委員	荒幡伸一君
委員	中間建二君	委員	東口正美君
委員	木戸岡秀彦君	委員	床鍋義博君
委員	中野志乃夫君		

## 欠席委員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

## 出席説明員（43名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	会計管理者	関田賢治君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君

監査委員	田村美砂君	代表監査委員	三ツ寺俊行君
事務局参事		企画財政部	遠藤和夫君
監査委員	押本修君	副参事	
行政管理課長	木村西君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	川口荘一君	総務管財課長	中野哲也君
文書課長	下村和郎君	総務部副参事	伊野宮崇君
情報管理課長	菊地浩君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	荒石恵美君	市民課長	山田茂人君
保険年金課長	越中洋君	課税課長	矢吹勇一君
納税課長	中山仁君	産業振興課長	小川泉君
子育て支援課長	鈴木礼子君	保育課長	宮鍋和志君
子ども生活部	梶川義夫君	市民生活課長	大法努君
副参事		障害福祉課長	小川則之君
生活福祉課長	尾又斉夫君	土木課長	寺島由紀夫君
ごみ対策課長	松本幹男君		
選挙管理委員会	塚原健彦君		
事務局長			

#### 本日の会議に付した案件

- 第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時33分 開催

○議長（関田正民君） ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

---

○議長（関田正民君） 本日、決算特別委員会理事会が開催されましたので、決算特別委員会理事長より報告を求めます。

〔決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 登壇〕

○決算特別委員会理事長（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

先ほど、決算特別委員会理事会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

まず、委員会日程であります。本日9月20日、9月23日の2日間といたします。会議時間につきましては、午前9時30分から午後5時までといたします。ただし、会議時間を延長する場合は、事前に理事会を開催し、調整を行うことといたします。

正副委員長の互選につきましては、指名推選の方法により行います。

説明につきましては、第45号議案から第50号議案までの6議案を一括議題とし、6会計決算に対する市政報告を市長から、監査委員による監査結果報告を代表監査委員からお願いをいたします。

なお、議会選出の監査委員につきましては、代表監査委員による報告までの間、説明員席に着席することに決まりました。

また、一般会計及び5特別会計の内容説明を会計管理者が行います。

審査につきましては、総括質疑、一般会計の歳入一括審査、一般会計の歳出款別審査、特別会計の歳入歳出一括審査の順で行います。

質疑の回数につきましては、総括質疑、一般会計の歳入一括審査、一般会計の歳出款別審査、各特別会計の歳入歳出一括審査のそれぞれの審査において、同一委員につき2回までといたします。

討論につきましては、委員会で行わず、本会議で行うことといたします。

採決につきましては、会計ごとに質疑終了後に行います。

また、委員会において資料要求があった場合につきましては、理事会で取り扱いを協議し、決定をいたします。

以上で決算特別委員会理事会の報告を終わります。

〔決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、決算特別委員会理事長の報告を終了いたします。

---

○議長（関田正民君） ここで委員長の互選を行うため、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の関田貢委員に委員長の職務をお願いいたします。

---

午前 9時37分 開議

○年長委員（関田 貢君） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

---

○年長委員（関田 貢君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行います。

これより決算特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、年長委員において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、決算特別委員会委員長に佐竹康彦委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました佐竹康彦委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま委員長に当選されました佐竹康彦委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、佐竹康彦委員の委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○委員長（佐竹康彦君） おはようございます。

ただいま皆様から決算特別委員会の委員長に御推挙いただきました佐竹康彦でございます。活発なる質疑とともに、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては何とぞ御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○年長委員（関田 貢君） 委員長が決定いたしましたので、職務を解かせていただきます。

〔年長委員退席、委員長着席〕

---

○委員長（佐竹康彦君） 引き続き、決算特別委員会副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会副委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、決算特別委員会副委員長に、蜂須賀千雅委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました蜂須賀千雅委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま副委員長に当選されました蜂須賀千雅委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、蜂須賀千雅委員の副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○副委員長（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま皆様に決算特別委員会副委員長に御推挙いただきました蜂須賀千雅でございます。佐竹康彦委員長をしっかりと補佐させていただきながら、活発な運営ができますように努力させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様も御協力いただけますようどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔副委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

---

○委員長（佐竹康彦君） 第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、第46号議案

平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

初めに、市長より6会計決算に伴う市政報告を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

平成27年度一般会計及び各特別会計決算の御審議をいただくに当たり、その概要と市政の状況について御報告申し上げます。

最初に、一般会計の状況について申し上げます。

平成27年度の決算額は、歳入が前年度比5.1%増の321億2,491万3,534円、歳出が5.1%増の308億2,228万8,213円となりました。歳入歳出差引額は13億262万5,321円となり、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき



財源2,936万3,607円を差し引いた実質収支額は12億7,326万1,714円の黒字となりました。

それでは、歳入について申し上げます。

歳入決算額は321億2,491万3,534円で、予算現額321億1,739万4,893円に対し751万8,641円の増額となり、調定額に対する収入済額の割合は97.8%となっております。

初めに、市税であります。収入済額は約124億2,400万円で、前年度に比べ0.8%の増となりました。

主な税目としましては、市民税が約57億2,300万円で、納税義務者及び給与所得額の増加により1%の増となりました。

固定資産税は約50億9,700万円で、償却資産の増加等により1%の増となりました。

次に、地方譲与税であります。約1億4,000万円で、原資の増額により4.5%の増となりました。

配当割交付金は約9,300万円で、原資の減額により18.2%の減となりました。

地方消費税交付金は約18億3,400万円で、税率改定後の交付額の通年化等により81%の大幅な増となりました。

地方交付税は約18億7,900万円で、4%の減となりました。

特別交付税につきましては約1,600万円の増額となりましたが、普通交付税が前年度より約9,400万円の減額算定となったことによるものであります。

国庫支出金につきましては3.5%の増となりました。障害者自立支援給付費等負担金の増額や子ども・子育て支援新制度の開始に伴う各施設型給付費負担金の増額によるものであります。

都支出金は1.8%の減となりました。国勢調査交付金等が増額となりましたが、前年度の保育所緊急整備事業補助金が皆減となったことによるものであります。

繰入金は126.1%増の約9億4,400万円となりました。財政調整基金につきましては5億4,238万9,000円を取り崩しましたが、決算剰余金の一部について6億14万9,000円ほどの積み立てを行ったため、平成27年度末残高は約22億2,700万円となっております。また、学校給食センター新築工事費や本庁舎及び現業棟耐震補強等工事費の財源の一部として施設整備等基金を取り崩したほか、各特別会計から前年度の精算等に係る繰り入れを行いました。

繰越金は9.9%減の約12億1,400万円ですが、繰越明許費繰越金の1,417万1,309円を除く前年度繰越金は約12億円となりました。

市債は、臨時財政対策債11億7,987万7,000円を含め約20億5,900万円を借り入れ、本庁舎耐震補強事業や小中学校の校舎外壁改修事業及び学校給食センター新築事業に充当しました。

なお、平成27年度末の市債借入残高は約192億7,300万円で、前年度末と比べ3.8%の増となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出決算額は308億2,228万8,213円となりました。予算現額に対する支出済額の割合は96%となっております。

初めに、投資的経費であります。47.8%増の約20億425万円となりました。

主な事業は、本庁舎、現業棟耐震補強等工事、地域密着型サービス事業所施設整備費補助、雨水浸透施設設置工事、地域幹線道路の舗装補修及び改良工事、都市計画道路3・5・20号線の用地買収及び道路築造工事、コミュニティバス車両購入、特定緊急輸送道路沿道建築物等耐震改修助成、第六分団ホースタワー設置等工事、小中学校校舎外壁改修工事、災害対策用マンホールトイレ設置工事、第三中学校体育館床改修工事、指定文化

財防犯・防災設備整備費補助、学校給食センター新築工事等であります。

投資的経費以外の事業では、住みよい、活気あるまちづくりとして、市内商店街等の活性化を図るため、東大和市創業塾を開催し、創業を希望する方への支援を行いました。また、コンビニエンスストアで住民票の写し等が交付できるよう、市民の利便性の向上を図りました。

環境にやさしいまちづくりとしましては、第二次環境基本計画の策定に着手し、市内全域の街路灯のLED化を進めるなど、環境負荷の低減と経費の節減を図りました。また、有料化した家庭廃棄物関係の事業安定化に努めるとともに、情報提供の充実を図りました。

福祉の行き渡ったまちづくりとしましては、待機児童の解消を図るため、のぞみ保育園及び紫水保育園の定員増、のぞみ保育園の分園の開設、谷里保育園の園舎増築等を行い、学童保育所の受け入れ学年の拡大に対しましては、ランドセル来館事業を拡充するなど子育て施策の一層の充実を図りました。

また、二次救急指定病院に対する救急医療体制整備助成補助や、男性の特定不妊治療費助成を新たに実施し、東大和元気ゆうゆう体操の普及に努めるなど、保健・医療の充実と市民の健康維持向上を図りました。

次に、地域の防災対策であります。市内の避難所となる小学校等に災害対策用のマンホールトイレを設置し、災害発生時の環境・衛生面での保全を図るとともに、備蓄食料等の整備・拡充を行いました。また、引き続き雨水浸透施設の設置や集水ますの清掃等を行い、大雨時の溢水被害の軽減に努めました。

教育におきましては、ティームティーチャーや学習支援員の配置により児童・生徒の学力の向上を図り、スクールソーシャルワーカーがいじめ、不登校などの生活指導上の課題に対応し、学習環境等の改善に努めました。

また、平成29年4月の稼働に向け、新学校給食センター建設等に着手しました。

その他、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や、戦後70年の節目としての平和事業の一層の充実、さらには臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付など、限られた財源の中で市民サービスの向上に努めてまいりました。

次に、公債費であります。約15億4,500万円で、事業債の償還が進んだことなどにより前年度に比べて6.9%の減となりました。

特別会計繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ13億3,498万7,956円、下水道事業特別会計には5億1,059万3,000円、土地区画整理事業特別会計へ4,999万2,000円、介護保険事業特別会計には8億7,257万3,000円、後期高齢者医療特別会計へ8億8,764万8,876円を繰り出し、総額で36億5,579万4,832円となりました。

職員人件費についてであります。東京都人事委員会勧告に準じた改正を行い、給与月額については0.12%、勤勉手当には0.1カ月の引き上げを行い、公民較差の解消を図りました。また、地域手当は0.5%増の10.5%としました。

最後に財政指標であります。財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率は、前年度より0.3ポイント下がり90.8%となりました。主に市税等の経常一般財源が増額となったことによるものであります。

続いて、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

平成27年度決算額は、歳入が前年度比17.9%増の111億1,310万8,845円、歳出が17.8%増の109億9,971万84円となり、歳入歳出差引額は1億1,339万8,761円の黒字となりました。

歳入では、国民健康保険税が被保険者数の減等により前年度比5.7%減の19億236万225円、国庫支出金が9.5%増の20億7,304万6,342円、前期高齢者交付金が1%増の24億2,649万7,746円、共同事業交付金が、制度改

正により対象医療費が拡大したことにより160.5%増の23億4,789万4,154円、一般会計繰入金が15%増の13億3,498万7,956円となりました。

歳出では、保険給付費が64億2,075万6,952円で全体の58.4%、後期高齢者支援金等が13億1,429万7,237円で11.9%、共同事業拠出金は歳入の共同事業交付金同様、対象医療費の拡大により23億8,742万29円で21.7%となっており、これらを合わせますと、歳入歳出決算額の92%を占めております。

平成27年度は、医療費の適正化や病気の早期発見などの目的として、レセプトデータ等の分析による糖尿病重症化予防を図り、特定健康診査においては、小平市、武蔵村山市との相互乗り入れを開始し、健康の保持増進に努めました。

国民健康保険事業につきましては、市民の健康、生命、生活を守る重要な役割を担う事業でありますことから、引き続き国の動向等に留意し、財源の安定的な確保を図りながら適正な運営に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

平成27年度決算額は、歳入が前年度比1%減の21億722万7,474円、歳出が0.2%増の21億1,104万9,672円となり、歳入歳出差引額は382万2,198円の赤字となりました。

歳入では、使用料及び手数料のうち下水道使用料が前年度比0.7%増の10億7,130万7,754円、一般会計繰入金が1.3%減の5億1,059万3,000円、市債が6.2%減の4億7,570万円となりました。

歳出では、公共下水道管渠布設工事などを主な内容とする事業費が前年度比12.3%増の1億2,646万3,558円、公債費が2.2%減の13億5,388万5,472円となりました。

平成27年度決算の赤字に対しましては、平成28年度において事業の精査を行い、繰上充用を行ったところであります。

下水道事業は、昭和60年6月の供用開始から31年目となりますが、今後も必要箇所の整備を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

平成27年度決算額は、歳入が前年度比18.9%減の1億4,430万5,901円、歳出が27%減の8,484万5,933円となり、歳入歳出差引額は5,945万9,968円の黒字となりました。

歳入では、分担金及び負担金の保留地処分金が2,937万円で全体の20.4%、都支出金が320万円で2.2%、一般会計からの繰入金が4,999万2,000円で34.6%となりました。

歳出では、総務費が3,938万7,657円で全体の46.4%、都市計画道路歩道整備等工事などを主な内容とする事業費は3,381万2,048円で39.9%となりました。

今後も換地処分の手続に入れるよう努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成27年度決算額は、歳入が前年度比5%増の54億7,902万5,520円、歳出が7.7%増の52億2,629万908円となり、歳入歳出差引額は2億5,273万4,612円の黒字となりました。

歳入では、保険料が12億3,872万1,500円で全体の22.6%、国庫支出金が10億715万5,867円で18.4%、支払基金交付金が12億8,554万3,222円で23.5%、都支出金が6億9,602万9,674円で12.7%、繰入金が8億8,475万1,000円で16.1%となりました。

歳出では、総務費が1億8,115万6,407円で全体の3.5%、保険給付費が45億4,320万7,111円で86.9%、地域支援事業費が1億2,814万5,732円で2.5%、基金積立金が2億5,682万880円で4.9%、諸支出金が1億1,696万778

円で2.2%となりました。

平成27年度は、東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の初年度であります。第6期におきましては、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく対応する保険料を設定したところであります。

引き続き、介護予防事業の充実に取り組むとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

平成27年度決算額は、歳入が前年度比2.7%増の17億9,828万4,230円、歳出が2.7%増の17億6,448万4,733円となり、歳入歳出差引額は3,379万9,497円の黒字となりました。

歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度費1.6%増の8億378万3,950円、一般会計繰入金が3%増の8億8,764万8,876円、繰越金が12%減の3,351万4,770円、諸収入が20.4%増の7,333万6,634円となりました。

歳出では、広域連合納付金が15億9,880万557円で全体の90.6%を占めております。

高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合や構成区市町村と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算の内容について御報告申し上げます。

一般会計及び5つの特別会計を合わせた平成27年度の決算総額は、歳入が527億6,686万5,504円、歳出が510億866万9,543円となり、前年度決算との比較では、歳入が7.1%の増、歳出が7.5%の増となりました。

平成27年度は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかな回復基調が続きましたが、この一方で、アジア新興国等の景気の下振れなど、我が国経済への影響が懸念される状況もありました。

このような中、引き続き、市財政の健全性を維持することとし、市が抱える諸課題に対しましても、その取り組みを積極的に進めてまいりました。

歳入におきましては、給与所得者の増加や納税環境の改善等により、市民税（個人）の収入額が前年度決算との比較で増額となりました。

歳出では、住みよい、活気あるまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくりなど、さまざまな施策に取り組み、とりわけ、待機児童対策を主な内容とする子育て支援策につきましても、新制度の開始とともに一層の充実を図ったところであります。また、積立金の増加を図ってきた基金の活用等により、本庁舎等の耐震補強事業、総合福祉センターの整備事業、そして新学校給食センターの建設事業にも着手することができました。

平成27年度決算における財政指標であります。財政健全化法に基づく各比率に関しましては、おおむね健全性が保たれた内容となり、経常収支比率につきましても、市税等の経常一般財源の増加に伴い前年度比で0.3ポイント減少しました。

市財政につきましても、さまざまな施策に取り組む中、積立基金の一定額の確保や経常収支比率の改善など、全体として健全性が維持されていると認識するところでありますが、今後におきましても社会保障関係経費の増加等が見込まれ、新たな課題への対応に当たりましても、その財源確保において厳しさが続くものと考えております。

私といたしましては、行政改革の取り組みを積極的に実施することで持続性のある行財政運営の定着に努め、開かれた市政の中、市の活性化と市民サービスの向上を一層図ってまいりたいと考えております。

つきましては、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、東大和市の発展に尽力していく所存であります。

以上でございますが、平成27年度決算の概要等について御報告申し上げます。

各会計の内容につきましては、会計管理者から説明をいたします。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○委員長（佐竹康彦君） 以上で6会計決算に伴う市政報告が終わりました。

ここで、監査委員による審査結果について報告を求めます。

〔代表監査委員 三ツ寺俊行君 登壇〕

○代表監査委員（三ツ寺俊行君） おはようございます。監査委員の三ツ寺でございます。

代表監査委員として、平成27年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

この審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成28年6月27日に市長より審査に付されたものでございます。

審査の概要は、お手元にお配りしてあります意見書のとおりでございますが、改めて御説明申し上げます。

審査の期間は、平成28年6月27日から平成28年8月22日まででございます。

審査の対象は、平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算、平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度基金の運用状況を示す書類、平成27年度東大和市決算附属書類でございます。

審査においては、事前提出資料等の内容を踏まえて、37部署に対しヒアリング等を実施し、予算が適正に執行されているか質疑及び調査を行うとともに、決算書類が法令等に基づいて作成されているかを確認いたしました。また、各会計の決算計数に誤りがないか精査し、関係諸帳簿、証拠書類との照合等を行い検証いたしました。

結果について御報告申し上げます。

審査に付された各会計決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、関係法令に基づいて作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証拠書類と符合し、各会計、基金ともに誤りのないものと認められ、予算執行も適正に行われており、これに伴う会計事務もおおむね適正に処理されていることを確認いたしました。

以上、平成27年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔代表監査委員 三ツ寺俊行君 降壇〕

○委員長（佐竹康彦君） 審査結果について報告が終わりました。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

○委員（関野杜成君） 三ツ寺代表監査、初めての監査となりますが、どのような点を重視して監査を行ったのか、また今回どのような点を重視したというところで何か改善とか、その他感じたこと等がございましたら発言をお願いします。

○代表監査委員（三ツ寺俊行君） 審査の方法についてでございますが、地方自治法第233条第2項に基づく決算審査を行うに当たり、平成28年4月に定めました決算方針及び審査方針により、一般会計及び特別会計を対象に決算計数が適切なものになっているかを確認するとともに、予算執行が適正かつ効率的に行われているか

を審査いたしました。

審査の結果、財務状況の健全性が確認でき、適正に執行された決算であると感じております。

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、報告に対する質疑を終了いたします。

---

○委員長（佐竹康彦君） 引き続き、第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についての内容の説明を求めます。

〔会計管理者 関田賢治君 登壇〕

○会計管理者（関田賢治君） おはようございます。

これより、平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

初めに、歳入であります。

決算書の18ページをお開きください。

1 款市税は、予算現額121億9,097万2,000円で、調定額は128億8,713万7,688円、収入済額は124億2,397万3,092円で、前年度に比べ1億442万5,586円、0.8%の増であります。不納欠損額、収入未済額は、後ほど御説明いたします。

各税目について御説明いたします。

1 項市民税、1 目個人、1 節現年課税分は、収入済額51億5,889万7,263円で、前年度に比べ1億6,075万4,308円、3.2%の増であります。

備考欄をごらんください。

個人市民税の内訳として、普通徴収分は14億3,864万7,928円であります。前年度に比べ1,426万9,277円、1%の減であります。主な理由は、給与所得者において特別徴収への移行があったためであります。

次に、給与特別徴収分は34億9,210万3,806円で、前年度に比べ1億8,776万5,261円、5.7%の増であります。主な理由は、給与所得者の増加によるものであります。また、年金特別徴収分は2億2,814万5,529円であります。前年度に比べ1,274万1,676円、5.3%の減であります。主な理由は、年金所得額に減少があったためであります。

2 節滞納繰越分は、収入済額8,171万9,311円で、前年度に比べ1,254万6,875円、13.3%の減であります。市民税個人の収納率は95.5%であります。内訳は、現年課税分98.4%、前年度が98.3%で0.1ポイントの増であります。また、滞納繰越分は32.9%、前年度が32.7%で0.2ポイントの増であります。

2 目法人は、収入済額4億8,226万8,000円で、前年度に比べ9,191万3,573円、16.0%の減であります。この主な理由は、税制改正に伴い税率の引き下げがあったことによるものであります。収納率は97.9%で、現年課税分は99.6%、前年度が99.0%で0.6ポイントの増であります。滞納繰越分は20.9%、前年度が29.9%で9.0ポイントの減であります。

2 項1 目固定資産税、1 節現年課税分は、収入済額44億8,558万8,880円で、前年度に比べ2,624万5,465円、0.6%の増であります。主な内容は、土地については110万1,256円の減となっております。家屋については、評価替えに伴い既存家屋の減価があったため、前年度に比べ949万2,121円の減となっております。また、償却資産については、企業での設備投資の増加があったため、3,683万8,842円の増となっております。

2節滞納繰越分は、収入済額4,107万8,667円で、前年度と比べ19万5,922円、0.5%の減であります。収納率は96.6%で、現年課税分99.1%、前年度が98.9%で0.2ポイントの増であります。滞納繰越分は25.9%、前年度が26.0%で0.1ポイントの減であります。

2目国有資産等所在市町村交付金は、収入済額5億7,007万3,500円で、前年度に比べ2,613万6,300円、4.8%の増であります。この主な理由は、国及び東京都の財産台帳価格に改定があったことによるものであります。

3項1目軽自動車税は、収入済額7,856万2,816円で、前年度に比べ237万3,864円、3.1%の増であります。収納率は93.6%で、現年課税分98.1%、前年度が97.7%で0.4ポイントの増であります。滞納繰越分は23.9%、前年度が28.2%で4.3ポイントの減であります。

20ページをお開きください。

4項1目市たばこ税は、収入済額5億6,375万9,118円で、前年度に比べ143万7,848円、0.3%の減であります。

5項1目都市計画税は、収入済額9億6,202万5,537円、前年度に比べ499万133円、0.5%の減であります。この主な理由は、固定資産税と同様の理由でございます。収納率は96.0%で、現年課税分99.1%、前年度が98.9%で0.2ポイントの増であります。滞納繰越分は22.1%、前年度が22.5%で0.4ポイントの減であります。

ここで、18ページに戻っていただきまして、不納欠損額、収入未済額について御説明いたします。

一番上の行の不納欠損額5,324万7,633円は、前年度に比べ972万4,358円の増で、件数は360件、前年度より増となっております。不納欠損の理由は、住所不明、生活困窮、財産がない場合などであります。収入未済額は4億1,005万48円で、現年課税分1億3,589万2,191円、滞納繰越分2億7,415万7,857円で、前年度に比べ合計5,315万9,139円の減であります。

行政報告書139、140ページの見開きをごらんください。

市税徴収実績調書により御説明いたします。

現年課税分であります。収納率は98.9%で、前年度に比べ0.2ポイントの増であります。滞納繰越分の収納率は29.2%で、前年度と比較して0.5ポイントの減となっております。

市税全体の収納率であります。下から6行目の総計欄をごらんください。

収納率は96.4%で、前年度と比較して0.3ポイントの増となっております。平成27年度におきましても不安定な経済情勢が続く、このため、納税を取り巻く環境は依然として厳しい状況でありましたが、収納に関しきめ細かな対応を基本としながら、法に基づき厳正に滞納整理を進めました。

決算書の22ページをお開きください。

2款地方譲与税は、収入済額1億4,005万8,001円で、前年度に比べ603万円、4.5%の増であります。

1項1目1節、地方揮発油譲与税は、収入済額4,254万4,000円で、前年度に比べ241万2,000円、6.0%の増であります。

2項1目1節自動車重量譲与税は、収入済額9,751万4,000円で、前年度に比べ361万8,000円、3.9%の増であります。

3項1目1節地方道路譲与税は、収入済額1円で前年度と同額であります。

24ページをお開きください。

3款利子割交付金は、収入済額7,744万9,000円で、前年度に比べ1,267万1,000円で14.1%の減であります。

26ページをお開きください。

4 款配当割交付金は、収入済額9,298万4,000円で、前年度に比べ2,071万5,000円、18.2%の減であります。主に配当割交付金に係る原資の減によるものであります。

28ページをお開きください。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額9,149万9,000円で、前年度に比べ412万円、4.3%の減であります。主に株式等譲渡所得割交付金に係る原資の減によるものであります。

30ページをお開きください。

6 款地方消費税交付金は、収入済額18億3,414万4,000円で、前年度に比べ8億2,061万円、81%の増であります。主に税率改定後の税収が平年度化されたことに伴います地方消費税交付金に係る原資の増によるものであります。

32ページをお開きください。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額6,290万9,000円で、前年度に比べ1,824万9,000円、40.9%の増であります。主に自動車取得税交付金に係る原資の増によるものであります。

34ページをお開きください。

8 款地方特例交付金は、収入済額7,478万1,000円で、前年度に比べ186万円、2.4%の減であります。

36ページをお開きください。

9 款地方交付税は、収入済額18億7,919万円で、前年度に比べ7,877万3,000円、4.0%の減であります。普通交付税は16億8,634万4,000円で、前年度に比べ9,445万4,000円、5.3%の減であります。普通交付税につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額との差額として算定されますが、基準財政収入額では、主に地方消費税交付金が前年度と比べ増額となり、基準財政需要額では、主に人口減少等特例対策事業費により増額の算定内容となりました。全体では、基準財政収入額の伸びが必要額を上回ったことにより、前年度比で減額となるものであります。特別交付税は、収入済額1億9,284万6,000円で、前年度に比べ1,568万1,000円、8.9%の増であります。

38ページをお開きください。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,197万4,000円で、前年度に比べ1万8,000円、0.2%の減であります。

40ページをお開きください。

11 款分担金及び負担金は、収入済額3億6,292万7,957円で、前年度に比べ2,182万8,020円、5.7%の減であります。

1 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金は、収入済額432万1,362円で、老人ホーム措置費一部負担金であります。前年度に比べ113万5,055円、20.8%の減であります。また、収入未済額は11万5,400円で、老人ホーム退所時に生じた老人ホーム措置費一部負担金の未収金であります。

2 節児童福祉費負担金の収入済額は3億5,802万9,190円であります。主に保育課所管の保育園入園者保育料で、収納率は95.5%であります。不納欠損額は保育料の412万2,220円で、延べ360件分であります。理由といたしましては、生活困窮及び破産であります。

なお、前年度に比べ110万9,030円の増であります。

また、収入未済額は保育料の1,293万4,070円で、現年分延べ222件、過年度分延べ828件であります。未納者に対して随時催告し、収納に努めました。



42ページをお開きください。

12款使用料及び手数料は、収入済額4億6,842万9,321円で、前年度に比べ5,177万8,324円、12.4%の増であります。

1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料は、収入済額4,682万9,460円で、前年度に比べ1,634万4,960円の増であります。この主な理由は、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、公立保育園の保育料を公の施設の使用料として収納したことに加え、学童保育所入所児が前年度に比べ延べ779人の増となったことによるものです。

不納欠損額22万7,000円は、学童保育所育成料12件分であります。収入未済額192万1,740円は、公立保育園保育料現年度未納分延べ22件と、学童保育所育成料未納分の現年度分及び滞納繰越分計87件であります。未納者に対しては随時催告し、収納に努めました。

3目衛生使用料、1節保健衛生使用料のうち、健康課所管の休日急患診療所使用料は、収入済額1,556万4,131円で、前年度に比べ665万5,704円の減であります。この主な理由は、インフルエンザの罹患が前年度と比べ少なく、例年より受診者が減少したことによるものであります。

4目農林業使用料、1節園芸振興使用料は、収入済額377万9,700円で、前年度に比べ10万7,700円の減であります。この主な理由は、市民農園利用者の減少によるものであります。

44ページをお開きください。

5目土木使用料、2節道路橋りょう使用料は、収入済額5,767万4,224円で、道路及び特定公共物における電気、電話、ガス等の占用料であります。

46ページをお開きください。

2項手数料、2目総務手数料、3節戸籍住民手数料は、収入済額2,870万700円で、住民票等の交付手数料であります。

4目衛生手数料、2節清掃手数料は、収入済額2億9,602万3,010円で、前年度に比べ3,919万1,990円の増であります。この主な理由は、2年目を迎えた家庭廃棄物処理手数料が1年を通じての収入となったことによるものであります。

不納欠損額8万4,970円は、粗大ごみ等処理手数料（過年度分）35件分で、時効消滅によるものであります。

○委員長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時44分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（関田賢治君） 続けて説明させていただきます。

48ページをお開きください。

13款国庫支出金は、収入済額56億2,859万2,286円で、前年度に比べ1億9,139万7,850円、3.5%の増であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金は、収入済額8億8,385万6,315円で、前年度に比べ6,299万4,615円の増であります。この主な理由は、障害福祉課所管の障害者自立支援給付費等負担金が歳出事業の増により3,008万7,234円の増額となったことによるものであります。

2節児童福祉費負担金は、収入済額17億985万8,988円で、前年度に比べ1億6,674万5,381円、10.8%の増であります。この主な理由は、のぞみ保育園の建て替え及び分園の新設、紫水保育園及び谷里保育園の増築に伴う定員増並びに子ども・子育て支援新制度の開始に伴う認定こども園等の給付対象施設の増加によるものであります。

3節生活保護費負担金は、収入済額22億9,326万2,000円で、前年度に比べ4,264万6,000円、1.8%の減であります。これは、生活保護費国庫負担金の6,999万4,000円が平成27年度には精算されずに、平成28年度で過年度歳入として精算され収入されることによるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は、収入済額5,624万9,000円で、前年度に比べ2,788万4,000円の増であります。増額となった主な理由は、社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金に加え、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、個人番号カード交付事業費補助金等が交付されたことによるものであります。

52ページをお開きください。

7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金は、収入済額6,825万1,000円で、前年度に比べ3,748万円の増であります。学校施設環境改善交付金6,526万6,000円は、第一、第二、第六、第十小学校の校舎外壁改修工事及び第一、第二、第三、第四、第五小学校のマンホールトイレ設置工事に対するものであります。

3節中学校費補助金は、収入済額3,846万3,000円で、前年度に比べ1,792万3,000円の減であります。学校施設環境改善交付金3,650万2,000円は、第一、第三中学校の校舎外壁改修工事に対するものであります。

13目地域住民生活等緊急支援のための交付金、1節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）は、収入済額4,990万7,505円で、平成26年度に繰越明許費として設定したもので、消費喚起プレミアム付商品券発行事業の特定財源として収入されたものであります。

2節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）は、収入済額4,990万7,000円で、そのうち1,000万円はまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年10月末までに策定したことにより追加の交付があったものであります。また、3,990万7,000円は、平成26年度に繰越明許費として設定したもので、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業など地方創生に関する事業の特定財源として収入されたものであります。

54ページをお開きください。

14目地方創生加速化交付金は、収入未済額2,410万8,000円でありますが、これは、繰越明許費の地方創生観光まちづくり事業及び地方創生歴史・文化まちづくり事業の特定財源として、平成28年度に収入されるものであります。

56ページをお開きください。

14款都支出金は、収入済額43億1,382万6,961円で、前年度に比べ7,706万3,823円、1.8%の減であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は、収入済額8億1,700万2,135円で、前年度に比べ3,638万2,081円の増であります。この主な理由は、保険年金課所管の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）及び保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）と障害福祉課所管の障害者自立支援給付費等負担金で、保険年金課所管の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）が2,073万8,438円の増額及び保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）が580万8,541円の増額で、主に保険税及び保険料の軽減に係る対象者数の増によるものであります。

なお、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計へ市負担分と合わせて繰り出しをしております。

す。

また、障害福祉課所管の障害者自立支援給付費等負担金は1,157万7,275円の増額で、これは歳出事業費の増によるものであります。

2節児童福祉費負担金は、収入済額7億8,622万3,433円で、前年度に比べ1億109万1,981円、14.8%の増であります。この主な理由は、のぞみ保育園の建て替え及び分園の新設、紫水保育園及び谷里保育園の増築に伴う定員増並びに子ども・子育て支援新制度の開始に伴う認定こども園等の給付対象施設の増加によるものであります。

58ページをお開きください。

2項都補助金、1目総務費都補助金、1節市町村総合交付金は、収入済額11億4,791万6,000円で、前年度に比べ7,822万円、7.3%の増であります。

2目民生費都補助金、1節社会福祉費補助金は、収入済額2億6,840万4,000円で、前年度に比べ1,744万8,000円の増であります。

高齢介護課所管のシルバー交番設置事業補助金は、収入済額1,516万3,000円で、前年度に比べ374万2,000円の増であります。これは、高齢者見守りぼっくす事業の運営経費に対する補助金であります。

60ページをお開きください。

1行目、障害福祉課所管の居宅介護等国庫負担基準超過負担額に対する補助金は、収入済額1,569万円で、前年度に比べ351万5,000円の増であります。これは歳出事業費の増によるものであります。

2節児童福祉費補助金は、収入済額7億6,393万7,000円で、前年度に比べ3億1,146万3,000円、29.0%の減であります。この主な理由は、保育課所管の保育所緊急整備事業補助金の皆減によるものであります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は、収入済額165万7,627円で、農業委員会の組織運営の補助金、平成26年2月の大雪被害を受けた園芸施設の撤去・再建等の補助金であります。

なお、園芸施設の撤去・再建等の補助金につきましては、平成26年度中に事業が終了しなかった対象者には、平成27年度に繰り越しし実施しました。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金のうち産業振興課所管の地域消費喚起特別支援事業補助金は2,395万5,000円でありますが、これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）の上乗せ分として、国の交付金と合わせて収入されたものであります。

6目土木費都補助金、1節道路橋りょう費補助金は、収入済額3,400万円で、市道第1号線及び市道第6号線の道路改良事業費、市道第3号線舗装補修事業費の補助金であります。

62ページをお開きください。

2節、都市計画費補助金は、収入済額2,321万円で、主に都市計画道路3・5・20号線の整備事業に対する補助金であります。

8目教育費都補助金、2節小学校費補助金は、収入済額3,732万8,000円で、前年度に比べ2,177万9,000円の増であります。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金2,879万8,000円は、第一、第二、第六、第十小学校の校舎外壁改修工事に対するものであります。公立小学校特別支援教室設置条件整備費補助金596万1,000円は、小学校全校への特別支援教室の導入に係る教材等の物品購入に対するものであります。

3節中学校費補助金は、収入済額1,643万円で、前年度に比べ652万3,000円の減であります。これは、公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金で第一、第三中学校の校舎外壁改修工事に対するものであります。

64ページをお開きください。

9目1節緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、収入済額89万9,000円で、前年度に比べ5,057万7,000円の減であります。主な理由は、生活困窮者自立促進支援モデル事業の終了によるものであります。

66ページをお開きください。

3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は、収入済額2,297万4,790円で、環境課所管の環境確保条例に係る市事務処理特例交付金が主なものであります。

70ページをお開きください。

15款財産収入は、収入済額3,648万2,338円で、前年度に比べ2,741万8,757円、42.9%の減であります。この主な理由は、市有地売払収入の減によるものであります。

74ページをお開きください。

16款寄附金は、収入済額55万5,000円で、前年度に比べ1,026万9,203円、94.9%の減であります。寄附金の詳細につきましては、後ほど行政報告書の20ページをごらんいただきたいと思います。

76ページをお開きください。

17款繰入金は、収入済額9億4,435万2,511円で、前年度に比べ5億2,659万4,637円、126.1%の増であります。

1項基金繰入金は、収入済額7億7,238万9,000円で、前年度に比べ4億8,375万2,000円の増であります。

1目1節財政調整基金繰入金は、収入済額5億4,238万9,000円で、前年度に比べ2億6,375万2,000円、94.7%の増であります。

3目1節施設整備等基金繰入金は、収入済額2億3,000万円で、前年度に比べ2億2,000万円の増であります。学校給食センター新築工事費等に充当したものであります。

2項特別会計繰入金、1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は、収入済額2,875万2,082円で、前年度に比べ356万9,844円の減であります。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金は、収入済額1億1,044万7,959円で、前年度に比べ5,025万8,224円の増であります。

4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は、収入済額3,276万3,470円で、前年度に比べ384万5,743円の減であります。

78ページをお開きください。

18款繰越金は、収入済額12億1,446万7,610円で、前年度に比べ1億3,282万1,914円、9.9%の減であります。

財政課所管の前年度繰越金は、収入済額12億29万6,301円で、前年度に比べ1億2,756万8,670円、9.6%の減であります。

80ページをお開きください。

19款諸収入は、収入済額4億754万1,457円で、前年度に比べ1,323万5,480円、3.4%の増であります。

3項1目1節貸付金元利収入は、収入済額2,700万6,001円で、小口事業資金誘致預託金、中小企業勤労者生活資金誘致預託金の満期到来に伴う元利収入であります。

82ページをお開きください。

5項1目1節雑入の収入済額は3億3,738万4,719円であります。街路灯LED化事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金800万円を含んでおります。不納欠損額は663万8,407円で、主なものは生活保護費返還金（過年度分）であります。また、収入未済額は1億9,782万2,972円で、主なものは生活保護費返還金（現年・

過年度分)及び資源物売払収入に係る未収金であります。

92ページをお開きください。

20款市債は、収入済額20億5,877万7,000円で、前年度に比べ2億2,673万5,000円、12.4%の増であります。この主な理由といたしまして、学校給食センター新築事業債が収入済額6億円の皆増となったことによるものであります。

以上のようにいたしまして、収入済額の合計が321億2,491万3,534円で、前年度に比べ15億7,149万7,160円の増となったものであります。

不納欠損額は6,432万230円で、前年度より1,459万4,103円の増であります。

収入未済額は6億4,695万2,230円で、前年度より1億3,412万1,751円の減であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続き、歳出につきまして御説明いたします。

具体的な内容の説明に入る前に、歳出の説明につきましては、備考欄における事業番号と事業名、その主な事業内容等について御説明させていただき、必要に応じて不用額等に関する内容説明をさせていただきますので、あらかじめ御了解くださいますようお願い申し上げます。

なお、大変恐縮でございますが、備考欄の読み上げは省略し、直接、事業番号、事業名等の説明に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、人件費の説明はここで一括して行い、各款の人件費についての説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

行政報告書39ページをお開きください。

職員の配置状況であります。平成27年4月1日現在の特別会計を含む再任用短時間勤務職員を除いた職員数は474人で、うち一般会計は436人、特別会計は38人です。

なお、年度末では、職員の新規採用等により、一般会計1人の増で、全職員数は475人となっております。

次に、人件費であります。行政報告書41、42ページの見開きをごらんいただきたいと思います。

これは職員給与の表で、一般会計職員の各款の給料、職員手当等及び共済費の支出済額の一覧であります。

職員給与費の合計額は37億2,116万6,827円で、再任用職員分と児童手当を除いた1人当たりの平均給与額は826万7,000円ですが、さらに退職手当組合負担金及び共済費の額を差し引いた、実際に職員に支払った1人当たりの平均給与額は627万7,000円です。

なお、全職員の平均在職年数は17年1カ月で、平均年齢は41歳8カ月です。

行政報告書関係はここで終わります。給与改定について申し上げます。

給与改定につきましては、東京都人事委員会勧告に準じて実施いたしました。

その内容ですが、例月給を4月に遡及して0.12%引き上げ、地域手当も4月に遡及して0.5%引き上げ10.5%といたしました。また、特別給は、勤勉手当を0.1月引き上げ、期末勤勉手当の年間の支給月数を4.2月から4.3月に引き上げております。

以上の改定により、再任用職員及び各種負担金を除いた平成27年度の職員給与は、1人当たり平均で6万3,000円の増額となっております。

以上で人件費に関する説明は終わらせていただきます。

決算書の94ページをお開きください。

1 款議会費は、支出済額 3 億2,799万8,363円で、前年度に比べ661万7,793円の増であります。執行率は96.8%であります。

事業番号2、議会運営費の支出済額は2億6,657万3,762円で、議員報酬、期末手当及び議員共済会負担金のほか、本会議や常任委員会の会議録作成並びに議会報発行に係る経費、また議員が調査研究、その他の活動に資するための政務活動費補助金などであります。

市民に開かれた議会への取り組みといたしまして、本会議のインターネット映像配信をライブ及び録画で実施するとともに、市議会議員が直接市民の方々に定例会の審議内容を報告する議会報告会を開催いたしました。96ページをお開きください。

2 款総務費は、支出済額30億8,644万8,159円で、前年度に比べ5億4,333万2,765円、21.4%の増であります。執行率は95.1%であります。

1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額10億2,168万4,418円で、執行率は97.1%であります。

4 節共済費の不用額は552万4,781円でありますが、この主なものは、事業番号2 人事管理事務費で雇用保険の加入を必要としない雇用が多かったことによるものであります。

7 節賃金の不用額は330万3,491円でありますが、事業番号2 人事管理事務費で、産休等の代替による臨時職員の雇用が見込みより少なかったことによるものであります。

104ページをお開きください。

6 目財産管理費、事業番号1 庁舎管理費の不用額は1,861万837円でありますが、電気料やガス料金の節減に努めたことに加え、本庁舎及び現業棟耐震補強等工事費の契約差金などが生じたことによるものであります。

106ページをお開きください。

7 目企画費、事業番号1 企画業務費では、社会保障・税番号制度の導入、公共施設の最適化及び市有地等の利活用に対応するため、庁内における本部会議等で検討しました。また、東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務について委託を行い、東大和市公共施設等白書を作成いたしました。

事業番号2 平和事業費では、平成27年度が戦後70年の節目の年でありましたことから、戦争体験映像記録のDVDの制作や、東村山市と連携して中学生による地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を実施するなど、事業内容の充実を図りました。

108ページをお開きください。

事業番号3 総合計画事務費では、第四次基本計画における施策の進捗管理の基礎資料とするため、平成26年度の市民意識調査の報告書作成と、平成27年度の市民意識調査を行いました。

事業番号5 行政改革推進業務費では、行政評価において、事務事業評価及び施策評価の実施、また16事業について外部評価を実施しました。

事業番号7 ふれあい広場管理費では、玉川上水駅前の商業施設の一部を賃借し、東大和市ふれあい広場を運営いたしました。市の観光案内や情報発信並びににぎわいの創出に努めました。

110ページをお開きください。

事業番号8 まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業費については、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状と将来展望を示す東大和市人口ビジョンと、平成27年度から平成31年度までの施策の方向性を示す東大和市委ち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等を行いました。

事業番号9 東大和市魅力発信事業費では、市の魅力を市内外に発信するため、東大和市プロモーションビデオを制作しました。

112ページをお開きください。

9 目公安費、事業番号11 防犯対策事業費の1 節報酬は、青色回転灯パトロールカーの運転業務報酬及び生活安全協議会の開催に伴う委員報酬分であります。

10 目電算管理費、事業番号1 情報システム管理・運営事業費の不用額は629万3,264円で、その主なものは、13 節委託料における基幹系システム等においてプログラム修正を必要最小限としたこと及び14 節使用料及び賃借料において、仕様内容を精査して経費の節減に努めたことなどによるものであります。

事業番号2 社会保障・税番号制度関連システム整備事業費の不用額は960万4,828円で、13 節委託料におけるシステム修正を精査して経費の縮減に努めたことに加え、契約差金が生じたことによるものであります。

114ページをお開きください。

12 目地域振興費、事業番号1 市民協働事業費では、自治会の自主的活動を推進するため、自治会補助金として総額387万2,644円を交付いたしました。

124ページをお開きください。

15 目諸費の支出済額は1 億8,994万4,710円で、福祉関係返還金及び市税過誤納還付金が主なものであります。

128ページをお開きください。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費の不用額741万4,922円の主な理由は、事業番号1 賦課事務費の13 節委託料において、電算データ入力業務委託及び空中写真撮影・写真図作成委託料の契約差金が生じたことによるもの、また、事業番号2 徴収事務費の12 節役務費の細節①通信運搬費において、督促状等の催告文書や財産調査などの発生件数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費、事業番号2 戸籍事務費の支出済額は2,053万7,960円であります。

130ページをお開きください。

事業番号3 住民基本台帳事務費の支出済額は1,307万9,014円であります。

事業番号4 個人番号カード交付関係事務費の支出済額は3,957万1,150円であります。戸籍や住民異動の届け出に基づく親族関係や住所の正確な記録及び各種証明書の交付等を行うとともに、マイナンバーカードの交付等事務を行い普及に努めました。

132ページをお開きください。

4 項選挙費、3 目市議会議員及び市長選挙費、事業番号1 市議会議員及び市長選挙費であります。平成27年4月30日の任期満了に伴い、4月26日に市議会議員及び市長選挙が執行されたことから、その執行に要したものであります。

134ページをお開きください。

19 節の負担金補助及び交付金は選挙運動に対する公費負担であります。不用額は605万4,333円で、請求額が少なかったことによるものであります。

140ページをお開きください。

3 款民生費は、支出済額158億5,614万3,834円で、前年度に比べ1 億8,772万2,016円、1.2%の増で、執行率は96.6%であります。歳出全体に占める割合は51.4%で、昨年度に比べ2 ポイント低くなっております。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、事業番号2 国民健康保険事業特別会計繰出金は13億3,498万7,956円

で、前年度に比べ1億7,462万960円の増であります。

事業番号4介護保険事業特別会計繰出金は8億7,257万3,000円で、前年度に比べ1,510万8,000円の増であります。

事業番号5後期高齢者医療特別会計繰出金は8億8,764万8,876円で、前年度に比べ2,575万6,876円の増であります。

144ページをお開きください。

1目社会福祉総務費、事業番号22臨時福祉給付金事業費の不用額は3,964万9,577円で、その主なものは、臨時福祉給付金の支給申請が見込みより少なかったことと、業務委託料の契約差金によるものであります。

148ページをお開きください。

3目老人福祉費、事業番号3介護予防・生きがい活動支援事業費の不用額は603万7,100円で、生きがいデイサービス事業の利用者が見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号4高齢者日常生活支援事業費の不用額は733万1,588円で、その主なものは、老人福祉電話等助成費、おむつ貸与・支給委託料、生活支援ショートステイ事業に係る委託料で、いずれも利用者が見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号6高齢者住宅事業費の不用額は121万7,108円で、その主なものは、高齢者住宅管理人業務委託料の契約差金等によるものであります。

150ページをお開きください。

事業番号14高齢者見守りぼくす事業費の不用額は795万7,203円で、主に委託料の契約差金によるものであります。

152ページをお開きください。

4目障害者福祉費の19節負担金補助及び交付金の不用額393万5,500円は、次ページの事業番号5自立支援給付費等事業費において日中活動系サービス推進事業における補助金等が見込みを下回ったこと等によるものであります。

20節扶助費の不用額6,675万793円は、次ページの事業番号5自立支援給付費等事業費及び事業番号6自立支援医療・補装具給付事業費における給付費等が見込みより少なかったことによるものであります。

162ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、事業番号9子育て世帯臨時特例給付金事業費の支出済額は3,878万4,938円で、前年度に比べ7,130万2,409円の減であります。この主な理由は、前年度1万円でありました1人当たりの給付金額が3,000円とされたことにより、給付額の総額が減少したことによるものであります。

164ページをお開きください。

2目児童措置費、事業番号2民間保育園運営委託・補助事業費の支出済額は28億5,783万477円で、前年度に比べ1億6,052万8,342円の増であります。この主な理由は、のぞみ保育園の建て替え及び分園の新設、紫水保育園及び谷里保育園の増設に伴う定員増によるものであります。

166ページをお開きください。

3目市立保育園費、事業番号2狭山保育園運営費の支出済額は5,256万5,005円で、前年度に比べ188万4,284円の減であります。この主な理由は、前年度に実施した擁壁補修工事の皆減等によるものであります。

170ページをお開きください。



事業番号 8 子育て応援事業費については、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、支出済額は109万8,595円であります。子育て応援事業といたしまして、子育て講座パパスクールを実施いたしました。

186ページをお開きください。

4 款衛生費は、支出済額22億7,341万5,187円で、前年度に比べ9,527万9,339円、4.4%の増であります。執行率は94.4%であります。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、事業番号 3 母子保健事業費の不用額は1,398万1,154円で、主に妊婦健診及び乳幼児健診の受診者数と養育医療助成費等が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

188ページをお開きください。

事業番号 4 成人保健事業費の不用額は2,739万5,059円で、主に健診の受診者が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号 7 子育て応援事業費においては、26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、子育て支援施策として育児パッケージの配布と子育てアプリの配信を実施いたしました。

2 目予防費、事業番号 1 予防事業費の支出済額は 2 億1,776万3,948円で、前年度に比べ81万2,511円の減で、執行率は90.7%であります。不用額は2,237万6,052円で、予防接種件数が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

196ページをお開きください。

7 目環境保全費、事業番号 7 環境基本計画策定事業費では、平成29年から平成38年を計画期間とする第二次環境基本計画の策定に着手し、平成28年度末までには策定する予定であります。不用額は145万9,873円で、主な理由につきましては契約差金であります。

8 目公害対策費、事業番号 1 公害対策事業費では、消費者庁から借り受けた測定器により、学校給食センターの食材や保育園の給食につきまして放射性物質の簡易測定を実施いたしました。検査を行った食材、給食とも全て不検出という結果でありました。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、事業番号 2 清掃管理事務費では、家庭廃棄物有料化の円滑な運営に資するため、指定収集袋の作製を初め、市内の商店等で適切な取り扱いができるよう、東大和市商工会へ委託を行いました。また、新たに廃棄物広報紙ごろすけだよりを発行するとともに、ごみ排出カレンダーの戸別配付などを行いました。

198ページをお開きください。

事業番号 3 ごみ減量推進事業費では、再利用可能な紙類、布類、金属類、ペットボトル等の回収を行う資源物集団回収団体に、回収量に応じて報奨金を交付することで、資源回収の奨励と資源物の再利用を促進しました。なお、市で収集いたしました資源物の状況は、売り払い量が約2,998トンで、収入済額は6,172万46円となっております。

2 目塵芥処理費、事業番号 1 ごみ処理事業費では、総ごみ量が約 2 万379トンで、前年度より約1,309トンの減となっております。内容につきましては、主に可燃ごみの減少となっております。なお、詳細につきましては、後ほど、行政報告書の375ページをごらんいただきたいと思います。

また、日の出町の協力のもと、多摩地区25市 1 町で組織いたします東京たま広域資源循環組合では、埋め立て処分場の延命化を図るため、エコセメント事業を推進しました。市では、エコセメント事業費を含め、2億3,448万7,000円の組合負担金を納付いたしました。

202ページをお開きください。

5款労働費の支出済額は300万円で、執行率は99.3%であります。

204ページをお開きください。

6款農林業費は、支出済額5,199万7,620円で、前年度に比べ511万7,801円、9.0%の減で、執行率は93.5%であります。

1項農業費、3目農業振興費、事業番号1農業振興対策事業費では、市内農業の実情や農産物を広く市民に紹介するとともに、農業振興に資するため、産業まつりの農業部門や農業体験事業等に対する補助事業及び平成26年2月の大雪被害を受けた園芸施設の撤去・再建等に対する補助事業を実施しました。

なお、平成26年2月園芸施設の撤去・再建等の事業につきましては、平成26年度中に事業が終了しなかった対象者に対して、平成27年度に繰り越しして事業を実施いたしました。

206ページをお開きください。

4目園芸振興費、事業番号1園芸振興対策事業費では、市民が園芸等を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりのある生活を実現できるように市民農園用地を借り上げ、園芸の振興を図りました。

208ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額1億9,535万5,245円で、前年度に比べ8,736万8,404円、80.9%の増で、執行率は87.1%であります。

2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金の不用額は752万136円ありますが、事業番号1商工振興対策事業費において予定していたイベント事業が中止になったことや、店舗リフォーム助成の申請が見込みを下回ったことに加え、事業番号3融資事業費において信用保証料補助金及び小規模企業近代化資金利子補給金の交付額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

1項商工費、2目商工振興費、事業番号1商工振興対策事業費では、産業まつりの商工部門への補助事業や新・元気を出せ商店街事業に取り組む商店街に対して経費の一部を助成するとともに、商業の振興を図りました。

住宅リフォーム助成事業では、住宅116件のリフォーム工事に対して助成を行い、住宅の機能維持及び市内建設業の活性化を図ったところであります。

また、平成27年度から本格実施している創業支援事業として、全4回の東大和市創業塾を実施し、延べ120名の参加があり、創業希望者に支援を行ったところであります。

事業番号2商工会補助事業費では、地域の商工業の総合的な改善・発展に取り組む商工会に対して、経営改善普及事業や地域総合振興事業に取り組むための運営費等に対する補助を行いました。また、平成27年度において新規事業として空き店舗調査事業を実施したところであります。

事業番号3融資事業費では、小口事業資金の融資決定16件、特例小口零細企業資金の融資決定55件、信用保証料補助47件、小規模企業近代化資金利子補給164件を行い、小規模事業者の経営安定化を図ったところであります。

事業番号4消費喚起プレミアム付商品券発行事業費につきましては、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援）を活用し、東大和市商工会に対して補助を行い、市内全域でプレミアム商品券事業を実施し、地域の消費喚起を促進しました。

210ページをお開きください。

事業番号5創業支援事業費においては、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、女性を対象とした全4回の創業塾を実施し、延べ50名の参加者がありました。また、創業希望者に対し創業セミナーを実施し、8名の参加者があり、それぞれ支援を行ったところであります。

3目観光費、事業番号1観光推進事業費では、観光事業として、東大和市グルメコンテスト“うまかんべえ〜祭”等の各種イベントの実施や観光マップを作成しました。また、東大和市観光キャラクター「うまべえ」がゆるキャラグランプリ2015等に参加し、市の知名度向上、魅力発信に努めました。

事業番号2観光情報発信事業費については、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、健康課と連携し、官民学協働により観光情報と子育て支援情報を発信するためのアプリケーションを作成し、市の魅力を配信しました。また、告知動画を作成し、市内外にアプリケーション配信の周知を図りました。

事業番号3地方創生観光まちづくり事業の支出済額はございません。この事業は、国の地方創生加速化交付金を活用しました新規事業ではありますが、繰越明許費により平成28年度に実施するものであります。

214ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額16億4,803万6,573円で、前年度に比べ6,724万3,568円、3.9%の減であります。執行率は95.7%であります。

216ページをお開きください。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、事業番号2街路灯管理費で街路灯LED化事業を実施しました。

218ページをお開きください。

2目道路新設改良費、事業番号1市内道路改良事業費、15節工事請負費におきまして、市道第1号線及び市道第6号線道路改良工事で歩道を拡幅整備し、歩行者の安全対策を実施しました。また、南街5丁目地内に雨水浸透施設を設置し、溢水被害の軽減に努めました。

222ページをお開きください。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、事業番号6コミュニティバス運行事業費で、年度を通して循環ルートと往復ルートの2ルートによる運行を行い、年間の延べ利用者数は12万4,589人でありました。内容につきましては、行政報告書435ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

224ページをお開きください。

2目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金で、5億1,059万3,000円を繰り出しし、前年度に比べ677万円の減であります。

3項3目公園費、事業番号1公園管理費では、公園の維持管理を行うことのほか、特色ある公園整備方針を策定いたしました。

226ページをお開きください。

4目街路事業費、事業番号1都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費は100.09平方メートルの用地買収を行いました。平成27年度末現在の用地買収率は96.16%となっております。

4目街路事業費、事業番号2都市計画道路3・5・20号線整備事業費は、市道第11号線から旧芋窪街道までの第2工区の街路築造工事を行いました。

5目土地区画整理費は、土地区画整理事業特別会計への繰出金で、4,999万2,000円を繰り出しし、前年度に

比べ399万2,000円の増であります。

230ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額11億551万2,272円で、前年度に比べ1,316万9,344円、1.2%の増であります。執行率は97.9%であります。

1項消防費、2目非常備消防費、事業番号1消防団活動費では、エンジンカッター及び油圧ジャッキを整備しました。不用額996万8,875円の主な理由は、消防団員数が定員に満たなかったことにより、報酬、被服、運営交付金等が見込みを下回ったことや、火災出動等が少なかったことによるものであります。

3目消防施設費、事業番号1消防施設管理費では、市町村消防団用デジタル受令機等補助金を活用してデジタル受令機を整備したほか、第六分団ホースタワーの設置を実施いたしました。不用額は977万8,387円で、主な理由は工事請負費及び備品購入費の契約差金等であります。

232ページをお開きください。

4目災害対策費、事業番号1災害対策事業費では、避難所となります体育館に避難所用間仕切りの整備を図るとともに、備蓄食料の拡充を行いました。不用額は387万8,133円で、この主な理由は、総合防災訓練会場設営委託及び防火貯水槽撤去工事の契約差金であります。

234ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額35億7,816万2,812円で、前年度に比べ7億7,367万2,245円、27.6%の増であります。執行率は93.0%であります。

236ページをお開きください。

1項教育総務費、2目事務局費、事業番号3校務ネットワーク管理・運営事業費では、校務用パソコン機器の更新とネットワーク・システムの整備により校務の効率化を図り、教員が児童・生徒と向き合える時間を確保するとともに、情報セキュリティー対策の強化を図りました。

238ページをお開きください。

3目教育指導費、事業番号6通学路等学校安全対策費では、児童の安全確保のため、東京都の補助事業を活用して小学校の通学路に25台の防犯カメラを設置いたしました。

事業番号11教育指導管理事務費では、習熟に応じた少人数学習指導員、学校図書館指導員及び学校プール指導補助員を配置いたしました。また、小中一貫教育を推進し特色ある学校づくりに取り組むため、予算の範囲内において補助金を交付いたしました。さらに、担任教員とともに落ちついた学習環境を整える学習支援員の配置や子供たちの基礎学力定着を図るために放課後等補修教室（やまとっくん とっくん塾）を実施いたしました。

242ページをお開きください。

事業番号16教育センター運営費では、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題に対応するため、学校と家庭、関係機関等をつなぎ児童・生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを配置いたしました。

事業番号18教育力向上推進事業費においては、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したもので、学力向上を図るため、学習内容が難しくなる小学校4年生及び進学による戸惑いが起こる中学校1年生を主な対象として、協力指導員（ティームティーチャー）を配置いたしました。

事業番号19学力・授業力向上推進事業費では、小中学校の算数・数学、理科の教員の指導力、同教科の児

童・生徒の基礎学力の向上を図るため、学力ステップアップ推進地域指定事業等を実施いたしました。

244ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費、事業番号1小学校運営費では、小学校の運営に必要な経費を執行いたしました。事業費全体で執行率は91.7%であります。

事業番号2小学校環境整備事業費では、第一、第二、第六、第十小学校の校舎外壁改修工事、第一、第二、第三、第四、第五小学校のマンホールトイレ設置工事、第九小学校受水槽等改修工事を実施いたしました。さらに小学校校舎非構造部材調査委託、第四、第八小学校の校庭芝生化維持管理委託なども実施いたしました。

246ページをお開きください。

3目特別支援学級費、事業番号2通級指導学級事業費では、平成28年度から全ての小学校に特別支援教室を設置するために必要な教育環境を整備するための指導用教材や備品等を購入しました。

248ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、事業番号1中学校運営費では、中学校の運営に必要な経費を執行いたしました。事業費全体で執行率は86.7%であります。

250ページをお開きください。

事業番号2中学校環境整備事業費では、第一、第三中学校の校舎外壁改修工事、第三中学校体育館床改修工事を実施いたしました。また、第二中学校便所尿石除去清掃委託なども実施いたしました。

3目特別支援学級費、事業番号2通級指導学級事業費では、平成28年度に開設する第三中学校の通級指導学級設置工事を実施いたしました。

258ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、事業番号13放課後子ども教室推進事業費では、市内小学校全校で実施するとともに、実施学年をふやし事業の充実に努めました。

事業番号15文化財等観光情報発信事業費については、平成26年度からの繰越明許費で事業を実施したものです。繰越明許費不用額は273万240円で、この主な理由につきましては、文化財等案内板設置委託料及び文化財等ガイドブック作成委託料における契約差金等であります。

事業番号16地方創生歴史・文化まちづくり事業費の支出済額はございません。これは、国の地方創生加速化交付金を活用しました新規事業であります。繰越明許費により平成28年度に実施するものであります。

2目公民館の不用額は804万5,961円で、この主な理由につきましては、次ページの事業番号1中央公民館事業費において光熱水費の節減に努めたことによるものです。

260ページをお開きください。

事業番号1中央公民館事業費から264ページの事業番号6上北台公民館事業費の6事業では、市民一人一人の学習権の保障に努めるとともに、多種多様な学習要求や地域の課題に応えるため、さまざまな事業や講座を実施いたしました。具体的には、児童・青少年から、障害のある方、子育て世代、さらには定年前後の世代までの市民を見据えた講座や事業を行うとともに、日々の暮らしやまちづくり等の地域課題を取り上げた講座、市民みずから企画運営に参加できる市民企画講座等を開設いたしました。また、引き続き、市民大学を開催するとともに、新規事業として、多摩島しよわがまち活性化事業助成金を活用したここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊を実施しました。さらに、狭山公民館において外壁調査を行いました。

264ページをお開きください。

3目図書館費、事業番号2中央図書館事業費から、266ページの事業番号4清原図書館事業費では、3館を合わせて1万5,616冊の図書を購入し、年度末の蔵書数は47万952冊となりました。また、平成27年7月1日から、東村山市、武蔵村山市に加え、新たに立川市との相互利用を開始したほか、東大和市子ども読書活動推進計画に基づき、子供の読書環境の向上に資する事業を実施するなど、市民サービスの向上や効率的な事業運営に努めました。

266ページをお開きください。

4目郷土博物館費の不用額は551万9,203円で、この主な理由につきましては、事業番号1郷土博物館管理費において光熱水費の節減に努めたこと及び各種委託料における契約差金等であります。

270ページをお開きください。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、事業番号3スポーツ振興事業費では、東京都のスポーツ振興等事業費補助金を活用し、車椅子バスケットボール大会など、2020東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成のための事業を実施いたしました。

3目学校給食費、事業番号2学校給食センター運営費では、給食センターの衛生管理を初め、安全安心な給食を提供するため、調理場、排水処理施設及び調理機器などを修繕し、老朽化した学校配置備品を買い換え、配送業務やボイラー維持管理業務などを委託により行いました。

272ページをお開きください。

事業番号3学校給食施設建設事業費では、実施設計をもとに新学校給食センターの新築工事等に係る契約を締結し、工事に着手いたしました。また、新学校給食センター新築施工業者が決定しましたことから、市民の方を対象に説明会を実施いたしました。

276ページをお開きください。

11款公債費は、支出済額15億4,503万9,126円で、前年度に比べ1億1,478万305円、6.9%の減であります。執行率98.8%であります。借入金償還費につきましては、行政報告書629ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、1項公債費、2目利子における不用額1,787万4,881円は、主に市債の借入れ額等が予算額を下回ったことによるものであります。

278ページをお開きください。

12款諸支出金の支出済額は11億5,117万9,022円であります。

1項1目基金費、事業番号1基金積立金（原資分）は、支出済額11億5,019万9,000円で、財政調整基金等の原資分の積み立てであります。各基金の積み立て内容は、行政報告書19ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

280ページをお開きください。

13款予備費の充当は、行政報告書637ページにその内容が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は321億1,739万4,893円、支出済額308億2,228万8,213円、不用額12億4,163万5,073円となるものであります。

282ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額321億2,491万3,534円、歳出総額308億2,228万8,213円で、歳入歳出差引額は13億262万5,321円であります。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額2,936万3,607円、実質収支は12億7,326万1,714円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

[会計管理者 関田賢治君 降壇]

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時29分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

初めに、総括質疑を行います。

○委員（東口正美君） それでは、幾つか聞かせていただきます。

27年度予算のときに上げた目標に対して、決算を終えての成果をどのような認識でおられるのかお聞かせください。特に平成27年度新たにスタートした子ども・子育て制度の活用を初め、尾崎市長2期目の公約である日本一子育てしやすいまちづくりの施策の展開について、市長御自身の評価について伺います。

もう1点は、昨年の決算審査において、経常収支比率の悪化が懸念されておりましたが、結果的に今年度わずかながら改善されております。その要因をどのように分析しているのかお伺いいたします。また、今後市債の返済を進めていく中で経常収支比率の目標をどのように考えているかお聞かせください。

もう一つ、経常経費の抑制のためには人件費の抑制が必要であり、指定管理者制度の活用や民間活力の導入を本市としても進めてきておりますが、27年度はこのことをさらに進めるため、民間活力を導入した総合福祉センターや新学校給食センターの建設に着手したわけですが、このことによる今後の人件費の推移、また職員配置や職員数についてどのようにお考えかお聞かせください。

最後、もう1点、財政の健全化のためには、公共施設の維持管理、公民連携、公共施設機能の複合化やファシリティーマネジメントの手法を取り入れるなど、さらなる行革が必要と考えますが、この点についてのお考えもお聞かせください。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） 私のほうからは、私が言っている子育てについてということで、昨年から一生懸命やるということで進めてきたわけですが、新制度になって、いろんなことをやろうということで進めてきていたわけですが、ただ全てがうまくいったというふうには思っておりません。

そういった意味で、特に昨年度は待機児童はゼロにしたいというふうな思いでいろんな手は打ったわけですが、結果的には少しふえてしまったということで、これはどこの自治体も同じかなと思いますけども、待機児童が少なくなってくると、どうしてもその後、また潜在的な需要というのがふえてきて、どっとふえてしまうというイタチごっこのようなところもあるかなというふうに思いますけども、そうはいってもこの東大和をこれから元気にするには、若い世代の人、特に子育て中の方々により一層頑張ってくださいということが必要だというふうに思いますし、私どものほうは、そういう方々も含めて、しっかりと支援していく必要があ

るのかなというふうに思っています。これからも昨年の内容を踏まえながら、新たな子育て施策を進めてまいりたいというふうにも考えてございます。

以上です。

**○財政課長（川口荘一君）** 平成27年度予算における目標とその成果ということでございますけれども、平成27年度予算編成におきまして掲げた目標、27年度も大きな4つの施策の柱ということで、「住みよい、活気あるまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」「福祉の行き渡ったまちづくり」「地域力・教育力の向上」ということで、方針立てをいたしまして、その施策に係る事業について予算化を図ったところでございます。

とりわけその中でも子育て支援に関しましては、特に重点的に予算を配分したところでございます。例として申し上げますと、待機児童対策になりますけれども、のぞみ保育園、紫水保育園の定員増、のぞみ保育園の分園の開設、谷里保育園の園舎増築、そして学童保育所の受け入れ学年の拡大ということもございましたので、ランドセル来館事業の拡充を図っております。また、教育力の部分では、ティームティーチャーや学習支援員の配置によって、児童・生徒の学力の向上につながるよう努めたところでございます。

こういったことで、市長の方針、日本一子育てしやすいまちづくりに向けて、27年度でも各施策、事業の予算化を図ったところでございますけれども、やはりその中でも待機児童の解消というところが非常に成果があったのではないかとというような認識でございます。

続きまして、2点目の経常収支比率に関してでありますけれども、まず平成27年度の経常収支比率につきましては、26年度と比較しまして0.3ポイント改善ということになりました。要因といたしましては、経常収支比率の分母である歳入の一般財源が市税、地方消費税交付金の増額によって伸びたということと、歳出におきましては、公債費の減額が経常収支比率の改善に大きく寄与しているところでございます。

公債費の経常収支比率に関しましては10.1%であったものが9.1%ということで、1%の減というような内容となっております。これは借入金の償還を着実に進めてきたということでございますので、借入金の抑制を一定期間図ったことによって、公債費の抑制につながったものというような認識でございます。

そして、今後の目標というところでございますけれども、現在の行政改革大綱におきましては90%以内ということになっておりますけれども、担当といたしましても、何とかその90%以内という目標に向けて、今後もさまざまな点で経常収支比率の抑制を図りたいと考えております。歳入においては、収納率の改善につながるような内容であったり、歳出におきましては、例年のことになりますけれども、事務事業の精査ということで、今後その抑制に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○企画財政部長（並木俊則君）** 私のほうからは大きく3点目、4点目ということで、3点目、全体的な人件費の抑制、27年度、あるいは今後というところ、また4点目としては、さらなる行革ということでの質疑でございましたので、その双方関連するところがございますので、私のほうから御説明申し上げますと、まず27年度の決算ということだけで限定はできませんが、人件費の抑制というのは常に行政改革の中で一番の重要な項目として挙がる部分でございます。その人件費を、基本的には必要な事業をやるには、必要な人員、必要な部類ってというのは当然なれば、事業の推進はできません。その中で方法論として、民間活力の導入ということの中で、委託であったり、あるいは指定管理者の制度を導入したりというような方法というふうになります。

実際には人件費の抑制に今まで努めてまいりましたが、ここで先ほど御質問者の具体的な話にもありましたように、総合福祉センターが10月1日に開所いたします。その関係でみのり福祉園がここで9月30日をもちま



して園のほうが開園になるというところの中で、そこでの職員のこれからの配置、それと来年、29年4月には新学校給食センターが稼働するといった中で第一学校給食センター、第二学校給食センター、こちらの職員のまた配置というようなところがございます。

一概に人件費の抑制、抑制というふうに言われますけれど、實際上、職員は市役所の市の仕事という中で、配置の変更ということがありますので、全体的には結果として人件費が抑制されればというところの中で、当然のごとく、ほかの費用、物件費等は、委託するについても、指定管理者についても、そういったものの費用はほかにはあるわけですから、そういったものを見ながら、全体の行政改革、あるいは今後の市政運営を考えていくとなります。人件費につきましては、今後も最重要課題の部分でございますので、いろいろな方法を見きわめて、今後も取り入れられるものは取り入れていくというような姿勢でございます。

それに付随しまして、さらなる行革ということでございますが、現在同時期で第5次の行政改革大綱、それに伴います推進計画を現在策定中でございます。平成28年度中ということになりますので、平成29年度からの5年間の第5次の行政改革大綱、また推進計画を今策定中。それと同時に、今まで数年かかってきました公共施設等の総合管理計画、これも平成28年度中に策定、国のほうに報告、また平成29年度からはこの総合管理計画をもとに、それぞれ個別の施設等、それは分野別になるか、個々の施設ごとになるか、緊急性を要する施設はピックアップしてやるか、いろいろな方策になると思いますが、その実施計画を今度は、今考えておりますのは、専門的に計画を練っていかなければ、今後の施設の老朽化等に対応できないということで、そういったものがちょうど平成29年度から新たにスタートしたり、新たに計画をつくるという段階になっておりますので、今後も行政改革の進め方、それとそれに付随しますインフラの関係の老朽化に対応します整備関係、こういったものを総合的に勘案しながら、それぞれの年度の予算、あるいはそれに伴う決算、それと実施計画の3年、あるいは基本計画をそれにいかに絡めるかという部分で、今後も計画を十分煮詰めた中で実効性のある事業の推進に努めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 幾つか伺います。

先ほど決算に伴う市長の市政報告でもありましたし、予算編成に当たっての報告でもありましたけれども、日本経済の動向について、景気は緩やかな回復基調が続いているというふうに表示をしています。平成27年度の実質GDPの成長率は、前年度のマイナス0.9%から0.8%というふうにプラスに転じていますけれども、実質のGDP実額は、消費税増税前を回復しないまま推移したっていうのが実際のところだと思います。消費税増税による打撃を回復できないまま推移したっていうのが27年度の日本経済の実際ではないかというふうに考えるわけですが、改めて27年度の経済動向についての認識を伺います。

それから、2つ目に、市民の暮らしの実態はどうなっているのかっていうのが市政運営の上で大変重要な認識だと思いますけれども、予算編成時には個人消費には依然として弱さが見られているというふうにしていました。27年度の市民の暮らし向きについて、現在に至ってどう見ているのか伺います。

それから、3点目に、消費税の市財政への影響について資料をいただきました。これを見ると、消費税によって市財政は差し引き11億円余りの増収になったというふうに見受けられますが、そういうことでいいのかどうか。

それから、消費税については、市財政についての影響もありますけれども、やはり市民の暮らしに対する影響、ここが非常に大事だと思うんですが、この点についての認識を伺います。

それから、4点目ですけれども、市民の暮らしという点では、私は政府統計でも家計最終消費支出が2年連続で低下をして、大変厳しくなってるというふうに27年度についても思います。市民の暮らしを支える市政運営が必要だったというふうに思いますが、この27年度、介護保険料で1億3,000万円の値上げ、家庭ごみ有料化の通年実施、ちょこバス運賃の8割値上げなどが行われました。また、国保税の値上げや下水道使用料の3割値上げもこの年度のうちに決められました。これらは市民の暮らしを一層追い詰める誤った施策だったのではないかと思います、この点についての市長の見解を伺います。

それから、5点目ですけれども、市の歳入一般財源等の額ですが、平成20年度、ここが底だったんですけども、168億8,937万2,000円でしたが、過去3年を見ても、ここを底にして、25年度が193億6,687万1,000円、26年度が195億6,103万9,000円、27年度は初めて200億円を超えて、202億9,326万円っていうふうに伸びてきています。この点については、事前に配付された決算カードの数値も誤りがあったようですので、数値そのものも確認をしていただきたい。

それから、これらの動向を踏まえて、市財政の状況についての市の見解を伺います。

また、こういう歳入一般財源がこのように伸びているっていうことは、国の地方財政対策の影響が大変大きいと思いますが、どのように影響しているのかについても伺います。

**○財政課長（川口荘一君）** それでは、私のほうから1番目の経済動向と3つ目の消費税の影響、そして5つ目の国の地方財政対策と市財政の関係について説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の平成27年度の経済動向ということでございますけれども、国の金融政策、また経済対策によって、全体的に景気は緩やかな回復基調ということで、国のほうでも報告がされておりますし、市のほうでもその認識ということでございます。その結果、現在雇用・所得環境の改善等が図られまして、市におきましても市民税個人の増額が図られているといったこともございます。

ただ、一方で、海外における景気の下振れなどが企業収益に与える影響もあるという点で、先行きの確たる見通しは非常に難しいのではないかとこのところでございます。特に市におきましては、市民税法人、また東京都から交付される都税の連動交付金、株式等譲渡所得割交付金などにこの点での影響等が見込まれるところでございます。全体的には、繰り返しになりますけれども、現在の経済動向というところでは緩やかな回復基調というような認識でございます。

続きまして、3点目の消費税の市財政への影響と市民の暮らしに対する影響に関してでありますけれども、まず提供させていただいた資料でございますけれども、歳入での影響は約19億1,300万円の収入がございまして、歳出におきましては約8億1,200万円ということで、単純差し引きでは11億円を超える額が実質的な増分というふうになっております。

この実質的増分のうち、約9億1,300万円ほどが税率引き上げ分として社会保障財源というふうになりますので、平成27年度の市における福祉を中心とした社会保障関係経費の充実というところで予算の増額を図っておりますので、これらの施策の財源として、地方消費税交付金の活用を図ったというところでございます。

そして、5つ目の国の地方財政対策と市の財政状況の関係でございますけれども、東大和市におきましては、やはり国の地方財政対策が財政運営上非常に大きな部分を占めてくるというところでございます。その中でも臨時財政対策債を含めます地方交付税の確保というところが非常に重要であるというような認識でございます。

平成20年度の数値との比較で御質疑いただきましたけれども、27年度の市の一般財源は、お話にありましたとおり約202億9,326万円ということになりますので、20年度当初と比較しましても、かなりの額で大きな伸び

を示しております。そういったことで国の地方財政対策が市の財政に与える影響、国の地方財政対策がより地方にとって配慮された内容であれば、地方にとっても財政的に非常に好転する要因として挙げられることが言えると思われま。

以上です。

○副市長（小島昇公君） 4番目の御質疑について私のほうから答弁させていただきます。

市民の暮らしというところでは、緩やかな回復基調の中で、市民の暮らしがどうかというところでは、市民それぞれ8万6,000人の方の暮らし向きというのはそれぞれ違いますから、一概に評価はできないというふうを考えてございます。そういう中で言いますと、一般的に大きなくりは、公務員の給与というのは民間準拠ということで、民間に準拠していく中で改定がされていくと。一時期は一方的に毎年毎年下がっていく状況でございましたが、ここは少しずつですけども、給料も上がっているという中で、一般的でくくりでいうと、少しずつ回復基調にあるのかなというふうに思っております。

そして、4番目の御質疑の中で、その中で値上げが非常に多かったというところは、判断が誤りではないかというところがございますけども、こちらにつきましては最少の経費で最大の効果ということで行政運営を進めております。そういう中で真に必要なものは、議会でも説明をさせていただきまして、議員の皆さんも御理解をいただいた上で可決をいただいた中で進めている施策でございますので、当然正しい判断だというふうに考えております。

以上でございます。

○市民部長（関田新一君） それでは、私のほうから2点目でございますが、平成27年度市民の暮らし向きにつきまして、市税の面からお答えをさせていただきたいというふうに考えてございます。なお、申し上げます数値につきましては、平成27年度の課税数値ということでございますので、26年度中の所得ということになりますことを、御了解のほどお願いをしたいというふうに考えてございます。

まず、平成27年度の個人の所得金額でございます。それから、市民税額、社会保障料の控除額、これにつきまして申し上げます。1人当たりの所得金額につきましては307万8,000円、1人当たりの市民税の所得割額、これにつきましては11万7,000円、1人当たりの社会保険料の控除額、これにつきましては51万1,000円ほどになっているということでございます。前年度比、比率でございますが、所得が1.1%の増加、市民税が0.9%の増加、社会保険料の控除額でございますが、2.8%の増加と、このようになっているところでございます。

このように所得につきまして増加をし、またこれに伴いまして、市税と社会保険料も増加しているというところでございます。また、物価につきましては、原油安、また円高の影響により下落をしているということがございます。こうした状況から考えますと、先ほど副市長のほうからもお答えをいただいたところでございますが、市民の暮らし向きは、穏やかではございますが、回復基調にあると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 景気は緩やかな回復基調で、市民の暮らしも若干よくなっているのではないかっていう答弁だったと思いますが、政府はずっとそう言ってるわけですけども、どの世論調査を見ても、景気回復の実感はないというのが大半で、国民の実感とかけ離れた評価をし、それに基づいて施策を打っていくってことは、大変大きな誤りにつながるというふうに考えざるを得ません。

今暮らしの状況、市税の状況も含めて御説明ありましたが、実際には実質賃金、国民の実収入、どんどん減り続けているというのは統計でも明らかです。ですから、実際の暮らしは厳しくなっているけれども、額面の給料が上がったことで、税や社会保障の負担はふえている。だから、余計厳しくなってるっていうのが実態なんではないかと、この点についてもう一度伺いたいと思います。

それから、もう一つは、消費税について、社会保障財源として使われて、社会保障が充実されるっていうお話でしたが、実際にはこれまで社会保障に使われていた財源を、消費税増税による財源でそこに当てはめただけで、実際の社会保障拡充策というふうにはなっていないというのが実情ではないかと思いますが、その点について、拡充という点で使用されたものがあれば具体的に伺いたいと思います。

そういう点で私としては、実際の市民の暮らしが厳しくなっている中でこのやほりこれだけの値上げは誤りと言わざるを得ないと考えています。これは答弁は結構です。

**○企画財政部長（並木俊則君）** 私のほうから1点目の現在の市民の暮らし、国全体の国民の方がそれぞれのいろいろな実感、それはより厳しいのではないかとというようなところを私のほうから、あと消費税の関係の部類は財政課長からお答えいたします。

まず、先ほど国の財政対策、あるいは市がそれに関係するもののいろいろな財源対策をやった中で、現在東大和市の予算の編成ができ、それをもとにいろいろな事業を推進、実施をして、決算というふうな形になります。全体的には、ここ数年を見ますと、国の経済対策、あるいは景気浮揚の対策、そういったものがいろいろ国の予算、あるいは補正予算、それに付随します東京都のいろいろな関係する施策、そういったものに東大和市のほうは市民サービスの向上を第一に市民生活を守る、あるいは維持してくという、そういうものを第一に観点として捉えながら、いろいろ国の施策、あるいは東京都の関連する事業を取り入れるものは取り入れていく。

また、なかなか財源的に厳しいものは、数年後にはそれができるかなというようなことも考えながら、計画をもってすることが今の市政の全体的な考えでございますので、いろいろな事業を市民の現在のニーズに合ったもの、あるいは施策として重要なもの、そういったものを事業化してるところでございます。それがここでの今の市政の日本一子育てしやすいまちづくりというものを掲げて、それを重要な案件としてしているところでございます。それに付随して、いろいろな事業を実施し、予算化もしているところでございますので、そういったものを考えながら、現在の状況を踏まえ、より東大和区域内、東大和市民の方にとって何の施策が、事業が一番重要なのかというのを常に考えながら、今後もいろいろな事業推進に努めたいというところでございます。

以上でございます。

**○財政課長（川口荘一君）** 消費税と社会保障関係経費の拡充についてでございますけれども、まず社会保障関係経費につきましては、毎年度増加しているというのが現状だと思います。そういった経費に対して、やはり安定的な財源の確保が必要ではないかというような認識でございます。

消費税に関しましては、その時々消費活動の影響は受けることになりますけれども、やはり安定的な財源と言われてますので、伸び続ける社会保障の安定的な給付、そして拡充に関しては、消費税、また地方消費税交付金というのは非常に重要な財源ではないかというような考えでございます。

そして、平成27年度、地方消費税交付金が大きく伸びたわけでございますけれども、市におきましても、社会保障関係経費として、特に待機児対策として、さまざまな施策を講じたところでございます。当然その施策

に関しては、財源が大きく必要になってまいりますので、その財源として、地方消費税交付金っていうのは非常に重要な財源になってくるというような考えでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 1点確認させていただきたいと思います。この決算報告書、行政報告書、また予算などは、市政全体を見る上では非常に重要な資料であったり、根幹だと思うんですが、毎年経年で見させていただいているんですけども、今年度、平成27年度の行政報告書の中は、大分情報がふえていたり、項目を足されていたりっていう工夫が見られる新たな部分も幾つか見受けましたけども、一方で、簡略化されたり、違う言い方をすると、後退したっていう言い方になるかしれませんけれども、市民などへの市政の情報の公開の充実、透明性っていうところを勘案して、このような行政報告書などの既存の事業などの表現を追加、削減したりするなどの部分はどのように精査して、決定されているのか。できれば充実の方向に全体的に行ってほしいんですけども、どこか統括してやってらっしゃるのかについて教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政報告書の取りまとめにつきましては、企画課のほうで行っておりますので、私のほうから御説明させていただきたいと思います。

企画課のほうでは、集約に当たりまして、まずは行政報告書のページが毎年ここでふえてるところです。近年でも5年ぐらい前に比べると50ページぐらいふえてるような状況でして、まずこれを集約するに当たりましては、内容をきちんと精査してほしいというお願いをしてるところでございます。

そして、書式立って、記載の方法の統一性というのは、通知を出させていただきまして、どんな事業でも同じような書式になるような方法には統一してるところでございます。あと、内容の選択ですけども、それはそれぞれの主管課がその時々判断して、やってるような状況でございます。そういう形で各課から上がってきたものを集約してるといような状況でございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 了解しました。とてもことしいろいろ情報ふえてるなっていう部分が本当に見受けられたので、とてもよくわかったんですけども、今のいろいろな通達を出して、統一感を図ってるという中で、例えば項目を削減したり、簡略化するようなどきっていうものも、主管課の判断だけに任せて、その理由などっていうものはどこかで取りまとめているのかを再度お聞きしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） これだけの膨大な量になりますので、それぞれの判断は主管課でやっただいてるところでございます。例えば今回は企画課のほうでは、検討委員会の下に課長会等あるんですけども、そちらの議案につきましては、これまでは細かく出していたんですけども、ここが取りまとめて簡略化するような方策をとりまして、内容を損なわない範囲で簡略化したような経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 総括質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、総括質疑を終了いたします。

---

○委員長（佐竹康彦君） 次に、平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の歳入について、一括して質疑を行

います。

なお、あらかじめ申し上げておきます。質疑並びに答弁に当たっては、決算書、行政報告書などのページ数を示した上で発言されるようお願いいたします。

また、質疑者及び答弁者は、明確で簡潔な内容の発言を心がけられるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

**○委員（床鍋義博君）** 決算書47ページのところで、先ほどの47ページ、12款2項の4、そのの不納欠損額のところで理由が時効消滅するというふうに御説明がありましたけれども、時効で消滅するっていうのは、そのまま戻ってこないわけなんで、時効中断の手続っていうのはどうやってとられたのかどうか。また、このほかにも時効が進行しているものがあるかなと思うんですけども、そういうものに対しても今後そのまま放っておくのかどうか、そういう適正なことが行われているかどうかお聞かせください。

**○環境部長（田口茂夫君）** 決算書47ページ、ごみ対策課におけます衛生手数料の中の清掃手数料の中の不納欠損のところと理解してお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、過去に行われております粗大ごみと一般持ち込みの関係の手数料になります。時効中断につきましては、当然納付書の送付ですとか、督促状等になるんですが、その後の催告につきましては、時効の中断となりません。その内容の中で現実的には、この内容につきましては時効中断が督促状で行われた以降、催告と訪問等もしておりましたが、現実的に5年間の時効となってしまったということでございます。それ以降、近年は粗大ごみ等につきましては、事前納付というふうな形になっておりますので、今年度の8万4,970円をもって、収入未済のものは全てなくなっているという状況になります。

以上です。

**○納税課長（中山 仁君）** 税におけます不納欠損というところで御答弁させていただきたいと思います。

不納欠損につきましては、私たち納税課のほうで家宅搜索とか、財産調査、そういったものを一式全部行います。行った中でどうしても徴収できるものがないというようなものがあれば、地方税法に照らし合わせて、執行停止という形になります。執行停止が3年経過しますと欠損となってまいります。ただ、執行停止そのままにするものではありませんで、その方に関しても、財産調査、その後どういう形で生活をされていらっしゃるか、そういったものを見ていきます。

また、時効中断という話のところでも、今田口部長もおっしゃいましたとおり、督促状の発送、それについては時効中断という話になります。その後に差し押さえ等、納税についての分納の誓約、そういったものが時効中断の一つの要因となります。それは納税相談を機に行っていただくとか、また差し押さえにつきましても預貯金の関係、そういったものをした中で時効については極力中断をさせていくという形で徴収のほうの努力をさせていただいております。

以上でございます。

**○子ども生活部長（榎本 豊君）** それでは、保育料につきまして不納欠損、お答えしたいと思います。

地方税法と同じように保育料の徴収も5年間ということでやっておるわけでございますけれども、期別ごとに納付があれば、そこから例えば月額1万円の保育料に対して、その一部納付があつてから、そこからまた5年っていうところで時効が中断すると思うんですけども、その期別ごとに12期ありますので、全部について時効の中断が及ぶわけではございません。

そんな中で徴収努力もしてるというところでございまして、この近年、4年度ぐらいを見ますと、27年度の

現年分は99%を超えております。99.1%ということで、残りが1%ないというところでございます、その中で未納の方に対して催告を行ってのわけでございますけれども、24年度ぐらい、5年間さかのぼって滞納繰越分が残ってるわけでございますけれども、そのときに2%、98%ぐらいで推移してきたと思いますので、それがこの二、三年で98%を超え、98%後半、さらには昨年度、99.1%まで現年課税分がいったようなところでございます。その中で滞納繰越分につきましては、税と同じように早期の相談等を行いまして、なるべく滞納繰越分についての圧縮、それから不納欠損についての圧縮に努めてるようなところでございます。

以上でございます。

**○委員（和地仁美君）** 3点伺わせていただきます。

決算書18ページ、市民税なんですけれども、ふるさと納税が非常に活況を帯びている中で、本市における市税収入への影響、具体的には外からふるさと納税という形で本市に納税されてる部分と、本市の市民の方がどこかほかの自治体にふるさと納税という形で納税していることの差額、影響などを教えていただければと思います。

それから、決算書44ページ、市民農園の使用料、非常に額は小さいんですが、認識では市民農園は非常に人気があって、いつもいわゆる満席というか、全部皆さんに使われているという認識だったんですけれども、平成26年度よりも使用料が約11万円ぐらいで、少額で大変恐縮ですが、減っております。市民農園が全部利用されていないというところで、先ほど利用者が減ったという御説明があったと思いますが、背景などつかんでおりましたら教えていただければと思います。

3点目、決算書72ページ、不用品売払収入のところ、防災安全課ということが書いてあって、平成25年度決算ではゼロ、平成26年度決算では約17万円、今回27年度決算ですと大幅にふえまして66万2,340円という形になっているんですが、不用品売払収入の具体的な内容とその理由などございましたら教えていただければと思います。

以上です。

**○課税課長（矢吹勇一君）** 決算書18ページ、市民税のふるさと納税に関しまして御質疑いただきました。ふるさと納税につきましては、市民の方が他市、他の自治体に対しまして、ふるさと納税をすることによりまして、その後、申告をして、その結果が本市の市民税から収入として減少するという結果となります。

この影響額についてなんですけれども、まず人数について申し上げますが、ふるさと納税をして、申告をして、寄附金控除を受けている方の人数が330人、それと寄附金額の合計額が約1,900万円、それから市民税から控除した額、これが660万円ということになります。

一方で、他市にお住まいの方が本市に対して寄附を行ったと、これはこちらに入ってくるほうになると思うんですが、この金額につきましては、27年度について5万円ということになっております。したがって、単純に差し引きしますと655万円がマイナスということになるかと思っております。

以上です。

**○産業振興課長（小川 泉君）** 決算書45ページ、市民農園使用料が26年度に比べまして収入が減となったことにつきましてでございます。こちらにつきましては、市民農園が山王、中央、立野と3つ市民農園がございまして、全ての合計でございますが、138区画数でございます。また、ファーマーズセンターにつきましては68区画がございまして、それぞれに先ほど申し上げた3つの市民農園につきましては、月額使用料が900円、ファーマーズセンターの68区画につきましては月の使用料が3,000円でございます。これが例えば全て使われた場合

につきましては、年間で393万8,400円の収入が見込まれるところでございます。

こちらにつきまして、27年度が26年度に比べて減ったという理由でございますが、まず市民農園の中央西におきまして、市民農園の南側に建売住宅が5から6棟建設されたということになりまして、これによって日陰の場所ができてしまったと。これにより19区画が使えなくなった。この19区画分の収入が減ったという形で、27年度につきましては収入が減っております。

以上でございます。

○総務管財課長（中野哲也君） 決算書72ページ、不用品売払収入でございます。こちら予算のほうを所管するのは総務管財課ですので、私のほうから答弁をさせていただければと思います。

27年度の決算額が大幅に増額しているという理由でございますが、ちょこバスの新車両を購入いたしまして、不用になりました旧車両を2台売却したということと、また納税課のほうでも軽自動車でございますが、新規に車両を購入したことに伴いまして、不用となった旧車両を1台売却した、その合計金額でございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。最後の御答弁の中でちょこバス2台と軽自動車1台、合計で66万2,340円っていいんですね。それぞれの売却価格がわかれば教えていただきたいんですが。

○総務管財課長（中野哲也君） まず、ちょこバスでございます。ちょこバス1台が36万6,240円、もう1台が26万2,560円、軽自動車につきましては3万3,540円でございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） それでは、5点ばかり伺いたいです。

まず、1点目ですが、決算書18ページの市税です。意見書でいうと21から22ページになりますが、不納欠損額なんですけども、前年度より増加した理由ですとか、主な内訳について教えていただければと思います。

それから、2点目ですが、決算書は18ページ、法人市民税になります。法人市民税の一部国税化による影響額について教えてください。

それから、3点目、同じく決算書18ページ、地方消費税交付金なんですけど、これは資料もいただきましてありがとうございます。地方消費税交付金が歳入の中に占める割合がこの年度特に大きくなって、主要な財源となったように見受けられます。一方で、予定されていた消費税増税が延期されるっていうような今日の状況にあって、今後これを安定した財源と見ることができるのかどうか、仮に財源として安定はしているとしても、市民生活を安定的に支えるという面から見ると、消費税の影響等の見合いということになるかと思うんですが、やはり疑問を生じるところであります。市の考えをお伺いしたいと思います。

それから次に、決算書の45ページになります。道路占用料ですが、これ毎年聞いてますけども、値下げされる前の基準で計算した場合、現行との差額は幾らになるのか、またそのうちNTT、東京ガス、東京電力の3社についてもその内訳をそれぞれ伺います。

それから、最後になりますが、決算書の92ページ、意見書でいうと20ページですか、市債ですが、ここ数年の傾向として、市債の残高は増加してるのに、公債費比率は減少傾向にあるように見受けられます。これは一体どういう理由によるものなのかということをお伺いします。

以上です。

○納税課長（中山 仁君） 決算書18ページ、意見書22ページということで、市税の不納欠損額についての御質疑を頂戴いたしました。平成27年度におきましては、滞納整理としまして、納税相談をまずしっかり行くと



もに、預貯金の財産調査及び搜索を迅速に進めた結果、生活の実態が把握でき、滞納処分できる財産がなく、徴収できないことが明らかな滞納者の発見がされたことにより、執行停止を経た中で不納欠損となっていたという形でございます。

このため、まず年度による件数及び金額については、増減はどうしても仕方がないという形でございます。この中の内訳ということで申し上げますと、財産なしとして処分しておりますのが4,689万9,958円、生活困窮という形の方につきましては541万3,162円、所在不明で財産がないという方、こちらにつきましては93万4,513円となっております。

以上でございます。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書18ページ、法人市民税の一部国税化による影響額につきまして御質疑いただきました。平成27年度の法人市民税に関しましては、御案内のとおり、税制改正によりまして、税率の引き下げが行われております。この引き下げ分に関しまして、その分、見合った額が国税として徴収されているということになっております。その影響額についてですが、これはあくまで想定値であることをまずお断りしておきます。平成27年度歳入で申しますと2,500万円の減収になるというふうに考えております。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） それでは、3点目の地方消費税交付金、決算書で申し上げますと30ページ、31ページかと思われかもしれませんが、地方消費税交付金についてであります。社会保障関係経費に対応するための財源として、非常に安定的な財源であるというような認識でございます。国のほうでは、8%から10%の引き上げに関しましては、延期の方針ということで示されましたので、今後のこととなりますけれども、この点で市における社会保障関係経費の増加に対応する財源において非常に苦慮する面があるかというような認識でございます。

続きまして、5点目になりますけれども、決算書92ページの市債の残高と公債費比率の関係でございますけれども、まず市債の残高につきましては、借り入れた年度の数値となります。また、公債費のうち、元金の償還に関しましては、借り入れた年度から3年間の据え置き期間がございますので、借り入れた年度から3年たった後に公債費の元金の償還というのが生じてきます。この点で市債の残高が増加しましても、公債費に関しては27年度決算においては減少しておりますので、残高は増加する一方で、比率のほうは減少したというような状況でございます。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 決算書45ページの道路占用料の関係でございますが、前回、単価改定前、平成24年4月1日以前の単価になりますが、その単価で算出した場合の差額でございますが、2,558万2,000円ほどになります。個々で申し上げますと、NTTの差額につきましては1,117万5,000円となります。東京ガスにつきましては1,345万7,000円でございます。東京電力の差額につきましては94万円ほどでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 決算書12ページの市税ですけれども、予算編成のときに伺ったんですが、国はその時点で地方税収は増収と見込んでいましたが、東大和市は市税収入減収と見込んでいました、予算編成のとき。理由としては、国が見込んでいる企業業績の回復の恩恵に東大和市は余りあずかれないということだったんですが、決算数値を見ると市税の収入は増収となっています。この点の要因について伺います。

それから、関連して、法人市民税のところ、先ほど税制改正に伴う減収は2,500万円ということでしたが、

審査意見書の14ページ、15ページのところで見ると、26年度からの法人市民税の減収は9,191万円ということ  
で、税制改正に伴う減収額を大幅に上回ってるっていうか、下回ってるっていうか、大幅に大きな数字で減収  
になっている。そういう点では企業業績の回復の恩恵にあずかれないどころか、業績がマイナスになってる  
のかなっていうふうにも見えるんですが、そこら辺について伺います。

それから、決算書53ページですけれども、学校施設環境改善交付金ですが、学校給食センター整備について  
不採択となったわけですが、その額は幾らで、市債の発行などにもこれが影響したのかどうか、そういったこ  
とも含めて、穴埋めがどのように行われたのか、また今回のように都の補助金でこの分が補てんされたような  
ものがあるのかどうか。

それから、この年、27年に不採択となったことで、28年度の事業も交付金を見込めなくなったっていうふう  
に聞いてますが、28年度以降はどのように影響したのか伺います。

それから、決算書76ページ、特別会計繰入金ですけれども、ここについては前年度の決算数値の確定に伴っ  
て、前年度一般会計から繰り出していた繰出金の額が確定すると。この科目で一般会計に繰り戻すという理解  
でいいのかどうか。そうだとすると、前年度一般会計から特別会計に繰り出した額から特別会計繰入金をマイ  
ナスした額が、実際には前年度特別会計の運営に必要な繰出金だったっていうことになるんじゃないかと思  
うんですが、こういう理解でいいのかどうか伺います。

それから、ここに記載された国保、介護、後期高齢、各会計からの繰入金のうち、法定内繰り出しの精算に  
該当する金額と法定外繰り出しの戻しに該当する金額を各会計について伺います。

それから、36ページ、地方交付税で特別交付税の大まかな内訳を伺います。

それから、決算書58ページの市町村総合交付金についても、大まかなその内訳を伺います。

○委員長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時38分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書12ページ、市税に関しまして御質疑いただきました。まず、予算編成時、当  
初は市税は減収だというふうに見込んだにもかかわらず、決算数値では増収になってるというその理由に関し  
てでございます。27年度の当初予算編成時においては、議員のおっしゃいますとおり、主に法人市民税におい  
て減収が見込まれるということから、前年度に比べて市税収入が減収するというふうに見込んでございました。  
しかし、決算数値を見ますと、御指摘のとおり、前年度比で0.6%の増額というふうになっております。

この要因としましては、まず法人市民税に関しましては、当初やはり見込んだとおり大幅な減収となってお  
ります。ところが、一方で、個人市民税につきましては、当初の見込みよりもかなり増収となつてございま  
す。要因としては、納税義務者が当初見込んだよりも増加していること、それと給与所得額につきまして増加があ  
ったことと、このことから増収になったと。この結果、市税全体としましては、前年度に比べまして増加して  
るということでございます。

続きまして、2点目、意見書の15ページでございます。法人市民税の減少額につきまして、先ほど私が答弁  
いたしました税制改正による2,500万円を超える約9,100万円の減少になってると、この要因でございませ  
けれども、こちらにつきましては法人に関しまして、先ほどの答弁と同様となりますが、一部の法人につきまして

業績が前期に比ばまして落ちている企業があると。このことから、法人税が減少したということでございます。単純に差し引きしますと9,100万円から2,500万円引いた額、6,000万円近くがその影響によりまして税収が落ちたということでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 決算書53ページの学校施設環境改善交付金についてでございます。具体的には50ページの一番下に記載がございますが、第1号の補正予算におきまして、新給食センターの建設事業1年目、不採択となったことに伴いまして、1億2,035万7,000円を補正予算にて減額をいたしました。これに伴いまして、28年度に予定しておりました1億7,144万5,000円も見込めないという形になっております。新給食センターの事業につきましては、財源の組み替えをいたしまして、計画に沿って進めておるところでございます。

以上でございます。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 決算書76ページ、特別会計繰入金につきまして、大きく3点御質問をいただきました。私のほうからは国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰入金につきまして御答弁させていただきます。

1点目の決算の確定に伴いまして繰り出した額を精算により戻し入れるといった御質問についてでございます。委員の御理解のとおり、平成26年度の決算額の確定によります精算といたしまして繰り入れるものでございます。

2点目の繰り出した後の額が事業運営に必要な額であったといった理解でよろしいかといった御質問でございます。こちらにつきましても、委員の御理解のとおりでございます。

3点目、繰入金のうち法定内繰り出しの精算、法定外繰り出しの精算に該当する金額についてといった御質問でございます。法定内繰入金につきましては、国保特別会計につきまして職員給与費等繰り入れ分、出産育児一時金等繰り入れ分、合計といたしまして2,875万2,082円を繰り入れたものでございます。法定外の繰り出しはございません。

後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合への納付金分、健康診査費繰入金分、保険料その他の繰入金分及び広域連合からの返還金等がございまして、この中から精算分を除きました3,276万3,470円を繰り入れるものでございます。

以上でございます。

○**福祉部参事（尾崎淑人君）** 決算書76ページ、介護保険事業特別会計繰入金でございます。繰入金の理解に対する委員からの2点の御質問ですが、いずれも委員の御理解で結構ということでございます。

それから、法定内繰り出しの精算に該当する金額でございますけれども、合計額としては1億1,044万7,959円でございます。法定外繰り出しはございません。

以上でございます。

○**財政課長（川口荘一君）** 決算書36ページから37ページ、地方交付税のうち特別交付税の収入済額の内訳ということでございますけれども、大きな項目で説明のほうをさせていただきます。まず、一つとしては、二次救急指定病院に対する救急医療体制整備事業補助、この経費が約5,160万円算定されております。次に、地方バス、当市におきましてはちょこバスになりますけれども、それに係る経費として約6,530万円算定されております。次に、病院経費、昭和病院に係る経費になりますけれども、それが約1,760万円、そして自転車駐車場に係る経費として約1,200万円、そして公共施設等総合管理計画の策定に係る経費といたしまして約950万円と

なっております。

次に、決算書58ページから59ページ、都支出金のうちの市町村総合交付金の内訳ということでございますけれども、大きな項目といたしましては、市財政の基盤強化を図る分として、約8億6,500万円でございます。当初予算比では約3,500万円の増となっております。内訳としては、ごみ処理事業、また消防事務委託経費が増加したことによって増額となったものでございます。

大きな項目の2つ目としましては、普通建設事業が対象経費となりますまちづくり振興割分、これが約2億8,300万円となっております。こちらについても当初予算比では大きく伸びてるところでございますけれども、主に学校給食センターの建設事業に当初予算では国庫補助ということで、先ほどもほかの御質疑でありましたけれども、国庫補助を予定しておりましたけれども、この分が見込めないということで、財政担当として、東京都に申請をし、その分が4,000万円程度伸びてるといような状況でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。一つは、36ページ、37ページの特別交付税ですけども、ちょっと考え方として伺うんですが、例えば二次救急病院への補助金分として5,160万円がこのうち該当するんだということですが、ここに計上されたものはそのまま二次救急指定病院への補助金として全額使われるっていうことになるのか。

それから、地方バスってということで、ちょこバスの経費として6,530万円あるわけですが、これは安定的にちょこバスの運営に使っていただけるものという考えでいいのか、そこら辺の考え方について伺います。

それから、決算書76ページの特別会計繰入金なんですけれども、これを歳出の側で特別会計への繰出金のマイナスで計上すると、非常に特別会計とのやりとりが、つまり繰出金の額がどれだけ必要だったのかってのがわかりやすくなるような気もするんですが、これをあえて歳入として受け入れるっていう仕組みになっるのはどういう理由なのかちょっと伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、私のほうから決算書36ページ、37ページの特別交付税の中の二次救急医療に関する補助ということについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、歳出のほうでは決算書の190ページから191ページのところになりますけれども、市で救急医療体制整備ということで、東大和病院との協定を締結させていただいておまして、そのところで補助金として、先ほど約という形で財政課長からお答えさせていただきましたが、決算額といたしましては5,156万7,000円ということで支出をさせていただいたものでございます。

こちらにつきましては、東大和病院の救急医療体制の整備ということで、救急医療を実施していただくということでの補助、それからあわせて東大和病院と東大和市医師会の御協力による小児初期救急平日準夜間診療事業も合わせて実施をしていただいているというようなことでの整備体制補助ということでございます。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 私のほうは特別交付税の中の項目でいうと地方バスという項目になりますけど、当市でいえばコミュニティバス、ちょこバスの関係でございますが、まず特別交付税なんですけど、御案内のように毎年度確定っていうか、項目立てしてる部分の基本的なところは、ある程度はあるんですが、毎年度、項目がふえたり、また逆に削除されたりというようなことが特別交付税でございますので、今御質問者がおっしゃいますように安定的な財源として考えられるかっていうと、なかなかそうではないと。

ただ、今社会情勢、あるいは日本全国のいろいろな情勢の中で特別交付税のメニュー等、項目等が決まって

きますので、その中で国のほうも地方からの要望の要素であったり、あるいは日本全国で国として事業を推進する部分はどこかと、あるいは特別交付税で補てんしなきゃいけない部分はどこかと、いろんな考えの中で項目立てがありますので、今ここの地方バスの地方での公的な部分のバスの部分というのは、金額はともかくとして、項目はある程度は続くのではないかっていうふうなことは財政サイドでは見ております。

ただ、特別交付税ですので、かなり大きな災害があったり、ほかの項目が優先的なものになったりした場合には、金額的には一気に単位が変わるぐらいのこともありますので、今後はそういうふうな動向も見ながら、特別交付税についてはなるべく東大和市のほうから都を通じて要望した中で獲得できるようなことということで毎年度思っております。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 決算書76ページの特別会計繰入金の関係で、その精算に係る予算措置というところでございますけれども、毎年度の特別会計の事業の精算、これにつきましては翌年度と申しますか、出納整理期間が終了した後に精算が初めて行われるというところでございます。その会計の国や東京都の補助収入等を精査した上で、一般会計の負担分を精算しますので、どうしても翌年度の処理となりますので、会計年度の独立といった原則もございまして、翌年度精算ってということで、収入として繰入金のほうを予算措置してるといような状況でございます。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、歳入の質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

---

午後 2時56分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（佐竹康彦君） これより歳出の質疑を行います。

初めに、第1款議会費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 議会費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、議会費の質疑を終了いたします。

---

○委員長（佐竹康彦君） 引き続き、第2款総務費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） それでは、何点か伺います。私は行政報告書に基づいてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、56ページの総務管理事務事業の中で後援名義等の使用について報告をいただいております。最近市が行う後援名義を活用した事業の中で、さまざまな政治活動との兼ね合いの中で全国的にトラブルが起こっているような事例もありますけれども、当市では幸いそういう事例はないかと思いますが、27年度の後援名義の使用についてどのような実態や、また後援する際の調査等行っているのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

続いて、60ページの広報活動事業の中で毎回お尋ねしております市報の配布について、前年度と比較しますと新聞折り込みが約650部減少し、各戸配布が300部ふえてるというふうに見ておりますけれども、この市報の各戸配布、戸別配布、折り込みからの移行をしていくべきではないかということで何度かお尋ねしておりますけれども、27年度実績等踏まえて、どのような検討がなされているのかお尋ねいたします。

続いて、71ページですけれども、庁舎管理事業の中で光熱水費が前年度から大きく落ちております。大変な御努力があったものと思いますけれども、庁舎管理における光熱水費の減少の要因、また努力の状況等、御説明いただきたいと思います。

同じく、同じ内容のところでは本庁舎及び現業棟の耐震補強工事が着手されたわけでありまして、ちょうど熊本地震のときに東大和市が耐震補強工事に着手しているということでニュースにも取り上げられる非常にタイムリーな事業であったわけですが、これらの事業は市が進めてきました行政改革、また適正な基金の積み上げ等があったからこそ、できた事業だというふうに思っておりますけれども、このあたりの市の認識、また財源内訳等、どのような形でこの事業が行われているのか、この点について御説明いただきたいと思います。

82ページの企画業務の中で地域活性化包括連携協定の締結ということで報告されております。内容等は承知していただいておりますが、27年度、この協定を結んだことによりまして、市の事業、業務にどのような成果、効果があったのか、この点についてお尋ねします。

同じく、82ページの平和事業でありますけれども、これも一貫して、平和市民のつどいを初め、平和事業の充実について訴えてきたところでありますけれども、戦後70年ということで、特に力を入れていただいたわけですが、市長自身も広島まで平和記念式典まで足を運ばれたということで、改めて戦後70年の平和事業についての評価を伺いたいと思います。

89ページのまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業でありますけれども、これは内容は非常によい、すばらしいものができたと思っております。5年間の期間の中でこの総合戦略を進めていくわけですが、進行管理等どのように取り組んでいかれているのか、また予算策定の際には実施計画等に基づいた事業を優先的にということでいつも方針が示されておりますけれども、今後、来年度以降、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これが予算策定の中でどのような方針が示されていくのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

93ページの防犯対策事業でありますけれども、青パトでのパトロールの効果によって、軽犯罪の発生件数が落ちてきてると毎回報告いただいておりますが、この点について27年度はどうであったのかお尋ねしたいと思います。

110ページの市民協働事業でありますけれども、ここも毎回お尋ねしておりますが、前年度と比較しますと自治会に対する補助が1件減少し、またマンション管理組合理事長会議の参加者の数も減っているというふうに見えますけれども、市民協働事業、大変に重要な事業でありますので、27年度の実績をどのように総括されているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

最後になりますけれども、136ページの徴収事務事業であります。収納率が大きく努力によって改善しているという報告をいただいておりますが、この行政報告書によりまして、督促状の発送件数が約3,000件減

少し、警告書等の発送件数も1,000件減少してるということで、収納率が上がりながら、このような事務はむしろ減少してるということで、このあたり徴収率、収納率の向上と事務の内容、状況等、どのように総括をされていらっしゃるのか、この点についてお尋ねいたします。

以上です。

○総務管財課長（中野哲也君） 行政報告書56ページ、後援名義の審査の件でございます。こちらにつきましては、当市の中で後援名義使用承認事務取扱要綱というものを定めておりまして、それに基づく審査という形で行っています。基本的には、市が施策の中で推進に寄与する内容であったり、または官公庁及びこれに準ずる団体、芸術文化・学術研究団体及び報道機関、また社会教育関係団体、社会福祉関係団体、これに準ずる団体ということが基本となっております。また、政治、もしくは宗教活動、または営利事業の一環として行われる事業以外のものであること、また入場料・出品料・参加料等を徴収しないものであることということで、そういったものを事業収支予定表など、そういったものを出していただきまして、審査した中で、後援名義の承認を行っているところでございます。

次に、行政報告71ページの光熱水費の関係でございますが、こちらにつきましては夏場のクールビズの関係等で冷房などの使用をなるべく控えるとか、一斉休日につきましても、今回水曜日のほかに金曜日を一斉休日を設定するなどの形で光熱水費の抑制を行っていることと、あとPPSの導入によりまして、電気料の大幅な削減を行っているところでございます。

次に、庁舎耐震工事の関係でございますが、こちらにつきましては耐震促進計画に庁舎耐震の耐震性について計画のほうを盛り込んでいたんですけれども、やっとここで財源等が確保できたということで、庁舎耐震工事を2カ年にわたって実施してるところでございます。

財源内訳といたしましては、27、28を2カ年でトータルという形でお話をさせていただければと思いますけれども、国庫支出金、社会資本整備総合交付金として1億346万2,000円、市債、本庁舎耐震補強事業債ということで1億8,610万円、一般財源としまして2,082万8,475円でございます。済みません、これが今補助対象事業でございまして、補助対象外の中庭の改修工事と追加工事がございますので、その部分につきましては、その他財源としまして、施設整備等基金を取り崩させていただきまして3億9,000万円、そして一般財源としまして441万7,525円ということで、東大和市の庁舎、本庁舎と現業棟の耐震補強等工事ということで7億480万8,000円ということで、総事業費で実施をしてるところでございます。

以上でございます。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 行政報告書60ページ、市報の各戸配布についての件でございます。市報の発行に係る経費につきましては、平成26年度の決算額と平成27年度の決算額を比較いたしますと、先ほど御指摘をいただきましたとおり、新聞の非購読世帯がふえておりますことと、そちらに伴います配送委託料の増加、それから行政情報がふえまして、発行のページ数が増加していること等に伴います印刷経費の増などによりまして、総額でおよそ経費は260万円ほど増加しているようなところでございます。

一方、平成28年度予算編成に当たりまして、平成27年度当初予算ベースで各戸配布に切りかえた場合のシミュレーションを行っておりますけれども、その結果では必要経費が470万円ほど膨らむといった結果を得ているところでございます。こうした経費の比較とともに各戸配布に切りかえた場合の課題となってまいります市内全域に同日に配布ができないといいます情報格差の面も考慮した中で、引き続きこちらにつきましては検証してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政報告書の82ページです。地域活性化包括連携協定の締結に伴いました27年度効果という御質疑をいただきました。この協定を締結したのが28年2月ということで、具体的な効果というか、やりとりというのが実質は28年4月から行われております。現在の状況でございますけれども、月1回、セブンイレブン、あるいはイトーヨーカドーの担当者の方と企画課のほうで打ち合わせをしているところでございます。企画課のほうでは、それに臨むときに庁内どんな事業の連携を希望しますかという調査をさせていただきまして、その仲立ちをしているような状況です。

今年度具体的には、例えばヘルプカードの協力事業所になっていただいたり、子供の虐待の通報を受けるようなお願いをしたり、あるいは選挙の期間中に選挙の啓発の放送をお願いしたりというようなことを取り組んだり、あるいは個別の事業につきましては、ポスターやチラシの掲出などもお願いしているところでございます。これまでない取り組みでございますけれども、順調に滑り出してるかなという印象でございます。

また続きまして、82ページの平和事業の関係です。27年度、戦後70年ということで、それぞれの施策、充実した形で取り組んでまいりました。市としましては、戦争を経験されてる方が減少してるということで、戦争の悲惨さ、そして平和の大切さを後世に伝えるということが一つの大きな目標になっていると思っております。また、本市では貴重な戦災建造物がございますので、それを活用して、平和事業を推進するというところでございます。

そういうところを目的にしまして、戦争体験映像記録の作成だったり、平和市民のつどいを変電所の前で行いまして、内容も充実して行ったということで、変電所を認知していただく機会をふやせたかなというふうに考えております。また、後世に伝えるという意味では、中学生の広島派遣事業にも取り組みまして、それぞれの中学生在が感じたことを次世代に伝えていただくという機会を設けさせていただいたようなことを考えておりまして、効果はかなり出たんじゃないかというふうに考えているところでございます。

また、行政報告書の89ページになります。まち・ひと・しごと創生の関係でございます。まず、進行管理ということでございますけれども、1年間の取り組み状況につきましては、こちらのページにありますようなまち・ひと・しごと創生会議の皆様へ御報告させていただいて、御意見をいただいているような状況でございます。その御意見を踏まえながら、翌年度の予算に反映できるものは反映するなどの検討の基礎にしていければなというふうに考えているところでございます。

また、来年度以降の総合戦略の方針をどうやって生かすかということでございますけれども、こちらにつきましては、まち・ひと・しごと創生そのものが人口減少の抑制、そして将来にわたって活力ある東大和市をつくるためということでございます。実際各課ではそれぞれの事業を行っておりますけれども、それを強弱をつけて実施していくような指定になるかと思っておりますので、今後は目標をきちんと捉えまして、事業主管課ともこういう情報共有しながら、次年度以降の方針というか、考え方については取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○総務部参事（東 栄一君） 行政報告書93ページ、防犯対策事業にかかわる青パトの効果についての御質疑がございました。青パトにつきましては、子供たちの安全を確保するために小中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを27年度につきましては延べ240日間実施いたしました。実施に当たりましては、パトロール中にあわせて振り込め詐欺などのCDを流しながら、東大和警察署と協力して、一緒に防犯パトロールに



当たっているということで広報してございます。

効果ということなのですが、警察署によれば、東大和市内の刑法犯認知件数の推移を見ますと、最近5年間ですと、平成23年が1,220件、平成24年が1,068件、平成25年が938件、平成26年が962件、平成27年が921件とここ3年間は1,000件を下回っており、おおむね減少傾向にあるというところでございます。青パトの活動と刑法犯の認知件数の減少傾向の相関を立証することはできませんけれども、安全安心メールの情報発信とあわせて、青パトの子供の見守り活動につきましては、犯罪に対する一定の抑止効果があるのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○市民生活課長（大法 努君） 行政報告書110ページ、自治会活動に係る総括ということで御質問をいただきました。こちら委員のほうから御指摘がございましたとおり、マンション管理組合の理事長会議、こちらのほう確かに当日は10マンション自治会の管理組合の皆様のお出席ということの結果でございました。こちらのほうマンションとつながりですけれども、平成27年5月に総務省から「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について」という文書が発出されてございます。

その内容は、マンション管理組合が行っているコミュニティ活動が、自治会などの地縁による団体が行う地域的な協働活動と同様に良好なコミュニティの形成に資するものと評価できる事例も見られることから、各地方公共団体においてもマンション管理組合と自治会に準じた関係性を保つよう努めること、またマンション同士の情報交換の場の創出を行うことといった助言もありますことから、平成26年度からこちらのほうマンション管理組合理事長会議を開催しているものでございます。こちらのほう私どもといたしましても、今後はマンション特有の悩みなど、マンション管理組合理事長さんの特有の悩みなど共有ができる話題、それから会議に出席してよかったと思っただけのような会議運営がこれからの課題であると思っております。

また、自治会に関しましては、昨年度も地域に私ども出向きまして、自治会活動の紹介をする記事として掲載しましたり、また地域の活性化につながるよう自治会の皆様に協力していただきながら、市内商業施設で自治会活動の紹介のイベントを開催したところでございます。こうしたことを踏まえて、今後も地域コミュニティが地域のまちづくりの核として活性化していくよう皆様方とつながっていきたいと思っております。

以上でございます。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書136ページ、徴収事務事業で御質問を頂戴いたしました。委員おっしゃるとおり収納率については、平成26年度から27年度、0.3ポイント向上ということで、96.4%まで伸ばすことができました。

そこで、督促状及び警告書等の催告書減の関係という形でございますが、確かに収納率が改善するということは、未収入額が減ること、そうすると滞納者が減っていく、イコール発送する文書も減っていくというようなことで、うまいぐあいに全てがいいような形で働いたのかなというふうに思っております。ただ、施策としましても、コンビニ収納だったり、モバイルレジを導入させていただきまして、これについてもいい影響が今与えられております。

また、平成27年度につきましても総括という形なのですが、向上はいたしました、平成28年度も向上を目指します。納税課職員一丸となって今後も頑張ります。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 2つだけ再度伺います。

89ページのまち・ひと・しごと創生総合戦略でございますが、進行管理の状況等は理解したんですけども、5年間の期間が限定された計画ということと、それからまた私の理解では、子育て支援、それから高齢者等の健康づくり施策の充実、またまちの魅力を創出するためのさまざまなプロモーション、他市からの人口増を図っていく、こういう大きな柱が非常に重要な施策ばかりが盛り込まれてる計画でありますので、ここは予算にこの事業、計画が適正に反映されていないと、ここで求められているKPI指数といったかと思えますけれども、成果、実績にもつながっていかないものかと思えますので、ここは予算編成をする段階で市長のほうから明確な方針とか示されないと、このせつかくできたすばらしい総合戦略に基づいた事業が展開できないのではないかと思います、この点についてどのような認識を持っていらっしゃるのか伺います。

2点目は、110ページの市民協働事業でありますけれども、結局のところ一生懸命やっていたということは理解しているんですが、一方で、なかなか活性化してるというにはこの行政報告の中では見えてこないわけでございますので、ここを一般質問でもさまざまな議員から質疑が、意見が出ておりますけれども、東大和市担当部課として、市民協働事業、自治会の補助金の見直しですとか、活性化についてもさまざまな意見がある中で、どのように取り組んでいこうとされているのか、この2つを伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 行政報告書89ページになります。まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらとの関係でございますけれど、総合戦略につきましては平成27年度に策定したと。5年間の計画ですので、それぞれ目標的な数値も持ってますし、それぞれの事業も実施主体ということの戦略の内容になってるんですが、なかなか今までに考えてなかったような事業もございますし、また東大和市の基本構想、基本計画、そこになかなか当てはまる事業ばかりではないというようなことがございます。

そういった中で、ただ人口ビジョンを策定した中では、かなり今後東大和市も人口の減少が数値としてもありますし、またこれもここを見ますと、過疎化するのではないかっていうようなことを私ども担当も少し思っております。そういった中で打てる策はやっていきたいということになります。

そうしますと、今委員がおっしゃってました予算化ということになります、但实际上、人口減少等、あるいは転入の増等考えた場合、日本一子育てしやすいまちづくり等を考えた場合、必要な経費については重点的に予算の配分をしていかなきゃいけないというふうに当然思ってますし、また実行するには、事業が多岐にわたってますし、また内容の濃いものもございますので、体制づくりも重要だというふうに現在は思っております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 110ページの市民協働事業でございますけれども、委員がおっしゃるとおり、自治会の活動につきましては、なかなか目に見えてくるものがないというような御指摘でございますけれども、その中で自治会の担当されてる方もそのような危機感を何年か前から持っておりまして、その都度、自治会の活性化のための検討会とかを行ってきたところでございますけれども、5年前ぐらいにやってから、頓挫しておりまして、26年度ぐらいからまたやろうなんというお話を伺ったところでございます、平成27年度の年度末に当時の活性化検討委員会にいた方で御賛同いただいた方が準備会ということで、二度ほど行ったところでございます、今後現状維持のためにもどうしていかうとか、いろんな御意見も出てる中で、やっと28年度に徐々に立ち上げることができまして、この夏から発足いたしまして、年度末にはまとめ上げようということで、ボランティアをおいでいただいておりますけれども、毎月やるというようところで発足したようなところでございます。

それから、マンションの管理組合の理事長会議というところで、これも26年度から行ったところでございますけれども、マンションの中で抱えている問題っていうのは皆さん共通のようなこともございまして、なかなか御自分のところのマンションだけでは解決できないというところで、非常にいい発想のもと、市長もマンションの管理組合も大事だということでございまして、行ったところなんです、なかなか声をおかけしても、おいでいただけない分には情報交換もなかなかできないということがございまして、地域で抱えてる問題等、前もってこんなような課題でやりたいなんて言うと、それに賛同する方が26年度のときにはかなりおいでいただいたようなこともございますので、その辺も検討いたしまして、多くの方が参加していただけるような会議を開ければいいかなんていうふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 何点か確認させていただきます。

1点目、決算書の96ページ、職員給与事務費の委託料151万2,000円というのが平成25年度、26年度計上されてなくて、平成27年度計上されております。こちらの内容、行政報告書のほうでは確認できなかったのも、御説明いただければと思います。

この後は行政報告書に沿って確認させていただきます。

まず、人件費、こちらは17ページの表で見るといいのかなと思いますが、先ほどの御説明の中で人件費が上がったのは、都の人事院勧告のほうで給与などが上がったという御説明ありましたが、それ以外の要因は何かありましたら教えていただきたいと思っております。

あと、物件費の中に臨時職員の方の賃金というのが含まれていると思いますが、昨年度の決算のときにも確認させていただきましたけれども、物件費に含まれる人に係るものが幾らなのか、それから物件費の何%を占めているのかということと、人件費とそちらの人に係る経費の実態に沿った人件費比率という意味で全体の何%なのか、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

それから、行政報告書48ページ、こちらのほう毎年職員研修のことを確認させていただいておりますが、その他団体への派遣研修の内容を見ますと、平成27年度、女性リーダー関係やシティプロモーション関係、それから戦争遺跡保存全国シンポジウムなどに参加するなど、非常に市の課題に即した内容を選択されてるなというのは伺えるんですが、こちらのその他団体への派遣研修についての研修を選ぶ基準とか、また誰を派遣するのかなどという手続上の問題とか、ルールとか、その方法について教えていただければと思います。

同じく行政報告書53ページ、上のほうに5番に書いてありますけれども、職員が加入する各種財形貯蓄などについて給与天引き事務、生保の加入・脱退、保険金などの請求事務、各種保険の更新などの事務を行ったというふうに書かれておりますが、この行政報告書の中で住民福祉の向上という行政の基本のところに戻ると、非常にここの報告内容は違和感を私は感じました。

こちらの財形、生保っていうのは、どういうものなのか。多分民間のところだと思うんですけども、その事務処理を職員のほうで担当して、給与天引きでやっているということだと思うんですけども、職員の方と生保の会社の方にとってはメリットのある事業とか、取り組みだと思うんですけども、この作業については、どういう立場の人がやっているのか、例えば臨職の方など選任の方をつけてやっているようなことはあるのか教えていただけたらと思っております。

それから、行政報告書の75ページ、こちらのほうは除草委託というのが載っておりますけれども、26年度の約半額まで減っておりますが、平成27年度の除草作業は何かやり方を変えたのか、草は毎年生えますので、何

か半額になった背景っていうのがあれば教えていただければと思います。

それから、行政報告書87ページの、これは去年もあったんですけども、歳出縮減の取組——一番下ですね、封筒を毎年寄附していただいているようですけども、これはどちらの方が寄附していただいている、それで幾らこれで経費が縮減できているのか、大まかな金額でも構いませんので、わかれば教えていただければと思います。

行政報告書96ページ、こちらにいろいろ購入したものなどが書かれていたりすると思うんですけども、教育委員会のほうでUSBメモリを購入していると書いてあって、USBメモリを購入しているのはこれ1件なんですけれども、私の認識では、庁内のPCでは、パソコンではUSBメモリは使用禁止っていう形だっと思っておりますが、これはどういった目的で買われているのか教えていただければと思います。

行政報告書98ページ、公共施設の案内や予約システムが導入されて、自宅にいて、パソコンなどでいろいろな公共施設を予約できるシステムが導入されたかと思うんですけども、現在一つの市民団体の方でも公民館の利用と市民センターの利用を画面で予約する場合に、一つの団体なのに利用者ナンバーを公民館用のもの、市民センター用のものと2つ持たなくては行けなくて、それぞれパスワードも違うものを使わなきゃいけないということで、非常に複雑だというふうに感じているし、実際そういう声を聞いているんですけども、ここで初期設定などのオーダーが載ってるかと思うんですが、委託業者の方にはせっかく便利だということで導入したこのシステムについて、内容についてどのようなオーダーをされているのか教えていただければと思います。

それから、行政報告書106ページ、昨年の決算特別委員会でも聞かせていただいたんですけども、ハミングホルルの利用率、こちらのほうは2%向上しているっていうことだと思うんですけども、2番の自主事業について確認させていただきますと、大ホールは座席数が714に対して半分に満たないような事業がほとんどです。

昨年の決算特別委員会でも、より市民の方のニーズに合った事業を行って、魅力ある市民ホールにしていきたいという要望も出ささせていただきましたが、平成27年度はどのようなアドバイス、もしくは取り組みをされたのか。また、昨年の答弁の中で指定管理者を選ぶ際にアウトリーチを非常に行っていたらいいように、もしくは今までになかったようなまちのにぎわいを創出してくださるということで、この指定管理者を選定されたという御答弁もあったかと思いますが、改めて確認させていただきますが、指定管理委託料約9,500万円、こちらについての妥当性についての御認識を伺いたいと思います。

それから、行政報告書126ページ、こちらに男女共同参画講座の内容と参加者数が書かれているんですが、ちょっと見たところ参加が少ないように感じるんですが、これは何人を目標にしていたところ、実際これしか参加がなかったのかということがないと、事業の効果というものがわかりづらいと思いますので、参加人数について目標数があったのかどうか教えていただければと思います。

最後、もう1点、行政報告書の127ページ、市税の過誤納還付金などについて載ってると思いますが、平成26年度よりもすごく件数がふえておりまして、特に固定資産税、都市計画税は平成26年度は3件だったところが48件と非常に大幅にふえているんですけども、これの理由など把握されていたら教えていただければと思います。

以上です。

**○職員課長（原島真二君）** まず、決算書の96ページにおけます職員給与事務費の委託料151万2,000円の内訳についてでございますけども、この委託料につきましては人事給与システム改修のための委託料です。平成26年

度におきましては、予算を伴うようなプログラムの改修は行っておりませんでした。平成27年度におきましては、2つの要因によりプログラムの改修を行っております。

一つは、標準報酬制移行に伴うシステムの改修でして、平成27年10月から共済年金が厚生年金に統一されるために、掛金、負担金等の算定基礎を給料から厚生年金が採用しております標準報酬制に移行するためのシステムの改修を行いました。

もう一つは、社会保障・税番号制度に対応するためのシステムの改修で、職員と家族の個人番号を管理し、連携が必要な個人情報に個人番号の追加をしたものであります。

2点目の人件費の動き、総括ということで、行政報告書でいいますと41から42に当たるんですが、これは一般会計の職員で再任用、短時間も含めております関係で、数字としては27年度の給与改定の全会計の概要を御説明したいと思います。会計管理者のお話もあったように、給与改定では基本給が0.12%ふえまして、勤勉手当は0.1月増で、地域手当が0.5%ふえております。短時間勤務の再任用を除いた全会計の人件費につきましては、平成26年度に比べて4,050万円ほど増額となっております。

その要因というか、内訳でございますけども、27年度の給与改定は、給料月額が0.12%増となったことで、1人当たり年間約2万3,000円、全体では約1,090万円の増額となっております。特別給が0.1月分、勤勉手当でふえてる関係で、年間約4万円、全体では2,076万円ほどの増となっております。あと、退職手当組合負担金が、定年退職者が多かったことなどから、特別負担金の増に伴いまして、3,540万円ほどの増となっております。あと、退職者と新規採用職員の人の入れかえで、影響額としては3,980万円ほどが下がっております。あと、共済費につきましては、恩給に係る追加費用というものが中の内訳であるんですけども、これが減じたことなどによって、1,100万円の減となっております。時間外勤務手当は、全会計でいいますと400万円程度の増がありました。7月の定期昇給による全体で1,990万円ほどの増がありまして、これらの関係で4,000万円ちよっとの増額があったということになります。

3点目の行政報告書の48ページ、その他の団体への派遣研修はどういうものかということでございますけども、この研修の中には2通りの研修がありまして、一つは、各課で業務の必要性から受講するような場合と、もう一つは、東京都市町村職員研修所以外の他団体主催の研修で、職員課が呼びかけて、参加者を募るような場合でございます。

各課で必要な個別の研修は、基本的には各課予算で計上していただくんですけども、予算計上していないけども、急遽受講が必要になった場合などのために、専門研修参加負担金ということで54万円の予算を計上させていただいております。執行できるような理由というのが、異動後間もない職員に対して担当業務の基礎的知識を付与する研修、2つ目としては、法令の改正等に対応するために臨時に受講が必要となった研修、3つ目としては、非定例的に開催されるため当初補正予算等での計上が困難だったものということで、各課が必要に応じて職員を決めて、職員課のほうに申請していただいて、可否を決定するというような内容でございます。

続きまして、行政報告書の53ページ、職員福利厚生事業において、職員が加入する各種財形貯蓄等についての事務処理ということですが、事業費が職員福利厚生事業費ということで、職員の福利厚生のための財形貯蓄とか、生命保険の給与天引き事務をこちらで職員課のほうで行っております。

いろんなものが対象になるんですけども、財形貯蓄というのには、手数料が入らない分、件数が少なくても給与天引きができたり、生命保険なんかの場合には、ある程度の人数がないとできないというような状況もあるわけですし、根拠としましては、地方公務員法42条で福利厚生制度というのがありまして、地方公共団体は

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと、こういう根拠に基づいて事業を実施しているというわけでございます。

また、給料から何でも引いていいわけではございませんで、給与条例で定めた東大和市職員互助会の会費であるとか、生命保険等の団体の加入については認められるというようなルールに基づいて事務を執行しているわけでございます。事務の実際の処理につきましては、互助会で雇用している職員がおるわけですが、その者が中心になって事務処理をしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

---

午後 3時46分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（川口荘一君） 行政報告書17ページ、18ページにおけます賃金、臨時職員賃金ということで説明のほうをさせていただきますけれども、臨時職員賃金の物件費に占める割合ということでございます。まず、臨時職員賃金の物件費に含まれる金額につきましては約4億1,586万円となります。物件費に占める割合は10.1%となります。

次に、人件費を加えました金額について、全体の歳出決算の割合ということでございますけれども、15.7%というような状況でございます。

以上です。

○総務管財課長（中野哲也君） 行政報告75ページの除草委託の減少ということでの御質疑でございますが、こちらにつきましては南街1丁目にごさいました都市計画道路の残地135.99平米なんですけれども、こちらが26年度において売却済みとなったため減少したものでございます。

以上でございます。

○行政管理課長（木村 西君） 行政報告書87ページでございます。歳出縮減の取組ということで、窓口封筒につきましては、市民課、課税課などで使っております証明書類の封筒でございます。また、市共通封筒につきましては、市から発送いたします全庁的に共通した封筒でございますが、いずれにしても広告代理店が企業広告を募集いたしまして、その費用を使いまして、封筒の印刷をしていただいて、それを市に納品していただくというものでございます。効果額でございますが、導入が平成21年度というのもございまして、当時との比較ということにもなりますが、それぞれで窓口封筒が約14万8,000円、市の共通封筒が約19万5,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 行政報告書96ページ、教育委員会用USBメモリの購入についてでございます。平成28年8月末より市内の小中学校間で校務ネットワークシステムの運用を開始しました。このシステムは、他のシステムと情報連携していない独立したネットワークでありましたので、この端末と他のネットワークの端末間、例えばインターネット端末ですけれども、その端末間でデータのやりとりを行うため、特殊なセキュリティ対策を講じたUSBメモリを購入したものでございます。なお、庁内のPC等は、委員おっしゃるとおり一般的なUSBメモリの使用を禁止しております。

続きまして、行政報告書98ページ、公共施設案内・予約システムの導入について、どのように委託業者にオーダーしたかですが、その経緯については私のほうから説明いたします。このシステムは、システム開発業者の標準パッケージシステムを採用しております、その中で法令や市の規則に照らして、それぞれの主管課が意見を出して、調整し、細かい設定を行ったものであります。

私のほうからは以上でございます。

○**市民生活課長（大法 努君）** 行政報告書98ページ、公共施設システムにおいて、なぜ一つの団体について公民館用の利用者ナンバーと市民センター用のナンバーを持たせなきゃならない設定にしたのかとの御質疑でございますが、市民生活課におきましては、東大和市学習等供用施設条例施行規則に基づく奈良橋地区会館、新堀地区会館、向原地区会館、清原地区会館の施設、それから東大和市立地区集会所条例に基づく桜が丘集会所の施設について、公共施設予約システムの利用を通じて予約するものとしております。

また、公民館におきましては、東大和市立公民館条例施行規則に基づき運用しており、運用に当たっての根拠規則が異なるということから、一つの団体であっても、双方の施設を利用される場合は、別の番号を持っていただくということにいたしております。

続きまして、行政報告書106ページ、魅力あるホールにするための平成27年度における取り組みに関する御質疑でございますが、施設を拠点とした地域連携に取り組み、地域イベントにおける発表の場の創出や地域の学校や諸団体への働きかけなどを行い、商工会を通じて、地域企業と連携した講座、地元マイスター講座、成人式、式典連動イベントなど、芸術文化と地域とのリンクをより強固なものとなるよう努めたところでございます。大ホールにおける自主事業の入場率に関しましては、委員のおっしゃるとおり平成27年度上半期に実施した事業に関しましては50%、あるいは50%を下回る結果となっております。

平成27年度事業計画につきましては、指定管理者におきましても前年度の結果を踏まえて、より市民のニーズに沿った計画を策定し、集客に向けての営業活動、それから販促の強化を図ったところでございますが、集客面においては、結果につながっていないという部分もございます。事業の内容につきましては、市民会館に合った事業、それから市民のニーズ、アクセスの利便性を生かした魅力のある事業の設定についてのノウハウは、指定管理者において専門的知識を持ち得ていると思っておりますので、しっかりとリサーチをしてほしい旨、引き続き要請してまいりたいと思っております。

次の指定管理委託料9,500万円の妥当性につきましては、部長から説明させていただきます。

続きまして、私、飛ばしまして、行政報告書126ページ、男女共同参画講座の内容と参加者数が書かれているが、目標参加者数はあったのかという御質疑でございます。こちらにつきましては、平成27年6月27日土曜日開催の講座、こちらにつきましては目標参加者数、定員は26人、7月18日土曜日の講座に関しましては、目標参加者数、定員でございますが、親子15組、9月17日木曜日開催の講座につきましては、定員が30人、10月27日火曜日開催の講座につきましては、定員が30人、11月18日の講座につきましては、定員が30人で行いました。

以上でございます。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 戻りまして、102ページあたりからのハミングホール——市民会館の指定管理料が妥当かということでございますけれども、現指定管理者の選定に当たりましては、文化芸術事業の推進のほかに、商店街と連携を含めた地域の活性化、さらには観光への寄与と総合的な企画力がすぐれていること等のサービスの内容につきまして、特筆するものがあり、他の公共施設への波及効果が認められているというよ

うなことがございまして、現状維持ではなくて、積極的に変えていこうというような意識が強いというところから、今まで以上の効果があると判断し、さらには期待するものでございまして、現指定管理者を候補者として選定したようなところでございます。

始まりまして3年目、平成26、27と2年経過して、3年目に入ったところでございますけれども、うまかんべえ～まつりや産業まつり、さらには成人式等を初めとする市の行事にもさまざまな分野で連携を図ったりしているところでございますけれども、御指摘にございますようなアウトリーチにつきましては若干少ないのかなというところがございますけれども、指定管理者といたしましても提案を踏まえた新たな取り組みを模索しているようなところもございまして、市が選定理由とした事項にかかわる事業展開が提案どおり図られているか十分に進行管理を行っているところでございます。

以上です。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書127ページの過誤納還付金等についての御質疑を頂戴いたしました。こちら返還金の発生につきましては、お支払いしていただいた税に関しまして、税額更正が発生した場合にお返しするというようなものでございます。こちらについては納税義務者の方も絡むことでありますので、年度によって返還金の発生件数、こういったものについては読めないところがございまして、そのために年度によって大きく変動しているというような形で、減になったり増になったりとするという形でございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

何点か確認したいんですけども、行政報告書の53ページの先ほどの職員に対する福利厚生の内容についての御答弁で、互助会で職員を雇用していて、その人がやっていることだというような御答弁内容だったと思うんですが、そうだとした場合にどうして行政報告書に掲載するのかっていうことと、そちらの互助会のほうで雇用された方が事務手続を実際やっているということであれば、その方に対する給与とか、人件費っていうのはどうなっているのか、先ほどの答弁ですと互助会と市の職員の福利厚生ということがごちゃごちゃした中でよくわからない御答弁でしたので、もう一度お願いします。

福利厚生っていうのはどこまでの範囲を言うのかという部分は明確なことではないと思いますけれども、一般的にはこういった個人のところについては、口座の引き落としっていうこともありますし、市のほうで、もしくは互助会でこちらの業務を担当するということが、今いろいろな事業で人が足りないという中で、本当に妥当性があるものかどうか、検討したことがあるのかについてもあわせて教えていただければと思います。

それから、行政報告書の98ページの先ほどの予約システムのことは、市民センターと公民館などの根拠となる条例が違うということの御説明だったかと思うんですが、こちらの予約システム、例えば何々のある施設っていうふうに検索しますと、例えばピアノのある施設ってやりますと、市民センターも公民館も一緒に出てくるんですね、ログインをしてみると。そして、公民館を予約したいときに、たまたま市民センターのほうのやつを入れてしまうと、それはもう一回ログアウトして、ログインし直さなきゃいけないっていうふうになっていて、使い勝手と背景の条例が余りスムーズじゃないとか、そこは条例ありきなのか、使う方の利便性ありきなのかということも、もともとあるシステムをどういうふうにかスタマイズしていただくかっていうところで、どういう指示、もしくは関連部署間でどういうことを調整して、この費用をかけて、27年度この事業をやったのかについて、何か補足があれば教えていただきたいと思います。

以上、2点、お願いします。



○総務部長（広沢光政君） 行政報告書の53ページ、財形貯蓄等の天引きの事務について御質疑を頂戴しました。こちらでございますが、先ほど担当課長のほうからも御答弁申し上げましたように、職員の福利厚生というところで行っている事業であることには間違いはないということで、天引きの事務、もちろん職員も携わっておりますけれども、互助会のほうで雇っての方が手伝ってくれてるという話なんです、互助会の事業自身が、先ほどから申し上げてる市の職員の福利厚生という部分に該当しますので、そういった意味では互助会の職員が携わったとしても、その辺については問題はないというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 行政報告書98ページ、施設案内・予約システムの利便性についての御質疑でございます。利用者の利便性向上につきましては、定期的に関係課が集まり、調整会議を開き検討しております。委員がおっしゃるとおり一つの団体で登録ができるかということにつきましては、システムの技術的には可能ですが、今後も利用者の利便性向上については、関係課と調整しながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○総務部長（広沢光政君） 済みません、先ほどのでちょっと答弁漏れがございました。互助会のほうの職員の賃金ということでございますが、こちらは職員、一般の財源ということでなく、互助会のほうの会計のほうから支払われてるということでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 行政報告書の62ページです。広報活動事業の中で市のホームページのアクセス数と更新件数が載っております。アクセス数を見ると伸びてるんですけども、更新件数に関しては若干減ってるのかなど。これに関して、下のほうのツイッターとフェイスブックに関しても横ばいか、ちょっとふえてるといったところなので、これの目的ですね、どういった目的を、広報を目的としているのは間違いはないと思うんですけども、これをふやしていくような、そういう数値目標、先進事例を参考にした数値目標などを定めているのかどうかを教えてください。

それと次に、行政報告書85ページ、86ページあたりの行政改革推進業務の中で外部評価事業のことが書かれています。市民の意見を聞く方法として、市長への手紙とか、タウンミーティング、パブリックコメント等たくさんある中で、外部評価っていうのは双方向で結構市民の方と市が担当者が意見を交換するって、非常によい制度だと思うんですけども、これの効果、要はここで提言されたようなことが市にどのように反映されていって、それをどういうふうに諮っていくのかっていうことを市はどういうふうに捉えてるのかっていうことをお聞かせください。

それと、同じく行政報告書の127ページ、市税過誤納還付金等、今和地委員のほうでの御答弁の中でちょっと触れられたところですね、不可抗力なところがあるっていうことは去年の答弁でも重々承知はしてるわけですけども、その中で全部が全部そうではないっていうところもあるんじゃないかなど。例えば市とか、都民税とかっていうところは結構件数が減って、すごく努力が見られるのかなど。これは市の努力になるのか、それとも先ほどの御答弁のように、これは偶然になったものなのかと。その辺どういうふうに不可抗力なところと市の努力で減らせるものなのかなっていうところを教えてください。

以上です。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 行政報告書62ページ、ホームページのアクセス件数並びに更新件数のところで御質疑をいただきました。ホームページの更新件数について、数値目標等定めているかということでの御質

疑でございましたけれども、結論から申しますと、そういった更新件数の目標というものは立ててございません。開かれた市政の観点から、市民の皆様とともに市政運営を行うということに関しまして、市民の皆様と情報を共有することは何より重要なことだというふうに考えてございます。

その中で一番目標とさせていただいておりますのは、適時に的確な情報提供をしていくといったところで全体を進めさせていただいております。ホームページの更新に関しましては、各主管課のほうで行います事業等の更新ですとか、新しいお話が出てきたときに、機を捉えて更新させていただいてるところでございますので、今後につきましても引き続き適時的確な情報提供に努めていくといったところできちんと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○行政管理課長（木村 西君） 行政報告書85ページから86ページにかけての外部評価についてでございます。

外部評価につきましては、この会で何かを決定するという位置づけのものではございませんが、委員の方の意見を参考にそれぞれの最終評価ですとか、あるいは再評価の際に参考にさせていただくというものでございます。

平成27年度におきましては、全部で16事業につきまして実施をしたところでございます。そのうち最終評価にかかったものは、過去に外部評価にかけたものも含めますけれども、全部で5事業について最終評価として方向性を決定させていただいたところでございます。反映という意味では、それぞれ拡大する方向、あるいは縮小する方向でそれぞれございますけれども、平成27年度におきましては、5事業について最終事業を行ったというところでございます。

以上でございます。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書127ページ、市税過誤納還付金等に関しまして御質疑いただきました。

この中で市の努力で減らせるものということ、また不可抗力ということで2つに分けてお話しさせていただきますと、まず市の努力で減らせるものに関しましては、加算金の部分、こちらにつきましては市の内部事務に該当するものも入ってはおりますが、加算金は利息でございます。事務の中で発生するものに関しては、今納税課のほうでは極力ゼロにすると。還付金が発生するものに関しては、速やかにお返しするという形で事務を執行させていただいております。

そして、不可抗力の部分に関しましては、1番から4番全て不可抗力の部分が入っております。税に関しましては、納期が定められておまして、その納期にお支払いいただいて、それが2年前っていうことであれば、ここで更正の請求がありますと、2年間の部分に関して利息が発生いたします。その利息に対して加算金があるという形になりますので、この部分に関してはどうしようもないということ。ただし、事務処理の中では一日でも早くお返しして、加算金をつけないという形で納税課は今やっております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ホームページと、あとツイッター、フェイスブックについて、目標数値を定めてないということだったんですけども、一般質問の中でも何回か取り上げさせていただいて、広報のやり方については、

同じ情報でも何度も何度もやれるものとそうでないものとあるってということをお話しさせていただきました。

ツイッターとフェイスブック等とかっていうのは、同じ情報でも何度も何度も流すっていうのが通常でありますので、ある意味こういった投稿数を今現在263件ですと1日1件もない状態ですので、こんなのは倍にすることは非常に簡単なことですので、ぜひ目標設定を、ある程度先進事例で結構成功してる先進市もありますの

で、そういったところを参考に、目標数値を定めながら周知を図ってほしいなというふうに思っております。

例えば市報なんかでも、載る情報は紙面が限られている中、市民の情報がなかなか取り上げられないイベントなんかでも、今回紙面がいっぱい断られたなんていう話も聞きますので、そういったことを考えると、ツイッターとか、フェイスブックとか、市の事業を中心にやられてることだと思いますけれども、今後は市民の情報、そういったところ、載らなかったような情報とかを載せていくことも、これでは可能なんではないかなというふうに思います。その点もう一度、市の情報だけではなくて、市民のイベント情報とか、そういったところもこちらでは有効だなと思うんですけれども、そういった方向で検討されているかどうか、もう一度お願いいたします。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ツイッター、フェイスブック並びにホームページのほうだと思いますが、市民情報の掲載についての御質疑かと思えます。失礼しました、行政報告書62ページです。市民情報の取り扱いにつきましては、現在市のほうで主催する、あるいは共催している事業を中心にイベント等を御紹介させていただいてるところでございます。市民情報の重要性という部分につきましても、重々認識しているところでございますが、市のイベント等の情報と全く同じ形で、その情報が載っていくといったところでは、情報の整理の中で非常に課題があるのではないかなというふうに考えているところもございます。この点につきましては引き続き研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 1点だけ質問させていただきます。決算書の96ページ、総務管理費のところかと思うんですけれども、行政報告書でいうと17、18の物件費のところかと思うんですが、こちらについては資料の要求をさせていただきまして、資料ありがとうございました。嘱託員、臨時職員の賃金の推移ということで、10年間の資料をいただいたんですけれども、10年間ほとんど上がっていないということで、職種によっては下がっているものもあるということでした。官製ワーキングプアということで社会問題になっている中、このままでいいのかどうか、市の認識を伺います。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書の17、18、決算書96ページで嘱託員、臨時職員の賃金の単価ということで御質疑をいただきました。最低賃金の引き上げに伴う部分、つまり賃金単価の低い方の部分を主にかさ上げてきたってということがありまして、比較的高い方については、ほとんど変更がないというような状況でございます。臨時職員、嘱託員の賃金単価等につきましては、最低賃金制度の趣旨にのっとった対応を図ってきてるところでありまして、周辺市でありますとか、類似団体の単価を考慮した中で決定しているという状況でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 最低賃金のほうも考慮されてるということですが、10年前と比べて、増税等の影響もあるかと思えますので、賃金の引き上げということで検討していただきたいと思えます。これは要望です。

以上です。

○委員（東口正美君） 行政報告書をもとに幾つか質問させていただきます。

まず、1点目は、84ページの先ほど中学生の広島訪問の件は他の議員が聞いておりましたけれども、市長もこの年、首長の会に出ておられて、市長の平和事業の今後の取り組みに刺激があったかなと思えますので、

ぜひ御感想をお聞かせいただければというふうに思っております。

続きまして、93ページ、安全安心サービスのことですけれども、件数の伸びが多分延べで今8,992件っていう形になっておりますけど、毎月148件のときもありますけど、大体10件とか、20件とか、ふえていくっていう形なんですけど、すごくこれだけ災害がさまざまある中で有効な方法だと思うんですけども、このことについての周知はどのようになっているのかっていうことをお聞かせいただければと思います。

続きまして、95ページからの情報システム管理・運営事業について、そこで載っていることで幾つか伺いたいと思っております。

まず、1点は、通学路の防犯カメラの映像解析機器というのがここに書かれておりますけれども、通学路の防犯カメラがつきまして、そのデータの管理かなというふうに思っておりますが、このデータの管理がどのようにされるのかということと、あと次のページ、96ページには、公会計ソフト「PPP」の導入ということで書かれておりますが、公会計制度の導入も29年を目指して行われると思うんですけど、これがどのような形で使われるのか。

もう1点、行方不明者、認知症高齢者等情報提供依頼システムっていうのはどのようなシステムであるのかっていうことをお聞かせください。

もう一つ最後に、157ページに選挙の出前授業というのがございまして、18歳の選挙が始まるということと関連するのか、以前からもこういうことをされていたのか、内容と、またその反応についてお聞かせいただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） 平和首長会議の関係で、非常に私にとっては刺激的というか、よかったなというふうに思ってるんですけど、まず1点目として、そのとき思ったのは、東大和の変電所っていうのは、戦災建造物っていうのは、日本中探してもなかなかないというのが間違いないというふうな思いがあったということと、余り知られていないということでもあります。そして、私どものほうでつくった「沈黙の証言者」のDVDを何部持っていったか忘れましたが、持ってったんですけど、すぐなくなりました。

やはりいいビデオ、見たわけじゃないんで、いいビデオかどうかは見てからだっていうことになりますけども、デザインがよかったのかなというふうな思いもございまして、そういう意味でことした平和首長会議第6回目になるんでしょうか、平成22年からですから、6回目ぐらいになるかと思うんですけども、それにはまた行って、今度うちの变電所を宣伝してこようという、そういう意気込みでいますけど、できるかどうか、全国で2つだけだということなんで、ちょっとはつきりはしませんけど、そういう意気込みは持って帰ってきました。

以上です。

○総務部参事（東 栄一君） 行政報告書93ページ、防犯対策事業の中の安全安心メールの件でございます。こちらにつきましては、先ほど委員がお話があったとおり、27年度末で延べ登録数が8,992件で、1年間で登録件数が323件ほど増加しております。過去5年ぐらい見ても、ずっと二、三百件ぐらいずつ増加してる状況で、私どもとしましても、これは地震もそうですし、不審者情報もそうですし、いろんな情報を提供してって意味で大変重要だと考えてございまして、周知は私どもとしても課題だと考えてございまして。現状では、ホームページでQRコードがありまして、容易に登録できる仕組みになっておりますが、それ以外にさまざまなイベント等を通じて、これは周知をしていきたいというふうに考えてございまして。

以上でございます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書96ページ、行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムの内容で  
ございます。こちらにつきましては、行方不明になりました認知症の方を探すために、東京都に情報提供いた  
します。そのためのシステムがございますために、情報検討部会のほうに諮問させていただいたといった内容で  
ございます。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 行政報告書の95ページ、通学路の防犯カメラのデータの管理でございますが、  
データの管理につきましては、自動的に録画をし、一定期間を過ぎますと、それに上書きをされて、以前のデ  
ータは消去されてくという、そのような仕組みでデータを管理しております。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 行政報告書96ページ、公会計ソフト「PPP」の導入に関してでありますけれども、  
現在財政課では国の要請に基づきまして、公会計、新公会計、統一的な基準の財務書類の整備ということで事  
務を進めているところでございます。平成28年度におきましては、固定資産台帳の整備ということで事務を進  
めておりました、固定資産台帳の整備後、複式簿記の導入等を進めるために公会計ソフト「PPP」というソ  
フトを一つ活用の検討材料ということで、情報システム委員会に諮ったところでございます。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 行政報告書157ページ、選挙出前授業について御質疑を頂戴いたし  
ました。委員御指摘のとおりで、この夏の参議院選挙から18歳選挙権年齢引き下げという法律が執行いたしま  
したので、それに先駆けて、昨年度、お隣の東大和高校さんと玉川上水駅方面の東大和南高校さん、こちらは  
選挙出前授業ということで、主権者教育のお手伝いという形をとらせていただきまして、東大和高校さんにつ  
きましては、比較的早い段階で東京都選挙管理委員会事務局にお問い合わせをいただき、東京都選挙管理委員  
会事務局から私どもに連絡が入りまして、共同作業として東大和高校さん、8クラスとなっておりますが、1  
限目と2限目、4クラスずつを分けまして、東京都選挙管理委員会事務局の職員が2名、当市選挙管理委員会  
事務局の職員が2名で、打ち合わせを何度か重ねながら、7月16日に行ったところでございます。

それから、東大和南高校さんにつきましては、8クラスとなっておりますけれども、体育館に生徒さんみ  
んな集まっていたいただきまして、私ども当市の選挙管理委員会事務局職員が出前授業を行ったというところ  
でございます。今申し上げますとおり、18歳選挙権年齢引き下げの法改正に伴いまして行ったもので、初めての  
取り組みということでございます。

効果でございますけれども、参議院議員選挙、この7月10日に行われましたけれども、18歳有権者の方、非  
常に投票率がよかったかなという思いをいたしております。また、19歳の方につきましても、かなりの投票率  
が見られたと考えております。常々若年層啓発ということで、20代の全体の投票率が低いと御指摘されてきて  
いるわけですが、20代全体の投票率に比べても、18歳、19歳の方の投票率は非常にいい水準で投票が行  
われたと認識しております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 2つ、安全安心送信サービスに関しては、例えば小学校入学するときの父兄にお知らせ  
するとかってというのが私としては有効かなと思うんですけども、そういう検討がされたことがあるのか、ま  
た今後そういうことはできるのかどうかってということが1点と、もう一つ、防犯カメラのデータは、一定期間  
の時間で書きかえられていくってことは理解ができたんですけども、どこが所管で管理をするのか、ま

たそのデータを活用するっていうときは、どういう場合が考えられるのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 行政報告書93ページの安全安心メールの関係ですが、今まで入学時にそういったメールのほうの提供をするということを考えたことは今まではございません。今後そのあたり含めて研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 行政報告書の95ページ、防犯カメラに関してでございます。所管しておりますのは、教育委員会の学校教育課でございます。また、管理も、防犯カメラの外といたしますか、現在25台配置しておりますが、それも含めて管理は同じく学校教育課でしております。

また、活用という場面についてでございますけれども、考えられますのは、例えば警察のほうから捜査の必要にということで依頼が来た場合に、それを判断した上でデータを取り出して提供するという、それによって検挙につながればということで考えられます。これは今回の防犯カメラに限らず、これまでも学校の敷地内にある防犯カメラについても同様の運用でございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 2点お伺いします。いずれも決算書97ページの職員人件費、人事管理費にかかわるところです。事前に資料をいただきましてありがとうございました。

まず、一つ目なんですけど、27年度は、26年度に比べまして臨時職員の方がふえておるようなんですけども、これについてどういう理由なのか、主な理由について教えていただければと思います。

そして、もう一つは、長期休暇の職員さん13人と資料ではいただいているんですけども、27年度に新たに休職された方の人数、また26年度に休職されて、27年度で復帰をされた方の人数などわかりましたら教えてください。

○職員課長（原島真二君） 決算書の97ページでございます。1点目の人事管理事務費における臨時職員の賃金のふえた理由でございますけども、前年度に比べて2,800万円ほどふえております。主な理由としましては、青少年課におきまして、ランドセル来館事業実施のために、児童館の臨時職員を増員しております。また、指導室におきましては、平成27年度から小学校10校で学習支援員を配置し、担任の補助を行うようになりました。このための増員でございます。あと、選挙管理委員会におきましては、平成27年4月に市議・市長選挙がございましたので、この準備事務のために職員を雇用しております。臨時職員の関係は以上です。

2点目の同じく決算書の97ページですけども、職員人件費における長期休暇職員の関係ですが、平成27年度に病気によって30日以上休んだ職員は13人おまして、前年度と比較した新たな休職者が8人でございます。この8人のうちフィジカルの者が2人、メンタルの者が6人となっております。また、平成26年度の休職者のうちで復職した職員の人数ですけども、4人おまして、その理由としましては、フィジカルを理由とした者が3人、メンタルを理由とした者が1人ということになります。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 1点、行政報告書の88ページ、ふれあい広場管理事業についてなんですけど、ここの1行目にも市の観光案内及び情報発信とあるんですけど、下の事業名などを見ても、観光案内が中心かなと思うんですけど、情報発信というのはどのようなことを行ったのかお伺いしたいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 行政報告書88ページ、ふれあい広場管理事業におけます情報発信の方法でございますが、東大和市ふれあい広場には、パンフレット配布用の台を設けておまして、そちらで市が発信

しております各種発行物、刊行物を常時配布できる体制を整えております。一例でございますが、ウォーキングマップを4種類ですとか、観光マップなどを常時手にとっていただける状態で事業を展開しております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） そういったパンフレットなどをお配りしているのは見ているんですが、例えばインターネットを活用したいろいろな情報発信っていうのがこれから必要だと思いますけれども、そのインターネット環境のことですとか、あとは市のホームページにはふれあい事業の内容についてはどのようにしていかうとされているのかお伺いします。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ふれあい広場の今後のインターネットを活用した広報ですとか、将来に向けた活用であります。現地、東大和市ふれあい広場におきましては、インターネット環境がありませんので、東大和市の公式ホームページの更新等を活用しながら、情報発信を充足させていけますように事業を展開してまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員（荒幡伸一君） 1件お伺いをさせていただきます。行政報告書の53ページですけれども、職場環境整備のところで、1番、産業医の職場巡視実施回数8回とありますけれども、どのように巡視をされているのか教えていただければと思います。

○職員課長（原島真二君） 職場巡視のやり方ですけれども、職員課の研修厚生係のほうで産業医を案内して、現場の点検について産業医から御指摘をいただくというようなやり方でやっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書の82ページの平和事業ですけれども、この間、中学生を派遣して、それを続けるということで大変大切なことだというふうに思いますが、27年度当初に平和都市宣言の、東大和市の平和都市宣言はすばらしいので、これを掲示してほしいという要望をしたら、検討するということでしたが、平和公園の柱は建ってますけれども、平和都市宣言の掲示等についてどのように検討されたのか伺います。

それから、同じく行政報告書ですけれども、98ページの公共施設案内・予約システムですけれども、この導入に伴うメリット、デメリットについて市の見解を伺います。

それから、同じく行政報告書150ページで個人番号交付関係事務で、一つは交付件数ですけれども、始めたところという、27年度はそういうところでしょうか、最新の新しい交付件数はどうなっているのか、どのように交付事務について評価しているのか。

それから、国がかりの事業だと思いますけれども、行政報告書の財源内訳を見ると、総事業費3,957万円のうち、国からは2,861万9,000円ということで、総事業費の3割近くが市の一般財源の持ち出しになっているという状況になってます。国の補助金の範囲内だけでやれてないわけですが、その点についてなぜなのか、それからこれをどう市としては考えているのか伺います。

それから、行政報告書の155ページで選挙関係ですけれども、投票所がこのように出てますが、桜が丘4丁目は有権者数も急増していると思うんですが、ここには投票所もなければ、掲示板も一つもないんじゃないかと思うんですが、この点についての認識と対応を伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政報告書の82ページ、平和事業の関係でございます。平和都市宣言を周知しているかということで、検討しているかどうかということでございます。現在市のほうでは公式ホームページ、あるいは市報、平和文集等に掲載する中で、平和都市宣言の内容について周知しているところでございます。ま

た、平和市民のつどいでも、朗読という形で皆様の前で御紹介してるような状況でございます。

公共施設等に展示などの検討についてでございますが、他の宣言、平和都市宣言以外にも東大和市では宣言しておりますので、その辺を踏まえる形で検討ということで捉えているところでございます。また、市内には宣言都市という形で三角塔も掲出してしておりますので、そのような形でも周知をしてるところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾崎保夫君）** 平和都市宣言ということで今お話があつて、やってほしいということですけども、先ほど私どもの平和都市宣言、すばらしいというふうにおっしゃられていましたけども、そのとおりだというふうに思っています。多摩だとか、あるいはいろんなところの平和都市宣言を見たりしたんですけども、東大和のが一番いいかなというふうに思っています。というのは、まずは被爆国の国民としてという形、これは一般的なものがあるんですけど、もう一つは憲法ということで、国際社会の平和と、そして協調を理念とする憲法という、そこまできちんと憲法の中身まで明確に出している平和都市宣言というのは大和のものだと。

もう一つ大きな特徴は、世界の人々と平和を愛する、世界の人々と手を携えて一緒にやってくんだというふうな表現をしてるのも東大和の平和都市宣言ではないかなと、これは昔から思ってるわけですけどもね。そういった意味では、私どものほうの東大和は平成2年でしょうか、できたのはね。その当時から、その当時一生涯懸命市政を運営していた、あるいは市民の皆さん方がそれを一つの宣言として認めたということはずばらしいことだなというふうに思ってますし、私もこれからそういう意味で世界の人と熱い思いを共有して、変電所を何とかしたいというふうに思っています。そんな意味で皆さん方にもまたいろんなところで市民の皆さん等含めて御協力をいただければというふうに思っています。

以上です。

**○市民生活課長（大法 努君）** 行政報告書98ページ、公共施設案内・予約システムの導入に係るメリットでございますが、市民に広く施設の空き状況を周知できること、またスマートホンやパソコンの操作になれている、そういった世代の皆様からは、月初めの抽せん会、そちらの会場に行かなくてもいつでも利用できるということで、好評の声をいただいているということで効果があったと思っております。

以上でございます。

**○市民課長（山田茂人君）** 行政報告書150ページ、個人番号カード交付関係事務事業につきまして御質疑をいただきました。

まず、最新のマイナンバーカード交付件数でございますが、平成27年度は1月から3月末までで1,462件の交付でございまして、平成28年度につきましては4月から8月の末までで5,031件の交付でございます。合計いたしますと1月から8月までで6,493件の交付でございます。

次に、カード交付件数の評価につきましては、当市のカード交付率は、8月末現在におきまして、多摩地域の26市の中では第7位の交付率でございます。多摩地域の自治体の中では、交付が進んでいるというふうに評価してございます。

国による目標想定数には及ばないところでございますが、それにつきましては1月から通知カードの発送のおくれやカード作成のおくれ等、こちらではコントロールできない諸要因がございまして、他の自治体も同じような状況にございますため、そのことにつきましてはやむを得ないというふうに考えてございます。

次に、国の補助金の範囲内で賄えないという件でございますが、まず事業費補助金につきましては全額補助でございます。また、事務費補助金につきましては、国がまず全国の自治体に配分する総額を決めた上で、各



自治体への上限額を決めてございますが、その上限額と実際にかかる経費を比較いたしますと、実際にかかる経費のほうが上回っているという状況、現状がございます。これは当市のみならず、多摩地区の26市、ひいてはある一定の人口規模以上の自治体に共通する課題と認識してございます。

以前から市長会等を通じて、国には要望してございまして、現段階の情報におきましては、6月17日の総務大臣の記者会見におきましては、統合端末の整備経費やカード交付予約システムに係る経費などを新たに事務費補助金に導入するというふうな情報を得てございます。まだそれでも足りないような部分がございますので、引き続き他の自治体との情報連携を密にして、今後対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 行政報告書の155ページ、投票所についての御質疑でございます。

桜が丘4丁目の選挙人の方が大分ふえているのではないかと御指摘ですけれども、委員おっしゃるとおり、こちら行政報告書の155ページは、昨年9月2日の登録者数を表示してございます。桜が丘4丁目の有権者の方々につきましては、第10投票区ということで、投票所が上北台市民センターとなっております。行政報告書上、第10投票区の昨年9月2日現在の登録者数5,662人となっておりますけれども、今月2日に新規登録をいたしました結果、200人近い選挙人の方がふえているということをもってしても、非常に増加が著しい地域であると認識してございます。

掲示板というのは、選挙運動用のポスターの掲出場所ということでお受け取りいたしますが、まず投票所についてでございますが、先ほど申しましたとおり桜が丘4丁目の方、全体として第10投票区に含まれておりまして、上北台市民センターが投票所となっております。我が国の選挙制度といたしまして、1投票区1投票所の原則というものがございまして、第10投票区に新たに投票所を追加することは、この原則論からして困難であると考えております。

それから、ポスターの掲出場所でございます。申しわけありません。公職選挙法上、ポスター掲示場という言葉ですので、その言葉をもって説明させていただきたいと存じますが、私ども事務員も桜が丘4丁目、ポスター掲示場設置場所として適切なおところがないかどうかということで何度か巡回をさせていただいてるんですが、なかなかここがいいというところが見つからないのが現状でございます。

昨年4月26日に執行されました市議会議員選挙におけるポスター掲示場の面数、こちらは30面でございます。縦3段で横10面、さらに一番端っこに選挙の内容ですとか、選挙の執行日など注意事項も含めたものを表示する面も含めると、横が4.5メートル近く、盤面っていうんですか、本体だけで高さが1.4メートル近くと非常に大きいものがございまして、御存じのとおり東大和市におきましては、市議会議員選挙と同日で市長選挙も行われるということで、市長選挙のポスター掲示場が2段6面でございます。これに見合うだけの幅を持った土地がどうしても見つからないというところもございまして、私どもも非常に苦悩しているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 82ページの平和事業ですけれども、市長から東大和の平和都市宣言は他市と比べても大変素晴らしい、一番じゃないかというお話で、私も他市がどうこうっていうのはあれですけども、素晴らしい平和都市宣言だと思っています。変電所のことも言及ありましたが、あの場所にぜひ平和都市宣言の掲示を行うということは適切なんではないかというふうに考えますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。これは要望です。

それから、98ページの公共施設予約システムについては、メリットとデメリットっていうふうに伺ったんですが、これはデメリットはないということだったのかどうか、ちょっと確認させてください。

○市民生活課長（大法 努君） 基本的にはないと考えておりますが、ただしシステムで専用のこれまで利用申請書、それから承認書というものを使っておりまして、その印刷製本費は内部事務といたしましては減少いたしました。ただし、システムを利用することによって、その利用申請や承認書、そちらのほうの発行を開始したため、紙の購入費用が増加した、それを私どもデメリットとして感じておるところでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 1点だけ伺います。行政報告書の112ページの都市交流事業についてです。都市交流事業なんですけれども、平成5年の山都町の姉妹都市の締結から、市町村合併が平成18年に行われて、平成24年に喜多方市と友好都市協定を締結した事業です。今までさまざま交流のこういった事業が活発に行われておりますけれども、112ページの2番の補助対象以外の主な交流の中で、喜多方市からうまかんべえ～祭に来ていただいたり、たま5市マルシェに来ていただいたり、要するに喜多方市から当市に物産の販売などで当市を訪れて、訪問していただいているという事例がここに事業として載っているんですけれども、当市から喜多方市に出向いて、例えば当市でも茶うどんができたりですとか、あと「うまべえ」のクッキーができたりですとか、以前は当市から販売するものはなかったというふうな御答弁もいただいているとは思いますが、現時点ではさまざまな物の物販もできるのではないかとというふうには私と考えておりますので、ぜひとも喜多方市の交流に対してのお考えを伺いたいのと、もう1点、3番に友好都市喜多方市による友好都市交流促進事業訪問っていうのがありまして、これは東大和の観光ガイドの会と喜多方市の蔵のまちガイドとの交流事業だと思いますけれども、この交流というのは、団体の交流だと思いますので、1番の平成27年度友好都市交流促進補助金交付状況の10月の中にこの団体の人数が含まれてないんですが、その理由についてもあわせて伺います。

○市民生活課長（大法 努君） 行政報告書112ページ、都市交流事業につきまして御質疑をいただきました。こちらのほう委員のおっしゃるとおり、私どものほうでなかなか喜多方に行く機会がないというのは承知しております。そちらのほうは今委員から御指摘ございましたとおり、茶うどん、そういったもの、さまざま物産も出てるということもございまして、こちらのほう市内の関係、産業振興課や商工会、そういったところ、また相手先の喜多方と調整して、検討してまいりたいと思っております。

また、こちらのほうの3番の都市交流促進事業の訪問につきまして、1番の補助金交付状況、こちらのほうに反映されてないということでございますが、こちらのほうの民間団体の3番の交流促進事業は、1番に掲げてございます補助金を使っていないと、そちらの補助対象の事業でないということはこちらのほうに計上してないということでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） ぜひ物産販売なども当市から喜多方のほうに出向いていただきたい。といいますのも、今こういった民間での交流も盛んに行われておりますが、喜多方市民の方に東大和市というものを知っていただくためには、東大和市から直接出向いて、喜多方の市民の皆様向けに物産等、あと東大和市のよいところなどもそこで啓発などしていただくのが一番ではないか、こちらは要望になります。要望です。よろしく申し上げます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 総務費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、総務費の質疑を終了いたします。

---

○委員長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の決算特別委員会は、これをもって散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって散会いたします。

午後 4時47分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

年 長 委 員 関 田 貢

委 員 長 佐 竹 康 彦

## 平成28年第2回東大和市議会決算特別委員会記録

平成28年9月23日（金曜日）

### 出席委員（21名）

委員長	佐竹康彦君	副委員長	蜂須賀千雅君
委員	森田真一君	委員	尾崎利一君
委員	上林真佐恵君	委員	実川圭子君
委員	二宮由子君	委員	大后治雄君
委員	関田貢君	委員	中村庄一郎君
委員	根岸聡彦君	委員	押本修君
委員	関田正民君	委員	関野杜成君
委員	和地仁美君	委員	荒幡伸一君
委員	中間建二君	委員	東口正美君
委員	木戸岡秀彦君	委員	床鍋義博君
委員	中野志乃夫君		

### 欠席委員（なし）

### 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

### 出席説明員（48名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
会計管理者	関田賢治君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君

財 政 課 長	川 口 莊 一 君	総務管財課長	中 野 哲 也 君
保 険 年 金 課 長	越 中 洋 君	納 税 課 長	中 山 仁 君
産 業 振 興 課 長	小 川 泉 君	市 民 部 副 参 事	高 橋 宏 之 君
子 育 て 支 援 課 長	鈴 木 礼 子 君	子 ども 生 活 部 副 参 事	新 海 隆 弘 君
保 育 課 長	宮 鍋 和 志 君	子 ども 生 活 部 副 参 事	梶 川 義 夫 君
青 少 年 課 長	中 村 修 君	市 民 生 活 課 長	大 法 努 君
福 祉 推 進 課 長	嶋 田 淳 君	福 祉 部 副 参 事	石 川 博 隆 君
生 活 福 祉 課 長	尾 又 斉 夫 君	障 害 福 祉 課 長	小 川 則 之 君
み の り 福 祉 園 長	石 川 伸 治 君	健 康 課 長	志 村 明 子 君
環 境 課 長	関 田 孝 志 君	ご み 対 策 課 長	松 本 幹 男 君
環 境 部 副 参 事	長 瀬 正 人 君	都 市 計 画 課 長	神 山 尚 君
土 木 課 長	寺 島 由 紀 夫 君	建 築 課 長	中 橋 健 君
下 水 道 課 長	廣 瀬 裕 君	区 画 整 理 課 長	水 村 隆 市 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 尚 史 君	給 食 課 長	斎 藤 謙 二 郎 君
学 校 教 育 部 副 参 事	小 板 橋 悦 子 君	社 会 教 育 課 長	村 上 敏 彰 君
中 央 公 民 館 長	尾 又 恵 子 君	中 央 図 書 館 長	當 摩 弘 君

#### 本日の会議に付した案件

- 第 4 5 号 議 案 平 成 2 7 年 度 東 大 和 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 4 6 号 議 案 平 成 2 7 年 度 東 大 和 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 4 7 号 議 案 平 成 2 7 年 度 東 大 和 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 4 8 号 議 案 平 成 2 7 年 度 東 大 和 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 4 9 号 議 案 平 成 2 7 年 度 東 大 和 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 5 0 号 議 案 平 成 2 7 年 度 東 大 和 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

午前 9時29分 開議

○副委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから決算特別委員会を開会をいたします。

○副委員長（蜂須賀千雅君） 第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

第3款民生費の質疑を行います。

○委員（和地仁美君） 行政報告書281ページ、こちらのほうにひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施がなかったというふうに記載されているんですけども、決算書の170ページの母子福祉費については予算が6,350万2,000円であったところ、不用額が約1,700万円と大分不用になっているんですけども、このひとり親家庭ホームヘルプサービスが全く実施がなかったっていうような事業に限らず、この事業内容の、例えば市民の方への情報提供が足りなかったのか、ちょっと予算と不用額の比率が大分あれですので、この全体的な母子福祉費の実施の内容についての振り返りと、あとまたこのひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施がなかった要因をどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 行政報告書281ページ、決算書170ページ、ひとり親家庭ホームヘルプサービス及び母子福祉費について、情報提供と不用額、利用がなかった等の要因について御質疑をいただきました。

1つ目の情報提供といたしましては、毎年市報の11月15日号におきまして、児童及びひとり親家庭等を対象といたしました手当や制度等の特集記事を掲載してございますとともに、ホームページ、子育てハンドブックへの掲載、窓口でのチラシの設置を行ってございます。

また、母子家庭等自立支援給付金事業につきましては、児童扶養手当現況届のお知らせに案内を同封いたしましたしてPRに努めてございます。また、御相談をいただいた中で制度の御利用が支援につながるような場合には、個別に御紹介をさせていただいております。

母子福祉費の不用額の要因でございます。こちらですが、母子福祉費の主な不用額が出ている事業といたしましては、母子家庭等自立支援給付金事業、母子生活支援施設保護事業費、ひとり親家庭等医療費助成事業費、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費でございます。いずれの制度も必要ときに支援ができるように予算化をいたしておりますが、御希望があればどなたでも対象となるという制度ではないことから、不用額が生じております。

また、医療費の助成制度では、インフルエンザ等感染性の疾患が流行いたしました場合でもある程度対応ができるような予算化をいたしておりますことから、不用額が生じております。

ホームヘルプサービスの利用の少なさの要因ですけれども、なかなか利用者の御希望に合った制度となっていない部分がございます。幼稚園、保育園等の送迎ができない、外出を伴っての支援ができないような制度になっておりますことから、利用者の御希望と合わない場合もございまして、制度の利用に27年度はつながらなかったというところでございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（床鍋義博君） 行政報告書179ページの成年後見活用あんしん生活創造事業委託のところなんですけれども、これ、前年度に比べて300万円ほど金額が、予算が大きくなって、決算もそうなんですけれども、多くなっております。これに関して、内容はここに書いてあるとおりになんですけれども、前年度と比べて、見た目はほ

とんど文言一緒ですし、あと講演会に関しても34名が65名にふえたということだけど、結局題名が変わっただけなのかなといったところで、どこがどう、300万円増加したことに関してどこがどういうふうに効果があったのかなということをお聞きいたします。

それと、同じく行政報告書の295ページ、生活困窮者自立支援事業ですけれども、相談受付が前年度150件に対して349件と全体に伸びてるかなと思います。同じくその次のページに、296ページの法外援護事業に関して、若干ですけれども金額も伸びておるということで、全体的に景気が上向きになってきたといっている、おっしゃってましたけれども、これに関してはこういった人がふえているのは、それはどうなのかなというふうにちょっと思っておりますので、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。もちろん、その原因としてどういうふうに、なぜこのぐらいふえてきたのかなといったところでございます。

以上2点、よろしく願います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 行政報告書179ページ、成年後見活用あんしん生活創造事業委託に関しまして、300万円ほど事業費がふえていることについての御質疑をいただきました。

こちらにつきましては、委託料としまして、ほぼ人件費を主に委託料としてお支払いしておるものでございますけれども、平成26年度は職員が産休、正職員が産休をとっておったということで、産休代替の職員として嘱託員で2名で対応予定のところを1名で対応したということで、平成26年度は565万円ほどというふうになっておりましたが、平成27年度につきましてはその社会福祉協議会の正職員、復帰したということで、それらの分の人件費対応ということで委託料のほうは300万円ほど増加しているという内容となっております。

以上でございます。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 行政報告書295ページ、生活困窮自立支援事業でございます。

こちらにつきましては、そえる、こちらで実施してございます。それで、相談件数、こちらにつきましては349件と高い件数になってございます。こちら、経済的な問題とあわせて、精神的な問題ですとか、家庭の問題、健康上の問題、さまざまな課題を抱える方のための総合的な窓口として行っているものでございます。また、こちらによりまして、生活保護の申請に至る前のセーフティネットとして大いに事業の効果があったと考えてございます。

それと、行政報告書296ページ、法外援護事業でございます。

こちらにつきましては、全額都の補助制度としまして、被保護者に対しまして自立支援に要する経費の一部を補助しているものでございます。主に困窮家庭の学習支援とか、そういったもので援助をしてございますが、こちらにつきましても、前年よりもそういった困窮家庭の支援ということで充実したものとなっているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） 答弁漏れの部分が一部あると思いますので、もう一度お願いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 行政報告書の296ページの法外援護の伸び、なぜふえているか、市の見解ということで、景気が上向いているのになというふうなお話でございましたけれども、ただいま生活福祉課長のほうから御説明させていただきましたが、主にこれが伸びてるといえるのは、子供の関係で次世代育成支援というふうなことで、高校進学への援助とか、そういったものがふえてるといえるというふうなものでございます。

そういったところで、現在生活保護を受けられている方たちの中で自立支援につながる支援、就労支援とか、それから高校進学等への支援、そういったものがふえてるといえるということでございますので、特段景気が上向いて



いるのになぜかといったところについては、こちらの内容とは特段一致しなくて、支援を充実させている結果というようなことでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） おはようございます。それでは、幾つか質問させていただきます。

行政報告書のページでいきたいと思います。

まず179ページ、今もございました成年後見制度についてですけれども、これだと研修とか講演会のことは書いてあるんですけれども、この制度を何人ぐらいの方が今御利用に結びついているのかということをお聞きしたいと思います。

続きまして、181ページの受験生チャレンジ支援貸付の件ですけれども、この効果、また貸し付けた代金に対する返還についてはどのようになっているのかお聞かせください。

続きまして、191ページのさわやかサービス事業についてなんですけれども、この登録者と利用者、需要と供給のバランスはうまくいっているのかどうかということをお伺いしたいのと、協力者の方が、多くの方は60歳以上の方がなっております、この辺の年齢層を考えると、シルバー人材センターとの関係を少し教えていただければというふうに思っております。

また、このさわやかサービスについては、高齢者だけではなくて子育て支援事業ということも入っておりますので、このサービス事業、さわやかサービスでどういう事業が提供されているのかということをお聞かせください。

続きまして、202ページの高齢者見守りぼっくすの件ですけれども、新堀が足されまして3カ所になったんですけれども、若干この件数が、訪問件数が奈良橋と南街は1,500件、2,200件ということで、新堀は766件ということで訪問件数が少ないんですけれども、そのかわり、見守り件数は新堀が少ないんですけれども、相談件数が863件とほかのところの2倍、3倍という形になっておりまして、この辺の数字に対してどのようにお考えなのか、またこの相談につきましては高齢者見守りぼっくすからほとと支援センターのほうにつないでいく形になると思うんですけれども、この辺の連携はどのようになっているのかお聞かせください。

続きまして、247ページ、児童手当の件で、この給食費を児童手当から支払ったという方たちが何件ぐらいいらっしゃるのか、歳入のところで少し学童保育の育成料とか、また保育料、ここにも書いてありますけれども、保育料なんか児童手当から支払っておりますけれども、なかなか支払いがスムーズにいかない人に対してこの児童手当を使ってというお知らせと、この手続がどのようになっているのか確認をさせていただきます。

続きまして、250ページ、乳幼児の医療の助成の件ですけれども、1番の下のところに単独事業ということで、所得制限を超えている方に対して市で単独で助成をされていると思いますが、これが何人ぐらいいらっしゃるのかを教えてください。

続きまして、254ページから保育園の保育の事業になっていきますけれども、新制度に移行したことで拡充した事業はどのようなことがあるのか教えてください。

さらに、265ページ、認定こども園、その後続きます小規模保育、さらに家庭内保育につきまして、管内・管外という書かれ方がしておりますが、これはどのような違いがあるのか教えてください。

267ページ、事業所内保育について、市内ではまだこの新制度にのっとっているところはないんですけれども、連携がどのように今なされていて、今後この事業所内保育については市としてどういう見込みを立てているのかということをお聞かせください。

続きまして、居宅訪問型事業につきまして、こちら新しい制度で、市のほうで補助が受けられるという形になっていると思うんですけども、今のところ利用者がおられません。これを使おうと思った場合、市民の方どのような形で市に働きかけをすればいいのか、またこの制度についての周知について教えてください。

続きまして、275ページの一時預かりについてですけども、ゼロ歳児も預かっているということ、おおむね市民の皆様の要望がかなっているのかなというふうに思いますが、この辺の一時預かりを人員を保育園も使って拡充したことで需要と供給のバランスは現在どのようになっているのかということと、保育園での一時預かり、大和東保育園の数だけがちょっと少ないなと思うんですけども、この辺の背景を教えてください。

続きまして、278ページ、パパスクールにつきまして、市として改めて男性の育児参加ということで、新しい事業をしていただきましたけれども、この効果と、今後こういう事業に対して市はどのように取り組んでいくのか教えてください。

さらに、288ページ、済みません、ちょっと気になったのが児童館での昼休み利用ということで、昨年に比べてここの利用者が、お昼を児童館で食べている子たちが1,000人以上ふえているという形で、この辺を市としてどのように考えていらっしゃるかということをお教えください。

最後1点、295ページ、先ほどもありましたけれども、自立支援の関係で、就労者の決定の数が出ておりまして、大変事業として頑張っているなと思っております。1点、この決定者が延べという形になっていきますけれども、これは昨年とことしをどんどん足していくという形でカウントされるのか、その点だけ確認させてください。

以上です。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 行政報告書179ページ、成年後見活用あんしん生活創造事業委託に関連しまして、成年被後見制度活用が何件ぐらいあるのかというような御質疑でございます。

申しわけございません、こちらの件数等につきましてはちょっと今捉えておりませんので、大変申しわけございません、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思っております。

続きまして、同じく行政報告書181ページ、低所得者対策事業におけます受験生チャレンジ支援貸付事業、こちらについての御質疑でございます。

こちらは、ある程度制度が周知されてきたのかということ等含めまして、件数としては前年度に比べまして若干落ち込んでいるところでございますが、ある意味高どまりという形になっております。

この中で、最後に貸付、基本的に貸し付けですので、償還はどうかというところでございますけれども、基本的には、受験をして、高校なり、大学なり、例えば合格されますと、入学を証する書類というのを御提示いただくような形で償還は免除という形になってございます。また、例えば受験に失敗されたりしても、その所得の状況、収入の状況等に応じて、御相談に応じまして免除規定があるというような形となっております。

済みません、それから戻しまして、成年後見の関係の申し立ての件数でございますけれども、平成27年度につきましては13件という形になっております。

私のほうからは以上でございます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書191ページ、さわやかサービスの関係でございます。

こちらの事業につきましては社会福祉協議会のほうで実施をしてございます。介護保険の定着で減少傾向にはありますけれども、全体として数字を見ますと同じ程度の数字で推移をしているというところでございます。

ただ、今年度、提供する協力会員の人数が昨年度より若干減っているんですけども、この辺は社協に聞きましたら、いわゆる休眠状態の方がいらっしやっただので、その辺を整理したという話でございました。

それから、シルバー人材センターとの関係でございます。確かに協力会員の方を見ますと高齢者の方が多いというところで、その辺の関係はシルバー人材センターと競合というわけではないですけども、そういう面はあるかなというふうには市としては認識をしております。

それから、行政報告書202ページ、見守りぼっくすの活動件数と相談延べ件数の関係でございます。

まず1点目、新堀の訪問件数が少ないということなんですけれども、これは職員体制の関係でございます、職員2名おりますけれども、1名が相談員、1名が事務職員ということなんですけれども、新堀は相談員、事務職員という体制なんです、他の2カ所につきましては事務職員のところを事業者のほうで相談員を配置しております。その関係で相談員が2名ということで訪問件数が多いということになってございます。

それから、相談延べ件数の新堀の数字が多いということなんですけれども、こちらにつきましては確認をいたしましたら、ほっと支援センターですとか民生委員の方からの情報提供があると——情報提供をいただいてそれが訪問の件数に結びついてるというお話でございました。したがって、御質疑ございましたほっと支援センターとの連携という面では、十分図られているのかなという認識でございます。

以上でございます。

**○子育て支援課長（鈴木礼子君）** 行政報告書273ページ、さわやかサービス、子育ての関係のさわやかサービスになります。

こちらのほうですが、活動内容といたしましては、保育園、幼稚園へのお子さんの送迎や、その前後、協力員の御家庭での預かり、あと学童保育終了後、あと学校の放課後など、協力員さんのお宅にお子さんを迎えにいったりしてお預かりをするというようなサービスを行っております、ファミリーサポートセンターって、よく一般的に外で、他市では行っている事業を東大和市ではさわやかサービスという形で社会福祉協議会のほうにお願いをして行っております。

次に、行政報告書247ページ、児童手当支給事業費の手当の支給状況のうち、給食費及び保育料として支払った額に対する世帯数等なんですけれども、給食費は94世帯、児童142人分、保育料は23世帯、児童29人分、育成料に関しては、これまで引き落としを始めましてから実績がございません。

続きまして、行政報告書250ページ、乳幼児医療費助成制度、こちらなんですけれども、所得制限限度額がございまして、所得制限限度額のある方に対して市のほうで市単独事業ということで医療費のほうの助成をさせていただいております。所得制限限度額ですが、児童手当の所得制限限度額と同額になっておりまして、御申請者の方の所得金額から控除できるものを引きまして、概算といたしましてですが、扶養親族の数がゼロ人の方で622万円という金額の所得制限になってございます。

人数といたしましては、およそなんですけれども、月平均といたしまして大体203人ぐらいの方が利用をされているところになってございます。

以上でございます。

**○保育課長（宮鍋和志君）** 行政報告書254ページ以降の御質問でいただきました。

新制度に移行したことで拡充した事業でございます。

まず認定こども園ということで2園、こども学園さんと東大和こども園さんと2園事業を実施していただいております。それから、小規模保育所ということで1園、東大和早樹保育園さんをお願いしております。それ

から、保育ママさんということで、旧都制度から新たに国の新制度に乗っていただいた施設が2施設ございます。

続きまして、管内・管外の言葉の使い方なのですが、東大和市が管轄しているということで、市内の事業者様は東大和市のほうで管轄させていただいておりますので管内、市外の施設につきましては管外ということで読んでおります。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 267ページの事業所内保育事業でございますけれども、この制度、従前の制度で病院とか企業でやられているところが市内で2カ所ございますけれども、非常にハードルが高くて、この制度に乗るにはなかなか難しいというようなお答えをいただいております、なかなか実施に至ってないというところでございますけれども、国のほうもこの制度がハードルが高過ぎるというのがわかったようで、ここでまた新たに企業主導型という形になるかと思っておりますけれども、そちらのほうの御案内をいたしまして、制度に乗れるようでしたに乗っていただければというふうに思っているところでございます。

それから、次の居宅訪問型保育事業でございますけれども、これも非常にハードルが高くて、まだ多摩地区でもどこでもやってないと思っております。都内でもまだ2カ所ぐらいだと思いますけれども、昨年初めて始めました杉並区で民間の事業者が障害児の保育とともに、あわせて居宅訪問型保育を始めたというところでございまして、こちらにつきましては当市のほうに参入できないかというようなお話も伺ったところですが、まだまだやはり抱えている保育士に限りがございます、区部に近い市部から始められるかなんてというようなお答えでしたので、やはり参入できる事業者がいなくなかなかこの制度もできないのかなというところでございまして、そちらにつきましては今後につきましては事業者に当たってというような状況でございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 行政報告書275ページ、一時保育事業について御質問をいただきました。

一時保育事業のほうですけれども、現在、玉川上水保育園、向原保育園、大和東保育園、それと子ども家庭支援センターにおきまして一時預かり、かるがもですね、行ってございます。

バランスということなんですけれども、昨年まではかるがもにおきましての一時保育事業で待機というんでしょうか、御利用できない方が発生していた状況があったんですけれども、平成27年の後半以降は抽せんというようなことも発生しなくなりまして、全体的に民間のほうも一時預かり事業、こちらのほうも御利用いただいているような形と把握してございます。

ただ、大和東保育園の利用人数の伸びが他の保育園に比べてというお話のところでは、はっきりとした原因は現在のところまだ把握してございません。

以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書288ページ、児童館の昼休み利用につきましてですが、これにつきましてはランドセル来館事業がふえたために児童数がふえて、夏休み、春休み等の日数に児童のほうにふえたことだと考えております。

こちらにつきましては、南街児童館のほうが特に利用者が多いものですので、増員の場合が昨年に比べて倍以上ふえておりますことから、そういう形で考えられております。

以上でございます。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 行政報告書295ページ、生活困窮者自立支援事業費についてでございます。

こちらの49名につきましては平成27年度の実績でございます。就労の決定者の延べ人数で計算してございまして、同一人物で、そえるの支援で就職しましたが、その後退職し再就職するようなケースもございます。具体的には、その上にございます支援者48人中、実際に就職した実人数につきましては46名で、うち3名が一旦就職して、その後退職した後に再就職したということで49名ということになってございます。あくまでも27年度の実績でございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 行政報告書278ページ、子育て応援事業についての御質疑をいただきました。

パパスクールということで全6回の講座、講演会を開催いたしました。参加人数に関しましては若干少ない状況ではあったんですけども、お越しいただいた方からは大変な御好評をいただいて、内容としてはとても充実したものだったと考えてございます。

今後の展開なんですけれども、こちらのほうが国のほうの交付金を利用して行った事業ということで、今後は子ども家庭支援センターのほうの子育て講座等で子育てに関する講座等を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 済みません、ありがとうございます。たくさん御答弁いただきました。

子育てについて細かくさまざまな手を打っていただいているということがよくわかったんですけども、1点ちょっと気になるところで、認識をこれでいいのかと確認をしたいんですけども、ファミリーサポートセンターの子育てでお使いの方たちは、要するに保育園や学童の……

○副委員長（蜂須賀千雅君） ページ数をお願いいたします。

○委員（東口正美君） 済みません。273ページですね。

さわやかサービスの子育て支援の部分ですけども、今延長保育も頑張ってお子さんやっただけいる中で、さらにそのお迎えに間に合わず協力員の方のところでお預かりいただいているということで理解をするのでいいのかということが一点と、いろんな御家庭があるのであれなんですけども、そういうお使いの方がさわやかサービスを使っていらっしゃるというふうに今伺って、さらに延長保育以上にお子さん預かってもらってるんだなという確認と、先ほどありましたように、ファミリーサポートセンターということがほかの自治体では整ってきてるところなんですけれども、当市の需要からするとまだそこに行かないのかなという認識を持っていますが、今後このさわやかサービスの子育ての部分がファミリーサポートセンターに移行していこうというお考えがあるのか、その点だけ確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在はさわやかサービスということで社会福祉協議会をお願いしておりますんですけども、やはり体制が整わない分にはファミリーサポートセンター、ファミサポと言っておりますけれども、なかなか移行できないというところで、なかなかその協議がまだできないというのが現状でございます。やはり将来的にはファミリーサポートセンターの設置に向けていろいろ検討していかなくちゃいけないというふうに認識はしてるところでございます。

以上です。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに。

○委員（和地仁美君） 済みません、先ほど質疑漏れです。

行政報告書の258ページ、保育士採用推進助成金というのが平成27年度の新規事業だったと思うんですけれ

ども、こちら、予算のときの御説明ですと、300万円は10人採用の予定、いわゆる紹介会社への手数料を1人当たり30万円で見積もってこの予算立てだったと思うんですけども、最終的には、こちら見ますと8名で230万円ちょっとですので、1件当たり30万円ぐらいの予算については妥当だったのかなというふうには思いますが、目標が10人の採用の助成ということでしたので、これは今現在保育士さんについては売り手市場で、紹介手数料が多少折合わなかったような案件があったのか、もしくはマッチングか、もしくは保育士さんというものが東大和のほうで御勤務いただけるような方が見つけられなかったのか、こちらの8名採用ということの背景、もしくは市場分析などございましたらお答えいただければと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 行政報告書258ページの関連で、保育士採用推進助成金の関係で御質問いただきました。

10件分御予算は御承認いただいておりましたが、結果として8人にとどまっております。ただし、保育園によりまして考え方とか状況が違います。駅前に近かったりして保育士が集めやすいところ、それから若干北部のほうに行ったりして保育士が集まりづらいところ、それぞれ状況が違ったり、考え方がございまして、うちは派遣はやっぱり使わずにどうしても募集して面接して、必ずそれでいきたいというふうなポリシーもあったりするところもございます。ただ、5園、5つの園につきましては、派遣のほうで非常にいい人が来てくれるということで、8人分お使いいただいたようでございます。特に保育士がこれを使わなかったから足りないということでは今のところなくて、比較的何とか確保できたというふう聞いております。

以上です。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 8点ほど質問させていただきます。

行政報告書の202ページ、高齢者見守りぼっくすについて、先ほど訪問件数等については御答弁あったんですけども、平成27年度の総括と、今後の課題として市が認識していることを教えてください。

続きまして、238ページのみり福祉園の運営事業のところ、2番の市内の中学生実習ということで2中の2年生が勤労体験学習を行ったということで、これはとても意義のある取り組みだと思うんですが、この27年度の実践を踏まえて成果をどう生かし、総合福祉センターへの移行後どのように発展させていくのか教えてください。

続きまして、243ページの同じくみり福祉園のところ、納涼祭を行っておられたということで、これは日常生活支援というだけでなく、地域に住む方との交流という意味でもとても大切な事業、行事だと思うんですけども、この行事の目的、意義に対する市の認識と、またこの成果をどう生かして、総合福祉センター移行後どのように発展させていくのか教えてください。

続きまして、247ページの手当の支払い状況で、先ほど他の委員からも御質問ありまして、世帯数については御答弁いただいたんですけども、どのように、ここには受給者からの申し出によりということを書いてあるんですけども、どのように周知しているのかということをお教えください。

続きまして、264ページの認証保育所補助事業について、認証保育所に対して、保育サービス水準の維持向上を図るために施設に対して補助金を交付しているということだと思うんですけども、利用者に対する補助がないのかどうか、近隣市の状況とともに当市の利用者補助に対する考えをお教えください。

続きまして、287ページの各児童館の運営事業のところ、ランドセル来館事業をずっと行っていらっしゃると思うんですが、事業開始から平成28年度までの利用児童数の推移と、この間の実践を踏まえて見えてきた

課題をどのように認識しているのか教えてください。

続きまして、291ページの学童保育所運営事業のところ、職員研修会について、参加人数がすごく多いものと少ないものとあるんですけども、これは参加の定員というものがあつたのかどうか、また指導員の方からは研修内容についてどのような要望があつたのか教えてください。

最後に、297ページの生活保護の状況について、先ほども御答弁あつたんですけども、受給者の3年間の推移とその傾向を市ではどう分析しているのか、またケースワーカーの方1人当たりの件数、大体どのくらいなのかを教えてください。

以上です。お願いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書202ページ、見守りぼっくすの関係でございます。

27年度の総括と課題ということでございますけれども、総括といたしましては、南街の見守りぼっくすが27年度開所いたしまして、3カ所目開設ということで市内全域をカバーできる体制が整つたということで、今後はぼっくすの周知、こちらを考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、課題でございますけれども、やはり見守りぼっくすの存在、あと活動の周知が一番の課題だと認識してございます。ぼっくすの職員が訪問してもなかなかまだ周知ができていないというところで警戒をされて、なかなか実際のお話まで入らないというところございます。いろんな関係機関との連携を図って周知を図っていくことが課題というふうに認識してございます。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 行政報告書の238ページ、みのり福祉園におけます中学生の実習でございますが、職場体験の学習につきましては、望ましい勤労観等を育てること、また社会の一員であることを自覚するという学習でございます。みのり福祉園での学習については、さらに障害者への理解等のそういう面での成果もあつたのではないかと考えております。

引き続き、総合福祉センターを初め、市内の民間の事業所また関係団体等に御協力をお願いし、その情報を学校に提供差し上げて充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 行政報告書243ページ、日常生活支援の中の納涼祭について御質疑をいただきました。

みのり福祉園の納涼祭につきましては、昭和59年の開設以来、利用者、御家族及び関係者の皆様に夏の風物詩を楽しんでいただくことと、地域に開かれた施設として地域交流を促進し、市民の皆様に障害者福祉に対する御理解を深めていただくことという目的で実施をしております。毎年近隣の市民の皆様に初め、多くの市民の皆様に御来園いただき、地域に根差した施設として円滑に運営できているものと考えております。

今後は総合福祉センターに場所が移りますが、事業実施者には地域に開かれた親しみのある施設として、年間行事等を検討していただいているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） 皆様をお願い申し上げます。

発言される際、マイクにもう少し近づいて御発言をいただけますように御協力よろしくをお願いいたします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 行政報告書247ページ、児童手当からの支払いの周知の方法でございます。

給食費につきましては、新小学1年生と市外から入学する中学1年生及び市外からの転入生等に御案内の通

知を差し上げているところでございます。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 同じく247ページ、児童手当からの保育料のお支払いの関係でございます。

周知の方法でございますが、特にチラシ等はつくってございません。ただ、窓口で納付相談に来られたときとか、あるいは電話で納付のお願い、電話催告とありますが、その電話を差し上げて、納入計画をお聞きするときに、こういう制度もありますということで児童手当のお話もします。そのときには、こういう制度も、こういうものもありますので御検討くださいと、そういうような紹介の仕方で努めております。

以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書287ページ、各児童館の運営事業でございます。またランドセル事業についての御質疑をいただきました。

ランドセル来館事業の推移につきましては、平成20年、123名、21年、66名、22年、82名、23年、76名、24年、68名、25年、54名、26年、54名、27年、98名の方がランドセル来館事業を利用しております。また、20年から23年までは第五クラブの待機児童が多く出ておりました。24年度からは待機児童が出ておりません。第二クラブにつきましては、26年から南街児童館と第二小学校の協力をいただきましてランドセル来館事業を行っております。また、26年度から土曜日及び長期休業中の開所時間を繰り上げて8時30分から行っております。

課題につきましては、地域に待機児童がふえていることから、児童館だけの受け入れには限度があると思われることから、今後また教育委員会とのさらなる連携をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 申しわけございません、答弁漏れがございました。

行政報告書264ページ、認証保育所に対する保護者の補助の関係でございます。

近隣市の状況でございますが、立川市が月額1万円、国立が月額1万円、小平市が所得に応じまして3,300円から1万6,000円、武蔵村山市が所得に応じてゼロから1万2,000円、東村山が月額5,000円ということで認識しております。

なお、本市なんです、今、東京都のほうからちょっと情報が入っているんですが、9月9日付で何か待機児童解消に向けた緊急対策というのが発表されましたけども、その中に独自に保育料を補助する市町村を支援するというので、現行の市が補助している額の2分の1を都が今後肩がわりする考え方があるという情報がありますので、その情報をちょっと注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 失礼しました。行政報告書291ページ、学童保育所運営事業につきまして、職員研修についての御質疑をいただきました。

これにつきましては、参加人数の少ない職員研修につきましては、定員が決められているものと、勤務時間帯に行われる研修があることから、参加が可能な指導員等が参加しております。また、研修の要望につきましては、指導員会議におきまして指導員から意見を聞き実施しております。27年につきましては、児童への接し方や特別に支援を必要とする子供への対応につきまして研修を実施したところでございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（尾又齊夫君） 行政報告書297ページの生活保護事業の生活保護受給者の3年間の推移とその理由、状況とケースワーカー1人当たりの件数についてであります。



初めに、3年間の推移であります。平成25年度の生活保護受給者数が1,809人、平成26年度が1,829人、平成27年度が1,874人で、平成25年度から3年間で65人、率で申し上げますと3.6%の増となっております。

また、理由、状況でございますが、全国的な状況と同様に、高齢者世帯の占める割合がやはり平成27年度では47.5%と高くなってございます。また、国におきましても、平成28年3月末の類型別世帯数、こちらの65歳以上の高齢者世帯が初めて全体の51%を占めることとなり、今後も増加の傾向で推移していくものと思われるとしておりますことから、本市におきましても同様の傾向が続くものと考えられます。

次に、ケースワーカー1人当たりの受け持ち件数でございますが、平成27年度末現在で108世帯でございました。平成28年4月から、臨時福祉給付金との兼務ではございますが、1名増員となっております。それで現在13名のケースワーカーの配置で、1名当たり99世帯というふうになってございます。

また、法に基づきます標準数でございますが、ケースワーカー1人当たり80名となっておりますが、面接相談員にケースワーカー経験を持ちます再任用職員を雇用しまして、ケースワーカーの負担軽減、これもあわせて努めているところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

最後のケースワーカーのところですが、やっぱり基準、生活困窮されている方の非常にデリケートな相談に乗るといことで、ケースワーカーの方、大変な仕事だと思いますので、ぜひ今後とも是正に努めていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○委員（中間建二君） 3点ほど伺います。

行政報告書の177ページ、東大和市社会福祉協議会運営・補助事業でありますけれども、社協の活動、非常に活発に事業展開していただいているものと評価しているところでありますが、全体的なこの社協への補助の目的と効果等について改めて認識を伺いたいと思います。

特にふれあいなごやかサロンなんです。21団体が活動していただいておりますけれども、このサロン活動の展開の具体的な目標とかを定めていらっしゃるのかどうか、このあたりについてお尋ねをしたいと思います。

2点目に、261ページのところで、保育の中の特に障害児の保育の受け入れ実数等が数値で表記されております。この障害児の保育について、東大和市、大変に力を入れて取り組んでいただいているかと思っておりますけれども、27年度、特にこの、当然のことながら、園の体制や理解、協力等がないと進まないかと思っておりますけれども、このあたりの調整がどのような取り組みがなされてきたのか、また保育士の確保等にもさまざまな御苦労もあるかと思っておりますけれども、この点についての取り組みについて伺いたいと思います。

最後に、271ページの子ども家庭支援センター運営事業でありますけれども、26年度の実績と比較をいたしますと相談件数等が減少をしているということで、この特に昨今課題になっております子供の虐待等への対応等について非常に重要な事業を担っていただいているわけですが、この件数が減ってきている、大変に望ましい傾向だと思いますけれども、このあたりをどのように評価をしていらっしゃるか、またこの東大和市が保健センター等で進めていただいております乳幼児の健診事業の中で、虐待、また障害等の早期発見・早期支援ということでこれまでも訴えてまいりましたけれども、市全体として取り組んでいるこのような健診事業でのこの子ども家庭支援センターとの連携とか、また早期的な対応がどのように27年度は図られてきているのか、このあたりについて御答弁いただきたいと思っております。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 行政報告書177ページに関しまして、社会福祉協議会に関する事業でございます。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法に規定されました地域福祉の推進を図る社会福祉団体として、その業務としまして、地域社会福祉事業の企画、そういったことを担っていただいておりますけれども、市におきましてもどう評価しているかという観点でございますけれども、そういったところで社会福祉協議会にはさまざまな地域福祉の中での大きな役割を担っていただいているというふうに認識しておりますので、今後も市としましても連携しながら、活発な活動という形で支援してまいりたい、また協力してまいりたいと、このように考えております。

それから、行政報告書178ページのふれあいのまちづくり事業費に関連しまして、ふれあいなごやかサロン、21団体という御質疑でございます。

こちらにつきましては、地域の中で特に大きな目標とか、こうしなさいというようなことはございませんけれども、その地域、地域の特性に応じた活動という形で円滑な運営をしていただいていると、このように認識しております。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 行政報告書261ページ、障害児の保育の関係でございます。

園の体制、理解、協力についてはどうなっているんだという御質問です。

東大和市の保育園につきましては、園長会等で非常に御理解いただいて、障害児については非常に手厚く保育をしていただいていると認識しております。

市としましても、重い障害児の方には加配ということで保育士をつけております。また、11時間保育でどうしても朝から夜、夕方までずっと預かる必要があるお子さんにつきましてはさらなる加配ということで、2人まで加配をつけております。そのような形で、市としても保育士のお金を措置させていただいて、また採用については、先ほどの保育士採用推進助成、その辺のお金も使っていただいて保育士さんを確保していただいて、現在一生懸命障害児についても保育していただいているところでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 行政報告書271ページ、子ども家庭支援センター運営事業におきまして、相談件数の減少についての御質疑をいただきました。

相談件数、新規につきましては平成27年度、減少をいたしておるところでございますけれども、こちらに関しましては、平成27年7月1日から、それまでの児童虐待通報ダイヤル、こちらのほうがいち早くということでも189になりまして、つながる時間も大分短縮されているという中で、そちらのほうへの御連絡がふえているのではないかとこのところで推測してございます。

新規の件数は減っているんですけども、延べの児童、保護者、その他の方への訪問等、あるいは来所による御相談というところでは、平成26年度から27年度、比較しますと791件の増ということで、現場でつながっている数に関しましてはふえている状況でございます。

2点目といたしまして、保健センター等との乳幼児での健診等での早期発見ということですが、定期的に子ども家庭支援センターと保健センターのほうで会議等を開くとして、懸案の御家庭がありましたら対応を図るような形で連携をとってございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 行政報告書でいきます。

195ページ、高齢者日常生活支援事業のところ、195ページの高齢者等虐待防止地域ネットワーク運営会議を開催していただいているのですが、この中で、会議の開催状況の中では件数などの状況の報告があるようですけれども、その実態というか、どのくらい虐待などがあるのかという数値を教えてくださいましたらお願いいたします。

それから次に、220ページ、自立支援給付費等事業の中の日中活動系サービス事業の一覧が載っているんですが、どの事業も共通だと思いますけれども、例えば一覧表の一番下の放課後等デイサービス、これの人数などは、市内の利用者だけではなくて、市外の方の利用も含まれているのかということと、それから、その場合に市内と市外の給付に差があるのかということをお伺いしたいと思います。

それから次に、235ページ、精神障害者地域生活支援センター運営事業のことなんですけれども、地域の中で暮らしている方の非常に支えになっている場所であるというふうに思っています。こちらのほうで相談の夜間の対応などはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。もし件数などもありましたらお願いします。

それから、241ページ、みのり福祉園運営事業の中の生活介護事業、こちらで241ページに8番、9番、10番ということで送迎のところ載っているんですが、この送迎に関して合計で27年度どれくらい費用がかかったのか、金額がわかたら教えてくださいたいと思います。また、みのり福祉園の送迎に関して、この部分以外で何かほかにもかかっているところがありましたら教えてください。

最後に、行政報告書でいくと282ページ、児童館運営事業、そして289ページからの学童保育所運営事業、あわせてなんですが、私のほうで資料要求をさせていただきまして、児童館や学童保育などの職員体制について配置状況と、それから資格を持っている方がどれくらいいるかというような資料をいただきました。こちらに関しては、私は児童の健全な育成ということで非常に専門性が問われるものだというふうに思っていますが、全体として資格を持っている方がほとんど嘱託員の方ということで、市の職員の方でこの資格を持っている方が全体の中で1名だということが資料の中でもわかりました。

他の議員からの資料要求のほうでちょっと見せていただいて、この担当している青少年課というところが職員に対してこの臨時職員の方ですとか、嘱託員の人の数が非常に多い、これは学童の問題だと思いますけれども、そういう部署である中で、青少年課の方の専門性というか、そのあたりについてどのような認識を持って取り組んでいかれているのかお伺いします。具体的には、一般の事務職の方だと思いますけれども、研修などをどのように行っているのかお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書195ページ、高齢者等虐待防止地域ネットワークの件数でございます。

平成27年度、相談件数34件ございました。事実確認を行った件数、全件34件行っております。そのうち、内訳でございます、虐待ありと判断したもの26件、虐待なしと判断したもの1件、判断ができなかったもの7件、以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 行政報告書220ページ、日中活動系サービス事業のうちの放課後等デイサービスについての御質疑でございます。

こちらのほうの利用人数ですが、市外の方も含んでおります。

それから、給付に差があるかという点につきましては、基本的にはございませんが、市外の事業所ですと地域区分ということで加算の額が多少異なるということがございます。

続きまして、行政報告書235ページ、精神障害者の地域生活支援センターについての御質疑でございます。

こちらのほうは、相談については夜間には行っておりませんが、土曜日の開所、それから月、水、金は午後6時半までというところで対応をしております。

以上です。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 行政報告書の282ページの児童館からの御質疑でございますけれども、委員が今おっしゃったように、市の職員、青少年課についている職員は資格を持っているのは1名しかいないというところがございますけれども、やはり事務職員でその専門性を求められている職はないと思います。ということで、その中で人事異動等で張りつくものだと思っております。その中で、そのような状況の中で、児童館職員につきましては資格のある嘱託員をお願いをしているところが市の考え方でございまして、その運営とか、それから課題等は毎月行っております嘱託員、児童館職員、さらには学童職員の会議におきまして協議し、吸い上げて課題解決に向けて施策を講じているというようなところでございます。

ただ、その中で、やはり嘱託員も非常に今年学童保育所の待機児童が多いというところで、嘱託員の増配置とか、さらには臨時職員の増配置をしているところがございますけれども、なかなかその専門性を持った方を集める、雇用するというところに苦慮しておりまして、その辺周知も含めまして検討しなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 行政報告書241ページ、生活介護事業の送迎サービスにかかった経費についての御質疑をいただきました。

まず委託料といたしまして、リフトバスとワゴン車1台ずつ委託をさせていただきまして、1,425万6,000円の経費がかかっております。それ以外に、27年度につきましては、みのり福祉園に1台ワゴン車がございまして、それも使いまして送迎も行いました。そのために、臨時職員を採用しまして、臨時職員に運転をしていただくということで70万1,250円の経費がかかっております。それ以外の経費はございません。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ありがとうございます。

1点、児童館、学童のところなんですけれども、嘱託員の方や臨時職員の方からもなかなか、その方がいろいろ疑問に思っているようなことも自分たちで解決というか、全体でなかなか相談できるようなところがないというようなお話も私はいろいろちょっと聞いてるのでお伺いしたかったんですけども、今後やはりこの事業に関しては監査委員の意見のところの最後のほうのページにも、55ページのほうなんですけれども、そこにも学童の指導員については今後人材派遣の活用なども検討が必要なんじゃないかということが書かれていまして、私もやはり専門性を持ったそういった民間の活用というのも必要なんじゃないかなというふうには感じているんですが、その際に、市としてどのような方針でこの児童の育成を考えていくのかという、職員側でしっかりとした認識を持っていかないと民間とのやりとりというのは難しいのではないかなと思っております。そのあたりで市の専門性というか、やはり研修という部分に関して、職員の研修ということでもう一度どのようなことを考えているのかをお伺いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほどちょっと飛ばしてしましまして済みませんでした。行政報告書282ページということでございます。

職員の研修につきましては、専門研修があればその都度行っているというところでございます。

それから、嘱託員の考え方でございますけど、現在市のほうでは市が採用する嘱託員でやっているというところがございます、まだこちらにつきまして例えば委託とか、そういうような検討にも上がっておりませんので、それは今後の課題だというふうに思っているところでございます。なかなかこれだけの人数を市で、嘱託員、さらには臨時職員で採用していくというのは限度も、限界もあるのかなというところでございますけど、その辺は今後の課題というふうに担当部では認識をしているところでございます。

以上です。

○副委員長（蜂須賀千雅君） 民生費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、民生費の質疑を終了といたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時46分 開議

○副委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第4款衛生費の質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 2点ほど質問をさせていただきます。

まず行政報告書の342ページの2番の育児パッケージ配付の件ですけれども、これは申し込み数が151件、シルバーの方が配付をするということで大変喜ばれておりますけれども、訪問配付が104件、保健センターで配付が2件で106件ですけれども、この残りの45件に関してはどういう状況になっているのでしょうか。

2点目ですけれども、345ページ、任意の予防接種ですけれども、高齢者肺炎球菌の接種ですけれども、これは定員200名に対して申し込み者が15名ということでこれは少ないですけれども、この原因についてはわかりますでしょうか。

その2点、よろしく申し上げます。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書342ページ、育児パッケージの人数についての御質疑でございます。

申し込み者151人に対して106件の配付ということですが、現在残りの41件につきましては28年度に入りましてから順次配付のほうさせていただいております、27年度末での配付の完了数がこの数字となっております。

2点目、行政報告書345ページ、高齢者肺炎球菌予防接種、任意予防接種の申し込み人数についてでございます。

こちらのほうは任意予防接種でございます、定期の予防接種が現在65歳以上の方に順次対象のほうお送りしておりますけれども、公費での定期予防接種を何らかの理由でお受けにならなかった方、もしくは定期の順番が来る前に早目に予防接種を受けたほうが良い方などにつきまして申し込みをいただいた後、問診票をお送りして予防接種を受けていただいている、そういった事業になってございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 育児パッケージですけれども、27年度はこういう形だったと思うんですが、シルバーの方からよく、何度訪問してもいないということで、里帰りしているのかどうかよくわからないですけれども、配付できないということをお聞きしますけれども、こういうことに関しては何か対策はとっておるん

でしょうか。

○健康課長（志村明子君） 育児パッケージの配付についてでございます。

現在シルバー人材センターのほうに配付を委託しておりますけれども、お申し込みをいただいたときに、長期で里帰りをされる方の情報を事前につかんでいる場合には、そちらのほうもあわせてシルバー人材センターのほうには情報のほうを御連絡いたしておりますけれども、中には予定外で長期で不在になる方がいらっしゃいます。そういった方の場合には、シルバー人材センターの配付担当の方には、保健センターのほうにパッケージのほうをお戻しいただくような形で、無理のない範囲での配付のほうをお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 行政報告書332ページのところで、乳がん検診のところで、今議会の他の議員の一般質問でもありましたけれども、定員に対して申し込み者が多い場合は抽せんになってしまった、抽せんに漏れた方は翌年度ということだったんですけども、今回900名の定員に対して受診者数が922名とありますけれども、これは何名ぐらい漏れてしまったのかということが一つと、次に、同じく行政報告書の371ページの資源物の処理について、これは全体的に減ってるんですけども、特に減りが多いのは新聞紙とペットボトルですね。これに関して減った要因はどのように捉えているのかということです。

同じく行政報告書372ページ、資源物の再利用のところの（2）公益財団法人日本容器リサイクル協会からの拠出金ですけれども、これは前年度から比べて800万円ほどこれ減っております。これは歳入に影響するわけなので、この減った要因と、この傾向が今後続くのかどうかという見通しと、以上をお願いします。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書332ページ、乳がん検診についてでございます。

こちらは前期と後期と実施いたしまして、それぞれ定員のほうを設けておりますけれども、前期のほうは540人に対して申し込みが639人、そのうち前年度お受けになった方など対象の要件不可の方が14人ということで、落選の方はお二人でございました。623人の方に検診票を送付しましたが、体調等の御都合で結局受診された方が576人となっております。後期につきましては、360人の定員のところ、578名の方のお申し込みがあり、対象の要件の不可の方が40人、落選の方が158人ということで、380人の方に受診票をお送りしましたが、同じように体調の不良等の理由でお受けになった方が346人という形になってございます。

以上でございます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書371ページ、資源物の処理でございますが、大きく新聞とペットボトルが減っている、この要因でございますが、新聞が減っている要因につきましては、大きく購読者数が減っているという状況と、あともう一ついたしまして、新聞の販売所といいますか、配達しているそちらの専ら回収をみずから行っているというところを活用している市民の方がふえている。この大きく2点が考えられると思っております。

あと、ペットボトルの減少、こちらにつきましては、回収が有料化等、収集方法を変える前が毎週1回収していた、こちらが現在では月2回の収集に回数が減っております。したがって、市のほうでも市報等を用いた中で、ごろすけだよりのほうにも掲載はしているわけですが、買ったお店に戻してくださいというお願いをしておりますので、その辺の効果が大きくあらわれたものというふうに考えております。

2点目です。行政報告書372ページ、容器包装リサイクル協会の拠出金が減っているというところの点でございますが、確かに27年度はその前と比べて減っているというところがあるわけですが、合理化等拠出金につきましては大きく原資となるべきもとの額に左右されてしまうというところもあるわけですが、内訳といたし

まして、135万9,687円入った内訳の中で、合理化等拠出金を算定する際に品質基準に基づく配分額と、あともう一点が低減額貢献度に基づく配分額、この2つが内訳の要素としてございます。品質基準に基づく配分につきましては、対前年度と比べてそれほど大きくは変わっておりません。ただ、低減額貢献度に基づく配分額、こちらのほうが平成25年度が158万円ほどあったものが、27年度につきましては8万4,000円ほどに大きくこちらが減ってしまってる、ここが大きい要因となっております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 検診に関して、今数を聞いたんですけども、もちろん予定者数よりふえた場合それ以上できないと思うんですけど、前年度の大腸がん検診のところを見ると、定員が700名に対して900名ほどの受診者を受け入れてるようなのですが、これの基準っていうのはあるんでしょうか。できるだけ、せっかく申し込んでいただけた方、翌年度になるということは、やっぱり1年間置いてしまうと、その間に若い人だとがんだったりすると進行が早いと思うので、できるだけその年度に検診を申し込んだ人の期待に応じてあげてほしいなと思うんですけども、そのあたりの基準はどういうふうになっているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書332ページの乳がん検診、また大腸がん検診等、それぞれの基準についてでございますけれども、大腸がん検診は便潜血法という形で、便を容器におとりいただいて検査機関に出して、その結果をもとに指定医療機関の先生から報告を受けるような中身となっております。

反対に、乳がん検診につきましては、施設やまた乳がん検診者に乗っていただいてマンモグラフィという機械を使っただけのレントゲン検査という形になりまして、1日当たりの受け入れの人数等を積算するのが非常に難しい検診となっております。

大体どの検診も受診者の1割強は体調不良等で受診されない傾向がありますことから、受診票の送付者数に関してはそれらを見込んでお送りするような形をとっております。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（荒幡伸一君） 1点お伺いをさせていただきます。

行政報告書351ページ、祝日等歯科応急診療事業についてでございます。こちら、27年度からの事業だというふうに思いますが、非常に市民の皆様からありがたがられてるかと思います。この事業ですけれども、市民の皆様の反応と効果について、市でどのように評価をされてるのかお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書351ページの祝日等歯科応急診療事業でございます。

こちらは平成27年度から東大和市歯科医師会からの御協力をいただき行っている事業でございます。年間の実績は98人の方の御利用がございまして、内訳を申しますと、乳幼児がお二人、小中学生が9人、その他の方が87人という形で、診療の中身も虫歯から起こった歯周炎や、また外傷、離脱といったようなものが占めてございました。そのようなことから、休日等におけます急な歯の痛みや、また歯のけが等に対して応急な診療を受けることで市民の皆様の健康や安全な生活が図られたものと考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 3点伺います。

行政報告書の322ページ、成人保健事業の中の特にこの各種がん検診についてでございますけれども、毎回、毎年度、がん検診の充実強化を訴えておりまして、取り組んでいただいております。27年度、定員にあわせました実績等についてどのように総括をされているのか、まず総括的なお考えを伺いたいのと、中でも胃がんり

スク検査でありますけれども、例えば他の胃がん検診と比較いたしましても、胃がんの発見につながっているという実績も報告されておりますが、この胃がんリスク検査の実施の状況、また個別での受診が27年度からできるようになったかと思っておりますけれども、このあたりの状況がどうであったのか伺いたいと思います。

それから、27年度予算の質疑の中で、このがんの無料クーポン券を配付した中で、未受診者への対応も進めたいというような御答弁を予算委員会の方にいただいております。27年度、どのような取り組みがなされたのかお尋ねをしたいと思います。

2点目が、348ページの救急医療体制整備事業についてでありますけれども、これについても予算委員会で詳細にどのような経緯の中でこの事業を進めるのかということは御説明いただいたわけですが、東大和市で大きな課題となっております準夜間の小児救急をやっていただけるということで、東大和病院からの申し出によって拡充ができるという御説明があったかと思っておりますけれども、そのあたりの実績等についてはこの行政報告書には掲載されていないわけですが、このあたり、その実績等について御報告ができる内容がありましたら御報告いただければと思います。

それから、最後に369ページでありますけれども、清掃管理事務事業の中で、この有料化によりましてごみ袋の無料分の配付について、この369ページの中で福祉作業所12カ所、それから公共施設7カ所での配付というふうになっております。特にこの福祉作業所での配付を行うようになっていて、この状況について御説明をいただければと思います。

以上です。

**○健康課長（志村明子君）** 行政報告書322ページ、成人保健事業のがん検診の定員にあわせた受診者等の総括でございます。

27年度定員に対し申し込み者が下回りましたのは、胃がん検診の後期、前立腺がん検診の前期、胃がんリスク検査の同時実施と子宮頸がんでございます。また、結果的に受診者数が定員を満たしましたがん検診は、大腸がん、乳がん前期、胃がんリスクの単独となっております。

がん検診につきましては、がん検診を受けた後に要精密検査となった方についてきちんと検査を受けていただき、確定診断をしていただくことが重要であるというふうに考えてございます。定員につきましては、申し込み状況等を考えながら今後検討していきたいというふうに考えてございます。

また、胃がんリスク検査の個別実施についてでございます。今回単独実施での定員を100人という形で設定しましたが、同時実施の700人の定員に対して申し込みが370人であったことから、後期のほうは330人の方のお申し込みに対して全ての方に検診票をお送りしてお申し込みのほうをしていただいております。

個別単独実施のほうの方がやはり受けやすいのではないかとという形で、平成28年度からは同時実施ではなく、全て単独実施というような形で申し込みのほうを少し変更させていただいて実施のほうをしている状況でございます。

また、クーポンがん検診につきましては、平成27年度、子宮頸がんと乳がん検診につきましては5年間の一通りの順序が終わったということで、初回の子宮頸がんですと二十、乳がんですと40歳の方のみのクーポン券の送付となっております。そのことから、9月が過ぎても受診のない方に関しましては、コール・リコール事業といたしまして、通知によって再勧奨のほうをしたところでございます。それによって多少また受診の増加が見られまして、結果的にはちょっと低いんですけども、コール・リコールの効果で受診者数の伸びが多少は好転したというふうに考えてございます。



2点目の行政報告書348ページ、救急医療体制整備でございます。

今年度は東大病院様の御協力をいただいて、小児初期救急平日準夜間診療事業のほうを実施していただいております。実績情報として資料のほういただいておりますけれども、27年度、年間で92人の方の御利用があったというようなことでございます。一次救急ですので、風邪や熱、軽いけがなど、入院の必要がないお子様の診療を行っていただいております。今年度におきましても引き続き事業のほうを継続していただきながら、お子様の初期救急の診療体制が充実することの実施を御協力をいただいてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○環境部副参事（長瀬正人君） 行政報告書369ページ、福祉作業所による家庭廃棄物指定収集袋の交付についてでございます。

こちらにつきましては、平成26年度は市役所の会議棟での交付という形で行っていただきました。しかしながら、市内各所で交付してほしいといった御要望もございまして、また対象となられる方が高齢者等が多いといったこともございましたことから検討しておりました。また、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進すると、こういった観点から、福祉作業所さんと調整を進めて、福祉作業所さんからもぜひ行いたいといった御回答をいただいたことから、こちらのほうで実施したということでございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 336ページで伺いましたががん検診のところでございますけれども、コール・リコールについては引き続き継続して取り組んでいかれるということでのよろしいのかということの確認をさせていただきたいと思っております。

それから、369ページのごみ袋の配付の件でございますけれども、特にいわゆる社会的弱者ということでの配慮での無料袋の配付になっているわけでございますけれども、特にこの福祉作業所はあくまでも民間ですので、一定のプライバシーへの配慮等も必要かと思っておりますけれども、このあたりについてはどのように取り組んでいかれているのか確認させていただきたいと思っております。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書336ページ、がん検診推進事業についてのコール・リコールの事業の継続についてでございます。

平成27年度は、コール・リコールの通知を行った際に、子宮頸がんのクーポンの方には無作為に抽出してアンケート調査等も行い、やはり時間がなかったり、子育てで忙しい年代は受診が遠のくというような分析を行いまして、今年度28年度につきましては35歳の方もクーポン検診の対象としたところでございます。

今後もコール・リコール事業については、効果的な方法を検討しながら継続し、がん検診の受診率向上に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○環境部副参事（長瀬正人君） 行政報告書369ページの関係でございます。

こちらについての個人情報の取り扱いということでございます。こちらの交付業務に当たりましては、平成27年度は引換券と決定通知をお持ちいただいて、それを確認して交付するといった作業といった形になります。また、決定通知につきましては該当条項が載っているといったような形でございます。一見どういう要件でその方が該当しているかというのはわからないというような状況といった形でございます。また、福祉作業所にも個人情報の取り扱いには十分注意するような形をお願いしているところでございます。

このような形で一定の配慮した中での事業実施といった形となっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書362ページで、C－1輸送機の騒音測定の実行回数が大幅に減っているようだけれども、理由を伺います。

それから、同じく362から363ページで、立川飛行場のヘリコプターの2回の調査、昨年より飛行回数は大分ふえてるようだけれども、市の認識を伺います。あと、この27年度、周辺市と協働しての申し入れをしていると思いますが、その申し入れ事項、それから回数など、市の対応について伺います。

それから、行政報告書306ページで、公立昭和病院に9,642万1,000円支払ったというふうにあります。それで、歳入の御答弁で、特別地方交付税、これ臨時一般財源ですけども、昭和病院関係で1,760万円入ったというふうに答弁されていますが、この9,642万1,000円の財源の一部になっているという考えでいいのか。それから、この1,760万円という算定の根拠について、概算どういう計算でこういう金額になっているのか。また、東京都からの交付金なども含めてほかにこの財源になっているものがあるのか伺います。

それから、決算書の199ページ、ごみ減量推進事業、ごみ処理事業に関連して資料をいただきました。家庭系廃棄物有料化方針の関係の資料です。ここで網かけの部分で、廃棄物広報紙の配布、それから雑紙袋の作成・配付については市の支出はなかったというふうに記述されています。何でもお金をかければよいということではないので、どのようにしてこういうことができたのか、それから28年度以降についてもこの状況、同様なのか伺います。

それから、同じくこの資料に関して、家庭ごみの有料化には反対してきたわけですが、この間、値下げとか、資源物である容器包装プラスチックについては外すべきではないかという意見も出ています。

そこで伺いますが、この資料に示されている額のうち、平成27年度決算額ですね、入った2億725万5,000円がどのように充当されたのかというこの額のうち、家庭ごみ有料化と、これに伴った戸別収集導入に伴って必要となった額は幾らなのか伺います。

○環境課長（関田孝志君） 初めに、行政報告書362ページ、C－1輸送機の関係でございます。

C－1輸送機の飛行回数につきましては、特段立川飛行場からは説明はございません。ですが、一般的なことを考えれば、機体の老朽化、また後継機のC－2が開発されたなどが影響しているのではないかとというふうに考えてございます。

2点目の行政報告書362ページから363ページ、ヘリコプターの飛行回数でございます。過去を見ますと、平成26年度、11月は27機、3月は58機、25年は10月が25機、3月が36機、24年は10月が57機、3月が69機ということで、ここ数年見ると24年の飛行が最も多くなっている。基本的にこの調査につきましては1日を単位としてでございます。天候の状況や訓練内容、こちらによって多少はばらつきがあるのではないかとというふうに思っています。ですので、引き続き調査を実施し、騒音低減に向けた要請をしてまいりたいと考えております。

続きまして、周辺市との申し入れ等の事項につきましてでございます。

立川飛行場周辺自治体連絡会ということで、8市協働で行っております。回数としては年2回申し入れをしております。防災航空祭の9月、こちらは防災航空祭に関して、より飛行機がいっぱい飛ぶというような状況がございますので、こちらを少なくしてほしい、また騒音を低減してほしいということです。また、年間を通して騒音の低減ですとか、事故等の情報連絡体制などを要請するというので2月に行っております。それぞれ要請行動を行っているということでございます。

以上でございます。

○**財政課長（川口莊一君）** 行政報告書306ページ、公立昭和病院の経費に対する財源ということですので、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、公立昭和病院に大きな額を市として支払ってるわけですが、それに対する東京都の交付金はございませんので、全額市の一般財源ということになってまいります。

そこで、財政担当といたしましては、この大きな一般財源負担の軽減を図るために、東京都を通じて国に特別交付税の要望を行っているという状況でございます。

交付税の算定額の概要ということでございますけれども、この病院に要する経費に関しましては、東京都が国から配分された額に基づき国との調整を行って計算をしておりますので、市のほうでその算定の概要までは把握していないというような状況でございます。

以上です。

○**環境部副参事（長瀬正人君）** 決算書199ページ、廃棄物広報紙の配付と雑紙回収袋の作成、配付についての御質疑でございます。

雑紙回収袋の配付につきましては、資源物の再利用、こちらをより一層推進するということから、紙、布の再資源化委託業者と調整を進めておりました。その結果、同業者のほうから御提案をいただいたといったことで実施したものでございます。取り組みの実施に当たりましては、雑紙回収袋の作成及び配付に要する費用は提案者のほうで負担するといった内容でございましたものですので、市の支出はなかったといったことでございます。

また、廃棄物広報紙ごろすけだよりですね、こちらの発行時期と雑紙回収袋の配付時期、こちらが重なりましたことから、雑紙回収袋の配付とあわせてこちらを広報紙を配付するといったことができました。こちらについても市の支出はなかったといったところでございます。

平成28年度につきましては、5月にこちらのごろすけだよりを発行しておりますが、その際にも27年度同様御協力をいただいているところでございます。

今後につきましても提案者の方と調整というものが必要ですけれども、御協力いただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、同じく決算書199ページでございます。

家庭ごみ有料化と戸別収集導入に伴って必要となった額ということでの御質疑でございます。

家庭廃棄物処理手数料の決算額は2億725万5,000円となっております。こちらのうち、家庭廃棄物有料化へ充当した額は、指定収集袋の作成、また不法投棄防止対策等に係る費用といたしましておよそ1億36万円となります。また、戸別収集導入への充当といった額はおよそ8,567万円となっているところでございます。

以上です。

○**委員（尾崎利一君）** 行政報告書362から363ページのところで、ヘリコプターの問題ですけれども、今申し入れ事項伺いましたけれども、きのうも南街6丁目の方から大変うるさいと、それでせめて分散してくれればという話もあったり、それから最近では、防衛省もオスプレイを購入して、これが木更津に来るんじゃないか、立川飛行場での訓練もあるんじゃないかというような懸念もあつたりしています。

そういう中で、協定書を結んでるわけですけれども、これはかつて武蔵村山市等でも、東大和市もそうすかね、この協定を結んだときと住環境、大きく変わってるってということで、この見直しも必要なんではないか

ということも言われていたと思います。この点について市のお考えを伺います。

それから、決算書199ページに関係したこの資料のところ、指定収集袋作成、それから販売、不法投棄防止に関する費用で1億36万3,000円でしたっけ、363万円でしたっけ、という話でしたが、これ、それぞれの項目で金額がわかれば伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 協定の見直しというふうなお話でございますけども、現在、立川飛行場周辺自治体連絡会ということで、立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、武蔵村山市、東大和市と、この8市で、協定としては立川市が結んでいるというふうな内容でございます。立川市を中心としましてこの自治体の連絡会というもので取り組みをさせていただいておりますので、そういったところでそういうふうなお話が出れば私どもとしてもお話はできるかと思いますが、現在そういった協定の見直しということも立川市のほうからも出てきておりませんので、当然、騒音の低減等に向けましては8団体が共通して取り組んでございます。こういったところの機会を捉えまして進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○環境部副参事（長瀬正人君） 決算書199ページ、充当のそれぞれの内訳の質疑でございます。

まず指定収集袋の作成、管理に係る――充当しました額としましては約7,880万円程度、指定収集袋の販売手数料につきましてはおよそ1,180万円です。指定収集袋の販売業務委託、こちらは商工会さんのほうにお願いしていますけれども、こちらについてはおよそ285万円となっております。

また、不法投棄の防止対策としまして、こちらは有料化の実施に当たって増額した分としていますが、こちらについてはおよそ306万円となっております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 3点、全て行政報告書に基づいてお伺いします。

まず311ページの母子保健事業の（5）職員の派遣というところですが、これは依頼団体ということなんですが、これは依頼があったところから、希望があったら派遣するというような形なのか、何か定数のようなものがあるのか、何か市のほうからお知らせ等して希望を募っているのか、そのあたりについて教えてください。

続きまして、313ページ、次のページの13番、妊婦歯科健康診査というところですが、希望者に健診票を発行ということですが、治療に対して妊婦さんが自己負担されているのかどうかということと、また妊娠中、特に口内の状況というのは悪くなるということで、なるべく多くの方にこれ受診していただきたいというふうに思うんですが、対象者に比べて受診者の数が少ないというこの理由をどのように認識して、今後どう受診者数をふやしていくつもりなのか教えてください。

3番目、320ページの母子健康事業の中の乳幼児健康診査の未受診者の状況ということで、内訳のところ欄外にその他は転出等というふうにあるんですが、転出以外の理由にはどのようなものがあるのか、その理由等、状況を市が把握しているのかどうか教えてください。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書311ページ、母子保健事業の中の職員派遣についてでございます。

歯科衛生士は現在常勤1名を中心に各歯科保健事業等を行っております。職員の派遣につきましては、市内の福祉施設や地域の団体からの相談に応じて依頼内容や対象時期などを調整させていただき行っております。平成27年度は、特に幼稚園等からの依頼はございませんでした。

続いて、2点目、313ページの妊婦歯科健康診査でございます。

こちらは歯科健診につきましては自己負担はございません。健診の結果、治療が必要となった場合は保険診療で治療をしていただいております。

また、受診者が少ない理由についてでございますけれども、現在、母子健康手帳発行時に健診票をお渡しし、市内の指定の歯科医療施設でお受けいただいておりますけれども、この妊婦歯科健診の適切な時期といえますものは、安定期に入ってすぐに健診を受けていただき、必要があれば安定期の中でできる範囲の治療をお受けになっていただくというようなこととなりますことから、つわりとか体調等も含めまして、なかなか安定期に、体調のいいときに受診するというのが難しいということで3割の受診にとどまっているものというふうに考えております。

今後も母子健康手帳発行時になるべく早い受診のほうをお勧めし、早い時期から口と口腔ケアの健康管理が進められるように受診のほうを向上できるように工夫を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

行政報告書320ページの乳幼児健康診査の未受診者の状況についてでございます。

その他の中での内訳でございますけれども、一応乳幼児健診の未受診の方には基本的にアンケートを返送していただきながら健康状況を把握しておりますけれども、アンケートの返送がない方には、保健師の電話や訪問等により健康の状況を把握させていただいておりますけれども、把握できない方がその他になります。

その他の内容につきましては、予防接種台帳による予防接種の受診の接種歴の有無や、また兄弟の方の健診や訪問等による間接的なことでお子様について把握をさせていただいた内容となります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 済みません、1点だけ、最後の320ページの未受診者のところですが、そうすると、27年度について完全にわからなくなっちゃった方っていうのはいらっしゃらなかったということで確認させてください。

○健康課長（志村明子君） 委員のおっしゃったとおり、わからなかった方はいらっしゃらなかったということでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の356ページ、自然保護事業の2の緑の募金というので募金運動をされたということなのですが、これについては緑化基金などに入ったのかどうか、その使い道を教えてください。

それから、行政報告書の360ページ、一番下のほうの環境調査のアというところで、総浮遊粉じん調査が載っていますけれども、こちらについて、環境基準というのがあったらどれくらいなのかということをお教えください。この数値が多いのか、少ないのかというところの判断についてお伺いします。

それから、行政報告書361ページ、道路の騒音のところなのですが、一覧表が載っておりまして、新青梅街道奈良橋庚申塚交差点のところ騒音の測定値が基準を超えているところが見られますけれども、それに対して市の対策など、とられたことがありましたら教えてください。

それから、行政報告書364ページ、川の水質調査のところですが、上の表のほうで、表の右上のほうに環境基準というところで、これは私以前にも質疑させていただきまして、E類型というのがもう実態に合わないのではないかということで質疑をさせていただいたんですが、またE類型というふうになっているこのことについてどのような認識なのかをお教えいただきたいと思います。

それから、最後、行政報告書366ページ、一番下にあります（5）食品放射性物質簡易検査、こちらのほう

ですが、検査項目という括弧の中で10ベクレル/キログラム以上になった場合は検出となるというところで、以前にはこちらのほうも質疑させていただきまして、2つのセシウムというのが合計で10ベクレル以上なのか、それともそれぞれがというところでお伺いしたんですが、今はこちらのほうは合計で10ベクレル以上が検出となるのか、もう一度確認をさせていただきます。

○**財政課長（川口荘一君）** まず1点目の緑の募金に関してでありますけれども、その募金運動に伴って市に収入された額につきましては、平成27年度は緑化基金への積み立ては行っておりません。

以上です。

○**環境課長（関田孝志君）** 行政報告書356ページ、自然保護事業の緑の募金ですが、こちらについては募金活動は市の職員を対象にして実施しているということでございます。

続きまして、行政報告書360ページ、粉じん調査については、この環境基準というのは今手元にないので、後ほどお答えさせていただきます。

続きまして、361ページ、新青梅街道等のこの騒音が超過しているところにつきましては、この調査結果を東京都に報告するとともに、東京都市長会を通じて改善のほうの要望を出しているところでございます。

続きまして、行政報告書364ページ、河川の水質に関するところでございます。こちらのE類型ということが一番低い基準になっておりますが、こちらについては東京都のほうに申し入れをしております。川がきれいになったと言っても類型がそのままではないかということで、これは強くお話をさせていただいているところでございます。

続きまして、行政報告書366ページ、食品の簡易検査についてですが、こちらのほうはこのセシウム134と137、足して10ベクレルということで、そういう基準でさせてもらっております。

申しわけございません、戻りまして、先ほどの粉じんの調査の基準でございますが、こちらのほうは環境基準はないということでございます。

以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** 行政報告書356ページの緑の募金のところなんです、基金には積み立てていないということなんです、何にどのように使われたのか教えてください。

それから、360ページの総浮遊粉じん調査の基準はないということなんです、ちょっとホームページなどを見ますと、この浮遊粉じんというところで基準が載っているのは浮遊粒子状物質というものと、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5というところに関しては基準があるようなんですけれども、そういうのもあわせたものなんでしょうか。この内容についてもう一度教えてください。

○**環境課長（関田孝志君）** 行政報告書356ページの緑の募金につきましては、狭山緑地の管理事業費に充当させていただいてるということでございます。

続きまして、360ページの粉じんの関係でございますが、こちらはその詳細にまでは分けてございませんで、一般的に飛んでる粉じんと呼ばれるものについてフィルターで計測しているということでございます。

以上でございます。

○**委員（東口正美君）** 1点お伺いいたします。

行政報告書349ページの訪問歯科診療について教えていただきたいと思っております。

これはかかりつけ医のいない方に対して訪問診療を紹介をしたという件数がゼロ件ということでもいいのかということと、この訪問歯科が必要だと思うときにどういう形になっていくのかということなんですけれども、

介護保険をお使いの方の場合、このケアマネジャーさんが訪問歯科診療に対する提案をしてくださるのか、それとも本人とか御家族とかが行きたいけれども行けないだけどもという状況になるのか、この介護保険の中での訪問歯科診療がどう位置づけられているのかということをお教えください。

あともう一つ、これを見ると、かかりつけ医の方がそれぞれで行っている訪問歯科診療については市で把握していないということでのいいか確認をさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書349ページ、歯科医療連携推進事業の中での訪問歯科診療についての御質疑でございます。

こちらは平成27年度は新規の相談件数が17件、紹介件数がゼロ件ということでございましたけども、これは御家族や御本人、もしくはケアマネジャーの方から通院できない方についての相談を受けた件数が新規で17件あったということでございます。

紹介というのは、かかりつけ医、もしくは歯科医師会会員以外での専門的な医療機関等が必要となった場合に紹介をするようなことですが、そういった方はいなかったというような形になります。

それから、かかりつけ歯科医を持たない方についての御相談を基本としておりますので、介護保険等で行っている訪問歯科診療はこの中には含まれておりません。

以上でございます。

○委員（東口正美君） もう一点確認なんですけれども、訪問歯科診療を行われた場合、先生、お医者様に対する報酬というのは歯科診療の分とプラス介護保険から何かというのがあるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯科医師の方が行う訪問診療につきましては、保険診療の中の在宅訪問の中での点数分けになってございます。介護保険診療での加算がつくかどうかについては、一般的な訪問診療の中ではないものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ここで関田環境課長から発言の訂正の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○環境課長（関田孝志君） 1点、先ほどの356ページの緑の募金についての充当先でございますが、狭山緑地管理事業費と申し上げましたが、公園管理事業費に訂正させていただきます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○副委員長（蜂須賀千雅君） 衛生費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、衛生費の質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

---

午前11時40分 開議

○副委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第5款労働費の質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） 1点だけ、行政報告書の381ページの就職情報室事業についてです。

これ、就職面接会を開催しておりますが、7月14日、1日だけでしたけれども、参加企業数13、参加者数49、

就職者数2ということであり、前の年から比べると、参加企業は若干ふえてはいますが、就職者数は10から2に減っております。これはどのようなことが原因なのか、どういうふうに把握しているのか、またこのような、ある意味このぐらいの事業が市でこれから先やっていくべきものなのかということも含めてお答えください。

○産業振興課長（小川 泉君） 行政報告の381ページ、就職面接会の開催についての御質問でございます。

就職者数が減少しているといったこの内容でございますが、こちらにつきましては、当日参加されます参加企業、要するに求人を出されている企業、こういった企業の職種によりまして面接者のニーズに合っている場合と合っていない場合といったことがございます。実際にこちらに書かれている就職者数につきましては、現場である程度面接結果が出た方の人数となっております、その後の求人に対する就職者数というのは反映されていないといったことになってございます。

こちらの事業につきましてはハローワーク立川のほうと共催で行っておりまして、なるべく効率のいい就職の機会、面接会を開催することによって、なるだけ雇用の促進に結びつけるといったことで市と連携して行っている事業でありますので、実際の就職者数という部分での効果というのは数として反映されていない部分がございますが、今後もハローワークと継続しながら雇用の促進に向けて事業を継続していくといった考えであります。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（森田真一君） 1点だけ教えてください。

行政報告書381ページの中小企業勤労者生活資金融資事業なんですけれども、27年度、融資については案件なかったというふうに表記されてるんですが、この間の行政報告書を見ますと、21年に1件だけあって、それ以降はずっと融資実績ない状況が続いてるんですけども、これについてはどういう理由からこんなふうになっているのかということがわかれば教えていただければと思うんですが。

○産業振興課長（小川 泉君） 行政報告書の381ページ、中小企業勤労者生活資金融資事業についての御質疑でございます。

こちらにつきましては、委員がおっしゃったとおり、平成21年の1件の利用の後は、平成25年度に3件の問い合わせがあった以降、問い合わせ自体がないといった状況になってございます。

こちらの制度につきましては、近隣市の状況もうちのほうは調査しておりまして、例えば立川市、昭島市、日野市、こちらにつきましては26年度に1件、立川市につきましては27年度に1件といったぐあいでございます。また、近隣で、東村山、国分寺、こちらにつきましては26年度、27年度、同様の制度についての利用者が全くなかったといったことでございます。

近年におきましては、近隣の自治体の様子も勘案しますと、この制度につきましても利用が極めて少ないといった実態がございます。当市においてもこの制度につきましても今後も機会を捉えて周知を図っていくといったことで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） 労働費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、労働費の質疑を終了いたします。



引き続き、第6款農林業費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（蜂須賀千雅君） 農林業費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、農林業費の質疑を終了いたします。

引き続き、第7款商工費の質疑を行います。

○委員（和地仁美君） 行政報告書395ページ、こちらのほうに新・元気を出せ商店街等事業実績表というのが載っているんですけども、大和通り共栄会がLEDの街路灯の建て替え工事を行ったということで500万円という高額な事業を実施しているんですけども、これについては市のほうも、市の管理の街路灯をLEDをリースで実施していたと思うんですけども、この商店街さんの管理している街路灯のほうは自前でそのLEDに建て替えたのか、市のほうでやっているリースのほうを紹介したり、参考にしていただいたのかという内容について把握していれば教えていただきたいのが1点。

あとは、ほかの商店街さんも街路灯を管理していると思うんですけども、このように取りかえとなると一定の額がかかるという大きい事業ですけれども、これはまた順次順番というか、そういう形でやっていくのかどうかというのを市のほうで把握しているのかどうか教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 行政報告書395ページ、新・元気を出せ商店街等事業実績表の中にございます大和通り共栄会のLEDの建て替えの関係で御質疑をいただきました。

こちらにつきましては、リースで行ったのか、まず自前で行ったのかという件でございますが、こちらにつきましては、新・元気を出せ商店街補助金を申請をいただいて御使用いただいたという形でございます。もちろんこの制度に伴ってですから、市のほうの補助金と自己資金が必要になるということでございます。この事業につきましては、街路灯の建て替えを行うに当たり、都と市の補助金を活用した事業ということで申請に基づいて行ったということでございます。

他の商店街についての状況でございますけれども、他の商店街につきましては、同じように申請があれば対応していくところなんですけれども、平成26年度に富士見通りの商栄会、平成27年度に光商店街が東京都の特定施策推進型商店街事業というものを活用して、LEDランプのみ、支柱は取りかえせずにランプのみの交換ということを済ませております。この都の特定施策につきましては、市を介さずに直接東京都に申請して行う事業でございますので、市の行政報告等には反映されていないということになってございます。

以上でございます。

リースか購入かということに関しましては、実際にはこれを購入して使っているということでございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の401ページ、観光推進事業のうまかんべえ～祭のことなんですが、ちょっともしかしたらハミングホールの事業のほうにあるのかもしれないんですけども、このうまかんべえ～のときに特設ステージというのがあったんですが、そのための費用負担などはこのうまかんべえ～祭の事業費の390万円の中から出ているのか、そのあたりについて教えてください。

○市民部副参事（高橋宏之君） うまかんべえ～祭のステージの設置費用についてでございます。失礼しました、行政報告書401ページについてです。

設置費用につきましては、補助金のほかに協賛企業からの協賛金を集めまして、その中から会場設営費というものを算出したしまして、そちらから支出しているというものでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） じゃその会場費などのものに関してはここには載っていないということで、うまかんべえ～祭の全体の総事業費というのが390万円以上になっているということによろしいでしょうか。

○市民部副参事（高橋宏之君） 行政報告書401ページでございます。

平成27年度のうまかんべえ～祭の事業費総額といたしましては641万2,674円かかっております。その内訳といたしまして、市の補助金が390万円で、その他協賛金等によりまして216万8,290円、それと前年度からの繰越金といたしまして140万3,663円、これによって運営しているというところでございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（中間建二君） 行政報告書で伺います。

395ページの商工振興対策事業費の中で、創業支援事業の内容を報告していただいております。また400ページにも創業支援事業ということで助成対象の創業塾等の実施等を報告いただいておりますが、これらの27年度、この創業支援ということで新たに事業を展開していただいたわけですが、市内での事業の展開等にどの程度実績が結びついているのか、実績等について御報告をいただきたいと思えます。

それから、399ページの消費喚起プレミアム付商品券発行事業でありますけれども、これは国の交付金を活用したプレミアム付商品券発行ということで大変に市民の皆様にも公表で、多く、大変消費喚起には大きくつながったものかと思えますが、この事業の中で、販売方法等については予約方式ということで、他市と比べて非常に混乱も少なくスムーズに事業ができたかと思えますけれども、一方で、1人10万円だったかと思えますけれども、この購入金額の設定が少し大き過ぎて、広く市民の方に行き渡らなかったのではないかという反省もあろうかと思えますけれども、このあたり、27年度の事業内容等どのように認識をしていらっしゃるのかお尋ねしたいと思えます。

○産業振興課長（小川 泉君） 行政報告の396ページ及び400ページにございます創業支援事業についての実績の御質疑でございます。

こちらにつきましては、396ページのほうにつきましては市が国に認定を得ました東大和創業支援事業計画に基づく創業支援事業ということでございまして、また400ページのほうにございますのは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の先行型を使った事業でございます。

創業支援事業のほうにつきましては、この国の認定を得られる4つの事業を、経営、財務、人材育成、販路開拓、こちらを網羅しておりますので、出た方がすぐに創業に結びついてこの制度の利点を得られるという状況でございます。

また、400ページのほうにつきましては、セミナーの形で行っておりますので、相談窓口を使っていただいてそこから創業に至っていただくという形でございます。

実績についてなんですけれども、こちらの双方の事業を用いまして5名の方が創業していて、4名の方が市内で創業しているといったことでございます。

○市民部長（関田新一君） 2点目の御質疑でございます。399ページ、消費喚起プレミアム付商品券の発行でございます。

こちらにつきましては、行政報告でも報告させていただいたとおり、市内99.8%の換金率だということで、また他市に比較しましてもプレミアム分が多かったということもございまして、一定の市内での消費に関係します喚起には結びついたというふうには理解してございます。

ただし、1人上限の設定ですとか、また配付方法等については各市ともいろいろな考え方で実施したということもございます。また、本市の場合には市外の方にも販売をしたというふうなことで、市外の方の消費も市内に呼び込むことができたのではないかというふうなこともございますので、引き続き同様な事業については、今のところ計画はございませんが、一定の反省に基づきまして引き続き商業振興については努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 399ページのプレミアム付商品券発行事業ですけども、これは国の大きな予算、交付金があつて初めて本市では取り組んだわけでございますけれども、地域経済には大変に大きな効果があつたかと思ひます。当然のことながら、今後国での予算に伴つて同様の事業が、財源が確保できれば積極的に検討していくべき事業だと考えておりますけれども、この点についての御認識を再度伺ひたいと思ひます。

○市民部長（関田新一君） 行政報告書399ページ、プレミアム付商品券の発行でございます。

今御質問者からございましたとおり、市内商店の一定の活性化には当然結びついたものだというふうに考えてございます。先ほどもお話しさせていただきました、プレミアム25%ということで、この分は市内の消費に反映されたのではないかというふうに考えてございますので、国等の動向を引き続き注視しながら、同様の取り組みがございましたらまた市としても積極的に検討していきたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 行政報告書402ページ、うまかんべえ～祭の入賞メニューの販売協力店なんですけれども、このうまかんべえ～祭の入賞メニューについてはいろいろと議会でも多くの意見が出ているところですが、昨年と比べて取り扱い店が、こちらのイズモ商事さんと森食料品店さんが残っているだけで、去年は4店舗、そのほか市内の2つの飲食店取り扱っていたんですけれども、こちらに計上されていなくて、入賞されている空龍さんのほうが新たに加わっているという状況ですが、まずこちらの入賞メニューの販売協力店、販売を協力するという点について申請をされたりとか、もしくはやめるというときは勝手にお店のほうをやめていて、市のほうでどうするのかというような、そういった一定の何か手続があるのかどうかということと、この販売協力というふうに表示されておりますが、この販売を協力していただくことによってどのような効果を目的としてこういう形で毎年行政報告書に載せていらっしゃるのか、そこら辺について教えていただきたいと思ひます。

○市民部副参事（高橋宏之君） 行政報告書402ページ、うまかんべえ～祭の入賞メニューの取り扱い店が減っている、その理由等でございます。

まず協力店につきましては、申請ということではなく、お願ひをして協力をいただいているという状況でございます。

平成26年度につきましては4店で、取り扱いメニュー数の件数が合計で9件ということでございました。

平成27年度は協力店1店が閉店をしたということと、もう一店がメニュー変更によって取り扱いをやめて2件減つて、新たに入賞メニューの1店が取り扱いをしていただひて、3店で合計が6メニューになつたということでございます。

この取り扱い状況なんですが、やはりPR不足もあるのかもしれませんが、だんだんと注文数が減っているということだそうでございます。また味についても飽きが来ているということもあるようでございますので、食数が増えるようにPRに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（蜂須賀千雅君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（関野杜成君） では、行政報告書395ページ、これは別に質疑ではなく、表が見やすくなったんで、今後もまた見やすいような形で表記をお願いしたいということを要望をしておきます。

それと、401ページ、うまかんべえ～祭についてですが、市民の事務事業評価でも意見が出たと思うんですけども、うまかんべえ～祭がだんだん産業祭っぽくなってきていると。ある意味もともと市のグルメをつくろうという趣旨から外れているんじゃないかというような意見がありましたが、私もちょっとそういった体があるかなというふうに思うんですけども、その件について今後どのようにしていくのかという点と、当日ボランティア123人とありますが、うち市の職員は何名いたのか、この点について教えてください。

次に、404ページの着ぐるみうまべえ活動実績（貸出し含む）とあるんですが、できれば、これ、表記のほう、貸し出しは貸し出しという表記をどこかに入れていただければと思います。理由としては、多分普通に活動しに行くには、職員の方1名、2名が行っているような形だと思うんですが、貸し出しの場合は着ぐるみだけ貸すという形なのかなというふうに考えるんで、表記のほうお願いいたします。それと、実際の貸し出しはどれとどれとどれか教えてください。

次に、406ページから407ページ、観光情報発信事業とありますが、事業費が427万2,948円、これについてはアプリケーション作成というふうになっていますが、407ページのほうでPRを行ったというふうにあります。これはお金はかかっているのか、またこのPRを行ってどのような効果があったのかについて教えてください。

あとは408ページですね。消費者保護対策事業の消費者講座ですけども、去年より参加人数が減っているところですが、これの理由と、今後どういうふうに参加人数を上げていくか、この点について教えてください。

○市民部長（関田新一君） それでは、私のほうから、1点目の評価をいただいた件でございます。

395ページでございますが、商工振興対策費の中で、元気を出せ商店街事業の関係でございますが、引き続きましてわかりやすい資料のほう、作成に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目でございます。行政報告書401ページでございます。うまかんべえ～祭の件についてでございます。

うまかんべえ～祭につきましては、実行委員会を作成をいたしまして、実行委員会と協力をいたしまして、食の祭典、こちらのほうに見合うような事業ということで実施をしているところでございます。引き続きまして、うまかんべえ～祭の本来の意味合い、また他の事業との違いを明らかにしながら、実行委員会と協力をしながらさらなる事業の発展に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○市民部副参事（高橋宏之君） 行政報告404ページ、着ぐるみうまべえの活動状況のうち、貸し出しについての実績でございます。

404、406ページの一覧表の合計ですと、69団体、75日間の出動をしております。このうち市の産業振興課以外の団体に貸し出した件数が21団体、23日間の活動、露出というふうになっております。

続きまして、行政報告406ページ、観光情報発信事業におきます経費の関係でございます。

作成に係る費用と、あと啓発に係る費用につきましては、全てこの事業費の中に含まれているということでございます。

あと、PRの効果ですが、パンフレット、ポスターなどを作成いたしまして、アプリの啓発をするとともに、J：COM多摩にPR動画をつくっていただきまして、立川の伊勢丹にあります大型ビジョンで放送をすることによってアプリケーションの周知を図ったというところでございます。

以上でございます。

行政報告401ページ、うまかんべえ～祭の当日のボランティアのうち、市職員の人数でございます。

2日間で123名のボランティアをお願いしたところでございますが、このうち職員数は53名でございました。

以上でございます。

○市民生活課長（大法 努君） 行政報告書408ページ、消費者保護対策事業、消費者講座につきまして御質疑をいただきました。

こちら、消費者講座、7月2日、12月10日ということで2回実施をいたしました。こちらのほう、委員がおっしゃるとおり、参加者が定員に対しましてそれぞれ少ないという結果になってございます。特に7月2日、講座はこちらのほうはテーマが機能性表示食品ということでテーマを打ちましたけれども、もしかしたらそのあたりがなじみが少ないあるいは聞きなれないということもあったのかと思って、そういうことも一因かと思っております。

ただ、参加していただいた皆様からは、こちらの講座に対する満足度が非常に高かったということがアンケートからもありましたことから、より多くの市民の皆様にご覧いただくことを知って感じていただけるよう、我々といたしましても機会をうまく提供できるよう、今後の課題と受けとめまして努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○市民部副参事（高橋宏之君） 先ほど、答弁漏れがございましたので、1件、行政報告406ページの観光情報の発信の関係ですが、DVDのほうは委託料でつくりまして、立川ビジョン、コミュニティチャンネルなどに放映することについては、その委託料の中に込みで放映をしていただいております。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） 商工費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、商工費の質疑を終了いたします。

引き続き、第8款土木費の質疑を行います。

○委員（森田真一君） 1点お伺いします。

行政報告書でいいますと422ページの道路管理事業になるかと思いますが、排水管・集水ますの清掃による溢水の抑制についてなんです、ここ数年は効果的に機能していたんではないかと私も感じると思うんです。

が、近年、時間にして100ミリに届こうかというような大雨が頻発するような状況で、今までのとおりで十分対応していけるんだろうかという疑念も感じております。市の考え方についてお伺いできればと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書422ページの排水管・集水ます清掃の関係でございます。

浸水被害の軽減の対策としまして、排水管や集水ますの清掃、また雨水浸透施設の設置は有効だと考えてございますので、これにつきましては引き続き実施していく考えでございます。

ただ、近年多発しております集中豪雨につきましては、雨水排水管の処理能力以上の大雨になり浸水被害が発生していることから、この浸水被害を抜本的に軽減するような対策の検討が必要であるということで考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 1点質問させていただきます。

行政報告書の421ページ、道路管理事業の街路樹の落ち葉清掃というところですが、件数が月別に書いてあるんですが、どういった主な内容、どういったものがあるのかについて、市民の方で街路樹の落ち葉が大量に家の前にたまってしまって、清掃に苦慮しているという相談なんかも受けたことがあるんですけども、こういった個人ですとか地域の方の依頼を受けているのかどうか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書421ページの道路管理事業の関係でございますが、落ち葉清掃につきましては、この時期毎月やっているんですが、業者委託としまして、車道につきましては路面清掃車によりまして定期的に清掃をしてございます。また落ち葉の時期につきましては2回清掃することもございます。

このような中、ここにある表につきましては市の職員で直接清掃等するものでございまして、委託では追いつかないような路線等を市で清掃を行ってございます。落ち葉清掃でございますが、また、市民の方からの御要望等によりまして、急遽清掃を行う場合もございます。また、御相談がございましたら、現地を確認の上、できる限り対応しているような状況でございます。ただ、かなり箇所数が、落ち葉の時期ですから、多いこともございますので、おくれたの対応になることもしばしばございますが、できる限り対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 行政報告書435ページ、コミュニティバス運行事業についてなんですけれども、こちら、運賃収入とかいつも表などで出しているんですけども、ここに回数券、一日乗車券の料金は表示されているんですが、この回数券が90円券25枚つづり2,000円というふうになってるんですが、この90円というのは障害者割引とかお子さんの1回当たりの値段で90円を25枚でつづってるのかなというふうに予想しますが、大人の場合、これは2枚で1回乗るとなると、24枚で1枚余るといふふうになると思うので、その利便性みたいところを考えてこちらつくられているのかなというのがちょっと疑問に感じますので、そもそも1回乗車券は大人は一つづり幾ら、子供・障害者一つづりでいいんじゃないのかなと思うんですが、こちらについてどういうふうにしてこういう形になったのか、利便性を考えているかについてちょっとお聞かせいただければと思います。

あと、一日乗車券っていうのがこちら、大人500円、子供250円ってあるんですが、これがどれぐらい販売できているのかっていうのは一つの観光施策の目安になったり、お客様の利用の仕方の目安になったりするのかなと思うんですが、全体の運賃収入しか載っていませんので、この一日乗車券が27年度どれだけ販売、売れたのかっていうのを把握してましたら教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書435ページ、コミュニティバス運行事業の回数券の関係でございます。

まず、回数券作成の考え方でございますけれど、こちらまず割引率をどうするかというところになります。今回は100円から180円という改定を踏まえまして、前回の回数券の割引率が10%でしたが、こちらよりもお得な割引率とするような、そういった考えも持っていました。

回数券の額面の関係ですけど、額面が小さいほうが割引率の選択肢がふえまして、その結果、1乗車当たり160円相当、割引率も12.5%として、90円券25枚つづりを2,000円で販売するというにいたしました。こうすることによりまして、委員おっしゃるように、大人は回数券2枚、子供と障害者1枚で乗車できまして、同じ額面の回数券を共有するというによりまして、みんなが同じ割引率で使える、それからあと回数券の作成費用も抑えられるというような利点がございます。

なお、これまで利用者から回数券の額面の金額について御要望というのはありません。

以上です。

失礼しました。もう一点、一日乗車券の関係でございますけど、27年度の販売額で申し上げますと、1万5,000円の売り上げがございました。内訳としましては、大人の回数券が29枚、子供の回数券が2枚、合計で31枚ということです。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 決算書223ページ、行政報告書436ページ、コミュニティバスの運行事業費の関係ですけども、これ見ますと、事業費で大体7,500万円ほどで、西武への補助が5,400万円、車両購入費が1,962万円というふうになってます。

それで、これも歳入のときの答弁で、特別地方交付税で6,530万円が交付されているということでしたが、行政報告書では、都からの補助金が1,635万3,000円というふうになってます。これは市町村総合交付金なのか、この補助金の内訳、内容あれば教えていただきたいと思えます。

それから、そうすると、あわせて特別地方交付税と都の補助金で8,165万3,000円の財源ということになります。市長は、市の持ち出しはゼロが理想というふうに答弁もされていますが、27年度についてはそういう内容になってるっていう理解でいいのかどうか伺います。

それから、2つ目に、同じコミュニティバスのところ、同じページですけども、180円への運賃値上げで利用者の減が予測を大幅に上回るっていう状況が生まれたわけですが、運賃が100円据え置きで利用者が減らなかったということで想定すると、平成27年度の決算状況にどのように影響したと考えられるのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書435ページのコミュニティバス運行事業の関係でございます。

最初に、行政報告書に記載してあります財源内訳、都費の関係でございますけれど、財源内訳の1,635万3,000円は2種類の都費から構成されております。一つは総務局の市町村総合交付金で1,560万円でございます。これはバスの車両の購入費の一部に充てられております。もう一つは、福祉保健局の地域福祉推進区市町村包括事業補助金でございまして、金額が75万3,000円でございます。こちらのほうは、バス停ベンチの設置工事の一部に充てられております。

次に、市の持ち出しの関係でございますけれど、ちょこバスの運行には多額の経費が必要となりますため、市といたしまして、特別交付税の制度を活用し、財政課を通じて国に財源措置の要望を行っているところでございます。

特別交付税による財源措置は安定的に見込めるものではございませんが、平成27年度では国及び都から財政措置があった結果、市の一般財源の軽減が図られたと考えてございます。

次に、運賃を据え置き、利用者が減らなかった場合の27年度決算への影響ということでございますが、今回は運賃改定だけでなく、ルートの方も2つのルートとするような改正も同時に行っておりますので、利用者数に変動がないとする前提はちょっと考えにくいところがありますが、あくまで仮定の数字としてお答えさせていただきます。

運賃改定前、ルート変更前の平成26年度の乗客数は13万1,659人でありまして、こちらの全員の方が運賃100円で乗車しますと仮定すると、運賃収入は税抜きで約1,219万円でございます。運行経費は変わりませんので、約7,272万円でございます。差し引きしますと、補助金の額は約6,053万円となりまして、平成27年度の決算額約5,423万円と比べまして約630万円の増というふうな試算になります。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 同じページです、決算書223ページ、行政報告書436ページですけども、運賃だけではなくて経路も変えているわけですけども、今の計算だと、26年度の経路で乗った人の乗車数っていうふうになってると思うんですけど、今回2つの経路になっていて、玉川上水駅と東大和市駅の東大和市役所を経路した往復のコースというか、これは新たなコースですので、これについては乗車人員に上乘せをして計算したほうがより正確になるかと思うんですが、そうした場合、どうなるのか、すぐに計算できないと思いますけど、後でも結構ですので、御答弁いただきたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまの運賃改定に関する部分でございますけれども、今、仮定でのお話をさせていただいているところではありますけれども、運賃改定そのものにつきましては、今後の公共交通を持続させていく、公共交通網をネットとして、きちんとしたネットワークを維持していく必要があるということから、適正な受益者負担をお願いしていくという意味合いもございまして利用者の皆様に御理解をいただいたところでございますので、その辺も御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の427ページの市内道路改良事業の委託事業の件なんですけれども、表の真ん中の2つの雨水浸透施設実施設計委託と雨水幹線管路調査委託、このことで市内の溢水被害の軽減にどのような影響があるのかを教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書427ページの市内道路改良事業の関係でございますが、雨水浸透施設実施設計委託につきましては、平成27年度に実施しました雨水浸透施設設置工事のところの実施設計でございます。こちらにつきましては南街5丁目に設置しましたが、この浸透施設、ハミングロードに敷設されております口径が900ミリの雨水排水管の処理量の軽減を図るものと、南街の大和通りの軽減を図るものとして設置したものでございます。

それから、雨水幹線管路調査委託につきましては、高木3丁目の宮前一の橋に放流しております口径1,500ミリの雨水排水管の状況調査でございまして、排水管の劣化状況を把握し、補修が必要な箇所や補修方法を検討するための基礎資料とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

○委員（中間建二君） 423ページの街路灯管理事業でありますけれども、街路灯のLED化につきまして推進



を訴えてまいりまして、27年度、事業に着手をしていただきました。LED化されて、おおむね多くの市民からは大変明るくなったということで喜びの声を伺っているところでありますが、市のほうのその認識はどういうものなのか、それから、このLED化にしたのは年度末ということでもありますので、このLED化により電気料金がおおむね3分の1になるという当初の説明でございましたけれども、このあたりの効果については27年度は数値上はあらわれてこないのか、もしくは何らかの財源効果等も既に発生していると思われるのか、この点について確認したいと思います。

それから、424ページには街路灯の電気料金補助金ということで計上されておりますが、これが前年度と比較しますとおおむね10%以上減額ができておりますけれども、これはLED化によるものなのかどうか、このあたりについて御説明いただきたいのと、また、次年度以降、特に電気料金ですとか、それから特にランプの取りかえが1,100件ということになっておりますが、これがほとんどLED化になればほとんどゼロに近い数値が予測されるかと思っておりますけれども、このあたりどのように見込んでいらっしゃるのかお尋ねしたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書423ページの街路灯管理事業でございますが、まずLED化の関係でございます。明るくなったかという認識でございますが、市民の方から明るくなったというような市長への手紙とか、そういうところで報告をいただいております。

そのような状況でございますが、効果、電気料の関係でございますが、平成27年度につきましては12月からLED化に変えていきまして、最終的には2月、3月分が減っているような状況ですが、ちょっと全体的な金額としては微々たるものなので、平成28年度の電気料金の状況によってその効果がわかりますが、今のところ、今8月まで来ておりますが、電気料金の関係につきましては、8月まで、今年度ですね、月96万7,000円ぐらいなんですけど、この街路灯を取りかえる前ですと月372万円程度ですので、26%ぐらいに減っております。そのような状況になってございますので、最終的には平成28年度が終わった段階でその辺がはっきりわかるかと思っております。

それから、424ページの街路灯の補助金の関係ですが、こちらにつきましては東大和市街路灯電気料金補助金交付要綱に基づいて補助しているものでございまして、自治会等に補助をしているものでございます。こちらについては自治会といたしますか、公社とか都営とか、そちらのほうで設置しておりますので、市の財産ではございませんので、まだLED化されてございません。

ただ、市のほうでは、補助対象となる街路灯につきましては、公共性があると認めた道路、または通路の照明を目的とした屋外灯で不特定多数の方が通る箇所ということで、そういうところに補助してございますので、補助につきましては減っておりますが、これはちょっと電気料が下がった関係ということだけでございます。LED化についてはこちらのほうは対象になってないような状況でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 27年度からのLED化事業ということで、大きな成果、効果は28年度以降ということでございましたが、この決算書の数値を見ますと、賃借料でLEDの街路灯賃借料、またLED街路灯賃借料、装飾灯合わせますと約4億5,000万円程度で、またこの街路灯管理事業そのものが26年度は6,300万円、27年度が6,979万円ということで、このあたりの10年リースの金額等と比較しますとおおむね1,000万円程度の財源効果が見込めるのかなと見てるんですけども、来年度以降、この街路灯管理事業がどのように予算上は推移していくというふうに見ているのか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書423ページの街路灯の関係でございます。

来年度以降の関係でございますが、まず今年度、平成28年度の予算が5,800万円ちょっととなっておりますので、5,844万5,000円となっておりますので、こちらのほうにつきまして平成27年度は26年度よりも減になっているということで、若干減になってございます。電気料金と修繕料については大分減になってございますが、ちょっとリース料の関係で若干ながらの減というような状況でございます。

平成29年度以降もこのような形になるかということで考えてございます。

それから、先ほど御質問がございましたランプ交換の関係ですね、ランプ交換、1,100個ぐらい交換してございますが、このLED化してからは一個もそういう形はございません。ただ、LED化して頭部の不備とかで月1個、2個程度、ちょっと故障のものがあつたりしますが、交換自体はゼロになってございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ここで神山都市計画課長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 先ほど尾崎利一委員の質疑において答弁漏れがございましたので、この場でお答えしたいと思います。

行政報告書435ページ、コミュニティバス運行事業の試算の関係でございますけど、往復ルートの方も含んだ試算ということでございます。

平成27年度の往復ルートの乗客数が2万8,744人ございました。こちらの方の税抜きの運賃収入が266万円ほどになりますので、合計した全体の運賃収入は1,485万円でございます。運行経費は変わりませんで7,272万円でございますので、差し引き補助金額が5,787万円ということになりまして、27年度の決算額5,423万円と比べますと364万円の増ということになります。

以上です。

○委員（東口正美君） 済みません、2点聞かせてください。

まず、行政報告書441ページの公園施設更新等設計業務委託というやつなんですけれども、ここで改修設計が27年度どのように、どういう方針でこの改修設計が組まれたのかということと、この設計されたものの具体的なこの進んでいくのは28年度に全部できるのか、それとももう少し長い計画の設計になっているのかということをお聞かせください。

もう一点は、行政報告書448ページの緊急輸送道路の耐震助成の件ですけれども、27年度は1件助成をしたということですが、これ、東日本大震災以降、東京都が行っている事業で、当市ではたしか該当が6件だったと記憶してるんですけれども、これの進捗がどうなっているか教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告441ページでございます。

この公園施設更新等設計業務委託でございます。こちらにつきましては、長寿命化計画に基づいてこの当該年、27年に設計を行い、今年度の28年度に実施するという予定でございます。

主な公園施設については、長寿命化計画を作成するときに危険であると言われていた遊具、撤去したのものについて新たなものを更新していくというような考え方でございます。

今後につきましても、前年に設計して翌年に更新するというようなスタイルで続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書448ページ、特定緊急輸送道路の進捗の関係でございます。

まず対象となる建築物は大きく分けて3棟、建築物としては3つということになります。このうちの一棟は自主的に改修がもう済んでおります。もう一棟が商工会館であります。今回行政報告書にございますように、耐震助成を受けまして平成27年度に改修を実施してございます。

残る一棟なんですけど、こちらは長屋形式の木造の建築物でございまして、耐震診断のほうは実施済みであります。この長屋は4戸ほどの住宅等がありますけど、所有者側の事情によりまして現時点では改修に至っていないというふうな状況です。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 土木費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、土木費の質疑を終了いたします。

引き続き、第9款消防費の質疑を行います。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の466ページ、備蓄コンテナの備品の関係なんですけど、災害の被害想定の見直しでこの食料などをもっと備蓄しなくちゃならないということでこれまで御説明があったと思いますが、27年度でどれくらいまで、何%くらいまでそれが、備蓄が充足されてるのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 行政報告書466ページ、災害対策事業費に関する御質疑でございます。

備蓄食料の関係でございますが、27年度につきましては、アルファ化米とかビスケットとかでおおむね1万1,000食を増強いたしました。27年度末現在で約8万8,900食になっております。実は率は今計算してないんですが、当初、24年度に修正した地域防災計画の新被害想定に基づきますと3日分の食料が必要なんですけど、3日分というのは、被害想定では夜に災害が起きることになってますので、そうすると、その日の当日の夜と2日分っていうことで7食分っていうことになります。その7食分をすると、たしか、3日分、7食分として計算すると、避難所の生活者数が1万5,301人を想定していますので、7食分は10万7,107食となりますので、差し引きますと、今8万8,900食ですから、約1万8,207食ぐらいが不足しているという状況でございます。

今後、来年度から約3カ年にわたって一応6,000食程度で増強が図れればなというふうに主管課としては考えてございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 1点お伺いをいたします。

行政報告書460ページです。

災害対策事業に関してですけども、災害対策効果についてどのような充実強化が図られたのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 行政報告書460ページ、災害対策事業費の効果というところでございます。

総括として若干お話しさせていただければと思いますが、27年度の取り組みとしましては、今、備蓄の食料についてお話ししましたけども、これを重点課題としまして、今年度27年度は約1万1,000食を増強いたしました。今後につきましても計画的に備蓄を進めてまいります。あわせて各家庭での備蓄についても啓発をしてみたいと考えてございます。

それから、今、26年度から28年度の3カ年にかけて災害対策用のマンホールトイレを整備しておりますが、

27年度につきましては小学校5校と桜が丘市民広場に設置いたしました。それから、避難所になります各体育館に避難所用間仕切りの整備を図ったところでございます。

そのほか、訓練などのソフト面につきましては、従前からやっております総合防災訓練につきましては、非常時の優先業務訓練と市民参加型の訓練と2コースで実施いたしましたほか、防災モデル地区事業や避難所体験訓練の実施、それから自治会等の自主防災組織が自主的に行う防災訓練等につきましては、合計23回ほど、防災安全課の職員が参加をいたしまして、訓練の支援や訓練用物資の提供などを行っているところでございます。また、災害時の協定につきましては27年度は4件締結をしてございます。

それから、都立東大和南公園で共催で開催しております東大和防災フェスタにつきましては、27年度は参加総数で約2,600名の参加ということでございまして、東日本大震災の追悼という意味を込めて今後も継続して実施をしたいと考えてございますので、そういったところが効果というふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 消防費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、消防費の質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

---

午後 2時09分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第10款教育費の質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） 全て行政報告書に基づきまして4点質問させていただきます。

まず489ページの5番、東大和市立学校衛生委員会等というところで、衛生委員会、衛生運営委員会というふうにあるんですけども、それぞれの構成メンバーと、あと快適な職場環境のための課題としてどのようなものがあつたのか教えてください。

続きまして、499ページの国際理解教育推進事業というところで、指導助手として在日外国人の方を指導員助手として配置したということですが、この方々の雇用形態と待遇について教えてください。

続きまして、546ページ、放課後子ども教室の推進事業というところで、4番の放課後子ども教室運営委員会というのが出席委員の方が第1回目の12人というところからだんだん減って、3回目には8人ということで減ってるんですけども、その理由について教えてください。また、どうしたら出席委員をふやせるかどうかについても教えてください。

4点目として、その下の同じ546ページのその下の5番目、放課後子ども教室運営委員等研修会とあるんですが、27年度は未実施ということでその理由と、またこの研修会の目的というものがそもそも何なのかということと、今後の課題について教えてください。

以上です。

○学校教育参事（岡田博史君） 行政報告書489ページ、学校衛生委員会等のことについてでございます。

まず、メンバーにつきまして、一中の衛生委員会につきましては、管理職2名、養護教諭を含めた教員4名と産業医1名というふうになっております。また、衛生運営委員会につきましては、学級教育部長、指導室長、また学校関係者では学校管理職4名、また事務職員を含む学校教職員6名と産業医1名というふうになっております。

また、この衛生運営委員会の職場環境を整えるための課題等につきましては、健康相談について、産業医のところに行って学校職員が健康相談を受けるというようなことがございましたけれども、今年度、平成28年度におきましては、学校のほうに産業医のほうが出向いて健康相談を受けられるようにしたというようなことがございます。また、職場環境のチェックシートというのもの、今までは各学校でなかなか活用ができなかったというようなところがございますけれども、それが活用できるようにチェックシートのほうも改善を図っていきたいというふうに今考えているところでございます。

続きまして、行政報告書499ページの英語の指導助手のことについてでございます。

雇用の体系につきましては、こちらは業者への委託というふうになっております。契約の金額については指導時間1時間当たり7,344円というようなことになってございます。

以上でございます。

○**青少年課長（中村 修君）** 行政報告書546ページ、放課後子ども教室運営委員会についての御質疑でございます。

平成27年度放課後子ども教室運営委員は、学校長3名、コーディネーター4名、教育委員会から1名、社会教育関係1名、青少対委員3名の12名で構成しております。3回目につきましては、ちょっと春休みであったため、学校関係者の予定が合わなかったためでありますので欠席者が多かったと思っております。

今後放課後子ども教室の連携実施に伴う日程調整が今後課題かと思っております。

以上でございます。

失礼しました。

続きまして、行政報告書546ページ、運営委員会の研修会の実施が行われなかったことについてでございますが、この研修会の目的は、放課後子ども教室スタッフ運営上の安全確保やスキルの向上であります。昨年度はコーディネーター等の調整が行えず実施できなかったと思っております。今年度はコーディネーター等の希望等を反映して実施したいと思っております。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 1点確認させていただきたいんですが、489ページの学校衛生委員会のところで、健康相談ということなんですが、もし件数がわかれば教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書489ページ、衛生運営委員会についての健康相談ですけれども、件数につきましては、平成27年度はゼロ件というふうになっております。また、今年度は、平成28年度においては今実施中ですが、何名かの教職員が受けているというような状況でございます。

以上でございます。

○**委員長（佐竹康彦君）** ほかに質疑はございますか。

○**委員（東口正美君）** 幾つか聞かせていただきます。行政報告書に基づきまして質問させていただきます。

479ページの校務ネットワーク管理・運営事業についてですけれども、これはこのネットワークシステムを入れることで先生方が子どもと向き合える時間を確保しということですが、具体的にどのような形で

効果があったのか伺いたいと思います。

続きまして、502ページ、スクールソーシャルワーカーについてでございます。

済みません、今年度新しくできたことについてできるだけ質問したいと思っておりますが、このスクールソーシャルワーカーの方に、この小学校と中学校で相談件数が上がってますけれども、これはいわゆる学校からスクールソーシャルワーカーさんへ相談が行っているのか、上の種別の4つまではちょっと相談内容がスクールカウンセラーさんの相談内容とかぶるのかなと思って、ちょっとそのすみ分けと、そういう意味では、その他という部分で、お話しできる範囲でいいんですが、具体的にどういう相談内容を受けているのかお聞かせください。

続きまして、504ページ、教育力向上及び学力・授業力向上ということでさまざま取り組みをしていただいておりますが、ティームティーチャーにつきまして新たに導入していただきまして、この効果について伺いたいのが1点。

もう一点が、505ページの学力ステップアップ推進事業、こちらも外部人材を活用してございますが、どのような方が具体的に来てくださっているのか。

続きまして、その下の理数授業特別プログラムも具体的にどのような事業が行われたのかお聞かせください。

続きまして、564ページ、中央図書館の事業ですけれども、中央図書館での事業、今年度から立川との連携が行われておりますけれども、相互利用の成果と具体的な数字がわかる範囲で教えていただければと思います。

あと、済みません、606ページ、多摩湖の距離標示をしていただきましたが、ここ、市でかかった経費が書かれておりますが、このことに関しましては東京都水道局と担当部が熱心に協議をしていただきまして進んだ事業でございます。もし、市ではなくて、都でかかった経費をつかんでいるようでしたら教えていただければと思います。

以上です。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 行政報告479ページ、校務ネットワーク管理・運営事業費についてでございますが、情報セキュリティの高度化等のほかに、効果としましては、教員のほうから、市内学校間での連絡が密に、内部メールを中心にできるようになったですとか、学校間での共通フォームの利用、活用ができるようになった、そういったような声が聞かれていて、効果があったと認識しております。

以上でございます。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 行政報告書502ページ、スクールソーシャルワーカーの件でございますけれども、この相談内容につきましては、こちらに掲載しておるものについては主に学校から相談が来ているものでございます。

その他に関しましては、こちらの種別では出しておりませんが、主に児童虐待にかかわるような御相談などがその他の中に入っているということでございます。

続いて、505ページの学力・授業力向上推進事業の学力ステップアップ推進地域指定事業におきます外部人材の活用でございますけれども、こちらは教員の授業力向上を図るための人材ということで、大学教授、また教員経験をしている方々に授業についてのアドバイス等をお願いしていると、そのようなことでございます。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書504ページ、ティームティーチャーの効果のことについてでございますが、各小学校、中学校のほうに1名ティームティーチャーが配置されております。こちらのほうは、担任と協力をして一つの授業に入っていくというようなところで、全体を見ながら、その中で個別に対応をティ

ームティーチャーのほうがすることができますので、各個の課題に応じた指導ができ、そしてその子の学習が習熟していけることができるようになるということになって、その効果が、数値ではなかなか今お伝えできませんけれども、学校のほうでも効果が出ているというような声を聞いているところでございます。

続きまして、行政報告書505ページ、理数授業特別プログラムのことにつきましてですが、こちらのほうは、企業や大学等と連携をして理数好きな子供を育てるというものですけれども、27年度におきましては、ニュートンプレイス、また大学のほうではお茶の水女子大学、東京学芸大学と連携をいたしまして、例えばお茶の水女子大のほうではタブレットパソコンのスマホ顕微鏡のレンズを使ってタブレットのパソコンの画面を見ながらグループで観察ができるとか、また学大のほうでは生物の細胞にかかわる部分の観察を専門的なところでお願いをしたりしました。またニュートンプレイスにつきましては、ゲストティーチャーとして来ていただきまして、デジタル教材を使って興味や関心を高めていくというような事業展開をいたしました。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 行政報告書564ページ、立川市との相互利用に伴う成果及びその具体的な数字ということで御質問いただきました。

まず具体的な数字ということで御説明いたします。

東大和市から立川市の新規に登録という方の人数ですが、こちらにつきましては218人、貸し出しの数としては6,464冊というふうに伺っております。また逆に、済みません、立川市から東大和市に御登録いただいた方につきましては218人、冊数では6,464冊となります。逆に東大和市から立川市のほうに登録した人数につきましては452人、冊数としては4,937冊というふうになってございます。

成果につきましては、一応この数字から見まして、御利用はしていただいているということがわかります。今後につきましては、こちらまだ始まったばかりですので、今後の推移を見てという形になると思います。

以上です。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書606ページの多摩湖ランニング距離標示及び看板の設置についてでございますが、こちらにつきましては、市側で公園内とスタート地点の分をさせていただきました。残りの部分につきましては、北多摩北部建設事務所のほうで道路改良事業の一環ということで行われたと聞いておりますので、詳細については把握してございません。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

○委員（和地仁美君） 行政報告書でお伺いしたいと思います。

行政報告書487ページ、教職員の人数などが載っている表があるんですけども、こちらのほう、昨年の行政報告書では学級数なども丁寧に説明があって、それに対して教職員の方がどういうふうにふえたのかなどの説明内容があったんですけども、今年度は転出と転入のほうだけが書かれているのでちょっとわかりづらくなったんですが、学級数は変わっていないのかというのが1点と、27年度から市のほうで財源を持って、チームティーチャーなどをつけるという形で先生の増員ということを図っている中で、中学校のほうが教員数が3人減っているというふうに説明で書いてあるんですけども、この背景などについて御説明いただけたらと思います。

それから、490ページ、こちらのほうに習熟の程度に応じた少人数学級の指導員のことが書かれていたり、次の491ページのほうに水泳指導補助員の配置についてなど書かれているんですけども、この人数と実施時

間に各校に非常にばらつきがあります。特に中学校は、この水泳指導補助員については26年度の行政報告では全校ゼロ人だったんですけれども、27年度から四中だけに2名配属されているという形になっておりますが、この理由について教えていただけたらと思います。

続きまして、498ページ、こちらのほうも中学校の部活動指導員について書かれております。指導員を希望する、要するにどの部活に指導員を配属してくださいというのは各校に任せているのかどうかということと、あとこちらの説明のほうで、ボランティアで支援、御協力いただいた方もいるというふうに書かれているんですけれども、ボランティアというのはいわゆる無償で御協力いただいているという形になるのかどうか、それから、ボランティアの方についての何かしらの規定があるのかということと、ボランティアで御協力をいただいている方の人数が書いてありませんので、このいわゆるボランティアの方だけに頼っているところもあるのかどうかというのがちょっとわかりませんので、そちらについても教えていただけたらと思います。

それから、499ページ、こちら行政報告書ですけれども、これについても先ほどの水泳指導員などと同様で、各校の時間数が非常に開きがありますので、この時間数を決める基準やルールというのがあるのかどうかを教えてください。

続きまして、549ページ、市民大学の出席状況というのが書いてあります。こちらのほうは、昨年度の行政報告書から随分簡便な表に簡素化されたっていう印象がありますけれども、この受講生の数などについて、定員とか目標数に対してどうだったのかということがわかりませんので、そちらを教えてくださいたいのと、平成26年度の行政報告書のほうでは聴講生が年間189人いたというふうになってるんですけれども、こちら前期と後期で6名に大分減っておりますので、この聴講生ということの位置づけと、こうやって大分減ってしまったっていうことについてどのように分析していらっしゃるのかについて教えてください。

あと、平成26年度は公開講座ありまして、35人の方が出席されていたということですが、27年度公開講座は、こちら載っていませんので、開催していないのかなというふうに思いますが、公開講座、やらなかった理由について教えてください。

あと2点、行政報告書619ページ、学校給食なんですけれども、こちらの給食費の支出のほうに新たに流用費という項目を27年度の行政報告書からつけていただいているんですが、この流用額は主食費と副食費、入りと出で同額になっておりますので、主食費を副食費に流用したということだと思えるんですけれども、その理由と、また流用する上での何かしらのルールがありましたら教えてくださいたいと思います。

最後、620ページのこの小学校と中学校の学校給食のカロリー数なんですけれども、この中学校のほうを見ていただきますと、国の基準が820キロカロリーになっているんですけれども、平成26年度もそうでしたが、平成27年度もこの国の決めている熱量に平均が達していない月がほとんどです。これは中学校の給食のカロリー数ということが大分ちょっと基準を満たしていないということは単純に大丈夫なのかということと、その理由についてを御説明いただけたらと思います。お願いします。

○委員長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時40分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 行政報告書487ページの教職員の数についてでございますが、こちらのほう



の説明が簡略化っていうお話もございましたが、学級数と教員数のことを並列して説明することによって、関係性は当然あるのですけれども、かなり混乱を来してしまうというのが大きな理由でございます。その混乱というものは、学級数だけで教員の数が決まるわけではなくて、教員の配置基準というものがございまして、学級が1ふえると教員が2名ふえるとかっていうようなことだったりとか、または不登校加配とか、特別な場合に教員がぼんと1人ふえたりとかっていうようなこともございますので、一概に表で説明で混乱してしまうといけないうことで少し簡略化をいたしました。いずれにいたしても、都の配置基準ののっとなって適正に教員配置事務を行っております。

また、学級数が変わっていないのかということでございますけれども、26年度から27年度にかけましては、小学校においては学級数は、実際の学級数としましては1ふえております。それから、中学校におきましては、5つのクラスが減っているというようなことがございます。また、市のほうのティームティーチャーのことにつきましては、こちらのほうの数には含まれておりません。そこだけは御了解いただければというふうに思っております。

続きまして、行政報告書490ページ、習熟度に応じた少人数学習指導員、また491ページの水泳指導補助員のことについてでございますが、人数につきましてアンバランスではないかということでございますが、こちらにつきましては、まず少人数の学習指導員につきまして、各学校の活用方法に違いがございますことから、学校の希望時間数にも違いがございます。その希望時間数に応じて指導室のほうで時間を配当しております。指導員の都合や学校行事等の関係で実施時間数が増減しているというようなことがございます。

水泳指導の補助員についても、同じような理由でございますが、天候による関係で水泳指導ができなかったりとか、指導員の勤務可能時間の関係で指導員が指導に当たれなかったりというようなことでのばらつきが出ております。人数についても同じような理由でございます。また、四中においては、特に配慮したいという生徒がいるということで指導員を配置をいたしました。

続きまして、行政報告書498ページ、中学校の部活動の指導員のことについてでございます。こちらのほうは、指導員を希望するのは学校に任せているのかというようなことでございますが、各校のほうから外部指導員の推薦書が教育委員会のほうに提出されております。教育委員会が内容を審査しまして、指導員の配置を決定しております。こちらの指導員の推薦書がある場合については、報酬は1校78万円ということで均等でございます。1人1回3,000円、260回分というようなことになっているんですけれども、ボランティアのことにつきましては、今無償というような形で特に規定があるわけではないのですけれども、社会教育団体とも協力していただいて、入っていただいている学校もございまして、また本人の願いというんでしょうか、事情もあって、収入の関係の事情かもわからないんですが、無償でやりたいということで申し出て、外部指導員としてやっているというような、そういうボランティアもいるというようなことは把握をしております。また、ボランティアだけで指導している学校っていうのはございません。

続きまして、行政報告書499ページの英語の指導時数のことについてでございます。こちらにつきましても、各校にばらつきがあるということでございますが、時間数を決める基準やルールというものにつきまして、配当時間数、打ち合わせ時間数を含めまして、小学校で19時間掛けるクラス数、このクラスは5・6年生です。中学校におきましては9時間掛けるクラス数、こちらは全クラス。それで、クラス数の関係で配当時間が各学校によって違いますので、実施時間数にもばらつきが出るというようなことでございます。

以上でございます。

○中央公民館長（尾又恵子君） 行政報告書549ページ、市民大学についてのお尋ねでございます。市民大学の応募者数ですが、前期、後期それぞれ定員40人のところ、前期が21人、後期が32人でございます。

また、聴講生についてでございますが、27年度につきましては臨時に特定の回だけ受講された方のことです。26年度につきましては、25年度、26年度ともに5単位を1年間受講していただいた方に修了証をお渡しするという制度をさせていただきます。25年度に5単位を完了しなかった方につきましては、26年度に聴講生という形で補充していただきまして、完了された方について、26年度の受講生とともに修了証をお渡ししております。

ただ、27年度につきましては、前期と後期とそれぞれ参加していただき、それぞれ8割の出席がございましたときに修了証をお渡ししております。そのため聴講生というのは、単位の補充のためという意味がございませんでした。27年度の前期につきましては、聴講生が5人いらっしゃいますけれども、こちらは公民館運営審議会の委員さんですとか、講師をお願いしたグループの方が参考に聞きたいとか、後期の企画員をされる方がやはり参考に聞きたいということで、延べ5人の方が受講されたという形になっております。そして、後期の1名ですが、第5回が、後期につきましては表には特にあらわれてございませんが、公開講座というのが第5回にございました。そちらの第5回につきましては、チラシやだよりなどで公開講座であり、後期の受講にかかわらず、御参加いただけるということで御案内申し上げて、お一人受講していただけたという状況でございます。

以上でございます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 行政報告書619ページ、流用額について御質問いただきました。こちらの流用額、まず理由ですが、缶詰類の価格高騰及び提供量の増、それによって果実類で422万7,360円、乳飲料、こちらのほうも提供量がふえたことによりまして、乳類で227万4,905円、これが増となっております。あわせまして、反対側に主食のほうのお米のほうの価格が予算計上ときよりも安価だったことによりまして、不用額が見込まれましたので、そちらを流用したものでございます。

あと、流用する上でのルールということでございますが、他の会計同様に給食会計のほうも予算を組みまして、教育委員会承認を得るといった形をとっておりますので、今回の件につきましても、本来であれば、補正を組むと、そういった形になるんですが、今年年度内、給食会計のほう、主食、副食おのおの割り当てた分でもつという判断だったんですが、最終的に3月で足りなくなってしまうことから、今回は流用を行ったものでございます。

あと、行政報告書620ページ、月別の1人当たりの栄養摂取量についてでございますが、820キロカロリーの基準値でございますが、国の学校給食実施基準において示されてるものとなっております。こちらについては、国のほうからこの基準値につきましては弾力的に運用するっていうふうにされております。当市の場合は、大きく下回っているわけではございませんので、問題はないと考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。幾つか確認したいんですが、行政報告書487ページの先生の教員の人数については、もちろんティームティーチャーの市のほうで配属している方がこちらに載ってないのは理解してる上で、その基準の中で今回小学校が3人ふえたことと中学校が3人減ったっていうふうに説明で書いてあるので、その背景というか、理由についてちょっと御答弁いただけるかなと思ったんですけども、再度そちらをお願いいたします。

それから、水泳指導員や少人数学習指導員、あとは先ほどの英語指導時間数など、各校でばらつきがある中で、英語のほうについては、公式というか、こういうクラスに比例してっていうことはわかったんですけども、また四中の水泳指導員、中学校で四中だけが指導員の方がいらっしゃいますけれども、こちらの理由も先ほどの答弁でわかりました。

一方で、小学校の水泳指導員や習熟度の程度に応じた少人数学習指導員については、各校からの要望に対応してるっていうことですが、そうすれば要望したほうがいっぱい来るとするか、要望しないと来ないっていうか、そこら辺が今回ことしは聞きませんでした、移動教室と同じで、各校の積極性によって、随分そういう差が出てしまうのかなっていうふうにも受け取れるような気がしたんですが、そのあたりはどういう、要するに全部の学校がいっぱい希望しちゃっても対応するのかなどうかとか、全体の一つのパイを何校で分けるのかみたいな、そういうことなのかなかっていうのを教えていただければと思います。

あと、市民大学の件なんですけれども、御説明は理解しましたが、聴講生について、要するに聴講生っていうものの定義が変わってるわけですよね。去年度の行政報告書の中とことしの聴講生の位置づけが変わっていきなりする中で、同じ文言でこういうふうにかかれまして、全く報告書の内容が把握できませんので、同じ文言ではなく注意書きを入れていただくのか何かしていただかないと、これはちょっとそごが生じるんじゃないかと思っておりますので、これは要望です。

学校給食のカロリー数については、弾力的にっていう御説明で、それは理解するんですけども、ここに国の基準っていうふうにかかれてると、そこまで達しなきゃいけないのかっていうふうに見ます。弾力性っていうのは、どこまでが許容範囲なのかっていうのが全くわかりませんし、820っていうところを大きく下回らなければっていうんですけども、820を上回ってる月っていうのは、2カ月か、それぐらいしかなくて、基本的には下回ってるっていう部分について、それは許容範囲だっていうことなんでしょうけれども、そこについて何か皆さんの中でこれでいいんだ、どこまでならいいんだとかっていうのがありながらのメニューの献立をつくっているのかどうかっていうのがちょっと見えないんですけども、そこら辺についてももう一度御説明ください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書487ページの教職員の数にかかわることについてですが、小学校においては、プラス3名、26から27年度にかけて変わっております。その3名のことにつきましては、先ほど学級数との関係というようなことがございましたが、学級数は1増、1つふえておりますので、教員は単純に1名ふえます。また、栄養教諭を配置したことで1名ふえます。さらに、26年度において、九小の教員のほうで5月1日現在病休中でありまして、講師対応で教員数にはカウントされていないというようなことで、27年度は1名多く見えるというようなことで、プラス3名というような計算になります。

中学校のほうのマイナス3名については、全部で5学級減ったというふうになってますので、単純に5人減ります。しかしながら、五中の通常学級におきまして、26年度、育休の教員の分を講師で対応していたので、27年度と26年度の学級数は、そのところでは五中は変わらないんですけども、教員数は27年度1名増、また一中の特別支援学級が4学級から3学級になって、1学級減ったんですけども、そこが教員の配置基準で、1学級減ったことによって、教員が2名全体では減るというようなことが基準にあったために、さらに1名減、さらに特別支援学級で知的固定も情緒固定もそれぞれ生徒数に応じて教員数は変わりますが、26年度は知的固定、情緒固定、生徒数が2名ずつしかいなかったところ、27年度は3名とそれぞれ7名というふうにかふえたため、学級数は変わらないけれども、教員数がそれぞれ1名ずつ、合計2名ふえたというようなことで、その理

由でマイナス5ではなくて、マイナス3名の教員というふうに非常に複雑な状況になってございます。

それから続きまして、行政報告書490、491の習熟度の少人数学習指導員や水泳指導補助員のことにつきましてですが、まず要望なんですけども、学校のほうから要望が上がってきますが、基準については、少人数の学習指導員については、小学校は3・4年生、中学校は1・2年生を対象学年で、1学級当たり、打ち合わせ時間を含めまして、小学校は175時間、中学校は140時間以内というふうに基準を設けております。活用方法の違いというふうに申しましたが、少人数学習を行う場合、クラスを少人数に分けて行ったりとか、または学年で2学級を3展開にしようとかっていう、活用方法が各学校によって違う場合がございます。また、教科も中学校では英語というようなところもございますので、少しばらつきが出ているというようなところがございます。

水泳指導補助員につきましては、小学校で1校200時間、中学校では1校15時間というものを基準としておりまして、その範囲内というふうなことで、各学校に配当しておるところでございます。

以上でございます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 行政報告書620ページ、栄養摂取量について再質問いただきました。こちらの栄養摂取量はどこまでが許容範囲なのかということなんですけども、もともと栄養摂取基準のほう、全国平均ということで国のほうでは言っております。こちらにつきまして、他市状況を見ますと、26市の中で一番低いところは、平成27年度で770キロカロリー、そんな形になっております。その他を見てみますと、多摩地区では17市が820キロカロリーに達していないというのが現状でございます。そうはいいまして、子供たちの栄養摂取ですので、子供たちが給食時間で必要な栄養を補給して、完食できるという量を単純にふやすということではなくて、そういったことを考えながら、今後メニューを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 一つは、行政報告書の499ページの外国人指導助手のところですけども、先ほど業者に委託してるっていうことで、雇用形態や待遇は答弁になかったんですけども、これは東大和の話ではないですけど、大量解雇で労使紛争になったりっていう事例も過去にありますので、市としても一定の法令に基づいてきちとした待遇がされてるのかどうかというあたりはつかんでおく必要があると思うんですが、そこら辺についての見解を伺います。

それから、この方々はどういう資格を持っているのかも伺います。

それで、いずれにしても指導助手ですので、学校の教員が教室にいて、その指導のもとに授業を一緒に行うという形だと思いますが、そこら辺の連携についても伺います。

それから、決算書の247ページで就学援助費の問題は、資料をいただきました。それで、これについては、今回基準を引き上げたということは大変重要だというふうに思いますけれども、26年度は収入の1.3倍というふうになってますが、たしか1.45倍に引き上げられたということで大事だと思います。ここに書かれてるように所得を基準にして何倍っていうところと収入を基準にして何倍っていうところもありますし、下のところを見ると、算定基礎とする項目が市によって一部異なるっていうこともあるので、単純に比較できないわけですけども、全体1.4から1.8ということになっています。こういう点でいうと、さらに引き上げる必要があるんじゃないかと思っておりますけども、この点についての御認識を伺います。

それから、決算書270ページの体育施設費ですけども、市内に東京都の野球場やテニスコートなどありますが、市民の優先利用のあり方、どのようになっているのか、現状を伺います。

それから、同じく決算書270ページのところで、体育施設費ですが、桜が丘市民広場の防球ネットですけども

も、一部低いところがあって、球が出てしまったということを聞いています。平成27年度、そこら辺でそういうことがあったのか、それからそのことに伴う事故などがあったのか、それから市としてこの問題をどう捉えて、どう対応していくのかについて伺います。私は防球ネットをちゃんと全体を引き上げて、低いところは高いところに合わせて整備する必要があると思ってるわけですが、そこら辺についてもあわせて伺います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書499ページ、外国人英語指導助手のことについてでございます。先ほどもお話をさせていただきましたが、この小中学校の英語指導助手につきましては、委託をしております。仕様書がございます。その仕様書に従って、各学校と連携しながら進めていただいております。こちらの業務内容とか、講師の条件等も書いてございますが、どういう資格があるかというようなところにつきましては、講師においては、勤務態度とか、勤務実績とかっていうことが良好であるとか、児童・生徒のコミュニケーションが円滑に行えるとか、または十分な指導力、専門性があるということ、十分な教員と打ち合わせをして、積極的な提案とか、助言が行えるとかっていうようなことが勤務条件の中に書かれております。

以上でございます。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 決算書の247ページ、251ページ、就学援助費制度についてでございます。資料にありますように、認定倍率は低位でございますが、当市ではこれまでも審査基準となります算定項目の中に教育扶助の基準額以外にも幾つか項目を盛り込むなどしまして、認定基準が緩やかになるように、他市と比べても配慮してきていると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○**社会教育課長（村上敏彰君）** 決算書270ページ、体育施設運営費の中で東京都のテニスコート、野球場の件でございます。都立東大和南公園内の野球場とテニスコートにつきましては、東京都のほうで地元優先枠を一定程度確保しております。手続的には、前年の9月に来年度の利用について東京都の西部公園緑地事務所のほうに申請して、場所の確保をお願いしています。優先枠で確保できる数につきましては、直接把握してはございませんが、野球場につきましては、ほぼ枠を使い切っておるということと、テニスコートにつきましては、枠内でおさまってるっていうふうには伺ってございます。

次の同じく体育施設運営費の中の桜が丘市民広場の防球ネットの件でございますが、桜が丘市民広場の東側部分につきましては、給食センターの設置に際し、従前使っておりました防球ネットを利用して、高さ的には7メートルを確保いたしました。桜街道に面した北側部分につきましては、8メートルの高さを基本としておりますが、西側から北側半分ぐらいにつきましては、12メートルにかさ上げをしております。昨年、サッカーの利用の際にボールが北側のネットを越えて、車と接触したというお話は伺いましたが、その際は利用団体に対応をお願いいたしました。防球ネットにつきましては、十分な高さを確保していると認識しておりますが、今後も引き続き利用団体には注意を促してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○**委員（尾崎利一君）** 行政報告書499ページの外国人の指導助手についてですけれども、当然教室の中に教員がいなくて、この方だけで授業をやるっていうことは想定できないと思うんですね。そこをまず一つ確認したい。

それから、かといって、教員の指揮管理の系統に服して授業をやるということになると、偽装請負にもなりかねないということで、私はこれは偽装請負に当たるので、余り好ましくないと思っておりますが、いずれにしても教育委員会としても、学校現場でもきちっとした認識のものと対応が必要だと思っておりますけれども、そこ

についての見解を伺います。

それから、決算書270ページの桜が丘市民広場の防球ネットについてですけれども、給食センターができて、広場そのものが狭くなったっていうことも、私はそういうボールが出てしまうことの要因にもなっているのではないかというふうに考えますので、市としてもやはりこれは誠実な対応をしていただきたいと思います。これは要望にします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書499ページの英語指導のことについてでございますけれども、まずは授業については、担任のほう、英語担当の教員と一緒に入って授業を行っております。

また、学校のほうが業者を通じて、連携っていうことについては行っておりますので、いつも学校のほうがこうしろ、ああしろということで指示を出して、授業を組み立ててるというわけではございません。いずれにしても、学校のほうが業者を通して、授業を展開するというような形をとっております。

以上でございます。

○**委員（木戸岡秀彦君）** 4点ほど質問させていただきます。

行政報告書485ページの児童・生徒指導事業についてですけれども、成果についてですけれども、子供の支援の回数ですけれども、二小が149回と突出をしていますけれども、この要因を教えてくださいと思います。

また、逆に七小が回数がゼロということで、これは喜ばしいと思いますけれども、改善に向けた取り組みがあったのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、行政報告書509ページの就学援助事業ですけれども、この成果について、特に第五小学校の準要保護児童数の援助が113名と他校に比べて極端に多くなっておりますけれども、原因は把握しておりますでしょうか。

また、それに伴って517ページの就学援助事業の三中の準要保護生徒の児童数が他校に比べて106名と多いですけれども、これに関して原因は把握しておりますでしょうか。

以上です。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 行政報告485ページの児童・生徒指導事業費でございますが、こちらの支援員の派遣人数につきましては、二小が多く七小が少ないということですが、各学校校内委員会という中で、校内で対応できる場合には、まずそちらで対応しながら、必要に応じて、一斉指導が何とかできるような、そういうものを、子供支援員をこちらから派遣することによって、その気づき等を伝えるというものですので、こちらは二小がその分、校内委員会を活発にできてるということだと思います。かといって、七小がゼロ名ということですが、これは七小には拠点校ということで、通級指導学級も以前からありますので、校内で学級規模的なものも含めて、一生懸命対応ができてるといように認識をしております。

また次に、行政報告の509ページ、また517ページの就学援助費の人数の要因ということですが、こちらにつきましては学級規模ですとか、また地域性等、そういったものがあると思います。申請もきちんと周知啓発をする中で今のところ出ていると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** 行政報告書の493ページ、教育指導管理事務事業の中の10番目の学習支援員の配置状況や経費やその効果などについてお伺いします。

それから、行政報告書509ページ、517ページ、就学援助事業なんですが、申請があっても、支給をされなか

った御家庭などに対してのその通知などはどのようにされているのか、これを受けられると思って申請したのに、受けられない理由がわからないというような声私のほうに入りまして、家庭の事情などでデリケートな問題ですけれども、その非該当になった通知というのはどのようにされてるかお伺いします。

それから、行政報告書544ページ、放課後子ども教室推進事業ですけれども、3款の民生費のところでも青少年課のことでお伺いした内容と趣旨は一緒なんです、放課後子ども教室に関しては、たくさんのボランティアさんやコーディネーターの方がいらっしゃると思いますけれども、その方々がどれくらいいるのか、人数を教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書493ページの学習支援員のことについてでございます。配置状況につきましては、平成27年度においては、各学校に1名以上、この1名以上と申しますのは、配当時間の中で個人の勤務できる可能な時間っていうのもございますので、その時間の中で複数人数配置をするというような学校もございまして、複数配置している学校もございます。しかしながら、全て1日5時間、週5日、30週で750時間という限度の中で配置をするというようなことになってございます。

成果っていうんでしょうか、効果については、各学級の担任と一緒にその学級の中に入りまして、学習環境を整えるというようなことで、個別に対応していくこともございますし、全体を見ながら担任の補助をしていくということで、担任の先生が授業を効果的に進めることができるということで、学校のほうからも非常にありがたいというようなことで声を聞いてございます。

以上でございます。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 行政報告509ページ、517ページの就学援助費制度、受け付けと非認定通知についてでございますが、まず受け付けの際に申請書の裏におおよその家族ごとの基準額をお示ししてありますが、これはあくまでも目安であって、計算しないと結果はわかりませんというところを窓口でまず説明させていただいております。審査の結果、非認定になった方につきましては、非認定通知ということで送らせていただきまして、その後、お電話で何か問い合わせ等あった場合には、丁寧にその基準の説明ですとか、また一度ここで非認定になっても、世帯状況、あるいは所得の状況が変わったときには申請していただくことで認定になることもあるというところの説明をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○**青少年課長（中村 修君）** 行政報告書544ページ、放課後子ども教室のスタッフのことで御質問いただきました。スタッフにつきましては、1日大体6名から11名の方が各学校でスタッフとして働いておりますので、約90名の方が登録されている状況となっております。

以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** ありがとうございます。1点、行政報告書493ページの学習支援員のことなんですが、各校でどのクラスに入るかというのは、学校での裁量になってるのかということと、それから学習支援員という制度は、東大和独自のもので、市の予算でやっているのかということをお聞かせください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書493ページ、学習支援員のことについてでございますが、その配置につきましては、各校長の裁量によって、そのクラスにというようなことで入っております。また、こちらについては、市独自で行っている事業でございまして、予算についても市の予算でということになってございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 行政報告書494ページ、子どもの体力向上推進事業なんですけど、こちら開催し、走ることへの意欲向上につなげたというふうを書いてあるんですけども、目標がどの程度にして、現状どのぐらい向上したのかということがわかるようでしたら教えてください。

同じように505ページの学力・授業力向上推進事業についても、学力ステップアップ推進地域指定事業だったり、理数授業特別プログラム事業だったり、この点について、目標と現状と効果を教えてください。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 行政報告書494ページ、子どもの体力向上推進事業、そして505ページの学力・授業力向上推進事業にかかわる御質問をいただきました。具体的な目標の数値というものは幾つというような設定はございませんけれども、どちらも特に体力につきましては、全国平均をできるだけ上回るように、そして学力につきましては都の平均正答率になるべく近づけていこうと、そのようなところで目標を持って取り組んでるところでございます。ただ、学校によりまして、差がありますので、学校によりましては、各学校ごとにそれぞれ目標数値を持ちながら取り組みを進めてるところでございます。体力向上推進事業につきましては、特に子供たちはアスリートの方と接して、大変運動することに興味を持ったというところでは効果のあった事業かというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 体力についても、学力についても教育ですから、やはり目標値がないといけないのかなと思いますし、今回回答いただいた部分に関しては、学力・授業力向上の部分に関してですけれども、そういった効果があったのであれば、行政報告のほうにもちゃんと書いてほしいなというふうに思っております。今後先ほど言われたように都のだったり、国のだったり、そういったところを目標にするのも一つですけど、近ければ、もちろん目標、それを超えてってということでもいいですが、学力が余りにも低いだったり、また体力が低いだったりすれば、そこの国だったり、都のほうの標準値まで持ち上げるのも大変だったりすると思いますので、必ず現状を把握して、目標を持って、そして成果をとというものを一緒に行政報告のほうに今後は書いていただきたいということを要望します。

○委員（荒幡伸一君） 1点お伺いをいたします。行政報告書607ページ、体育施設運営事業の体育施設の内容ですけれども、まず東大和市 Rond みんなのプールですけれども、8月31日で終了いたしました。長いシーズンオフに入ったわけですけれども、シーズンオフの使用方法について検討されてるのかどうかお尋ねいたします。

また、もう1点、上仲原公園運動場のテニスコートですけれども、車椅子で利用する場合、直接コートにおりれないというようなことで話を聞いております。こちらのバリアフリー化についても検討は進んでるのかどうかお尋ねをいたします。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書607ページの体育施設運営費につきまして、Rond みんなのプールの体育館のシーズンオフの活用についてでございますが、これは議員さんのほうからも一般質問等で利用についても御質問を受けておりますので、内部ではRondのほうと検討はしてるところでございます。

また、上仲原公園のテニスコートにつきましては、昨年度、可動式ではあるんですけど、スロープを製作させていただきました。ですので、管理人棟のところに移動式のスロープを用意しておりますので、そちらを御利用いただければと考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 行政報告書の479ページ、校務ネットワーク管理・運営事業です。先ほども他の委員から質問があって、成果を聞きましたけれども、この執行状況及び成果の中では、教員が児童・生徒と向き合え



る時間を確保して、主目的が時間を確保しということなので、ある程度数値目標があると思うんです。その数値目標の時間数であるところのどれだけ効果があったのかっていうのは、何時間削減したっていうところが一番の指標であると思うんですけれども、そのあたりはどうなってますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 行政報告479ページの校務ネットワーク管理・運営事業費ですが、具体的な時間目標の設定は現在しておりません。少しでも時間ができるような、そういうマニュアルですとか、そういったものの整備をしながら、学校支援のほうをしまいいたいと考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） それだと、先ほど他の委員も言っていましたけれども、成果、目標が何もなければ、2,800万円の予算を投入して、ただ言い方はあれですけど、情緒的に節約になりましたっていうのでは、判断のしようがないわけですよ。また、次年度に違うような予算が来たときに、我々が判断するときに、これを行ったおかげで何時間削減したから、この分の人件費が低くなったから、この費用対効果はあるよね、それだから予算を執行するかどうかっていうことを判断するわけですよ。

だから、行政報告書全般に言えるんですけれども、そういうのが非常に今回足りてない。だから、たくさんいろんなところから質問が来ると思うんですよ。そういうところをきっちりとしなければ、我々は行政報告書を見ても判断しようがないですよ。ですから、これを導入する場合には、これだけの時間数がかかっていた。それで、この新しい校務ネットワークをすることによって、何時間削減できて、こういう数値がこういうふうになりますよっていうことを行政報告書で示してもらわなければならないと思いますが、いかがですか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 行政報告書の479ページの校務ネットワーク・システムの関係でございますけれども、先ほど課長からも話がありました、教育の現場、御承知のとおり大変な多忙感が問題となっております。そのため、具体的には、例えばパソコン一つとっても、あくのを待つとか、ほかの方が使っているときに、使いたいときに使えないとかいう問題もありました。

今教育の一つの課題としては、学力の向上ということもありまして、その一つとしては、やはり教員自身の時間を何とかいろんな手法で生み出していきたくて、その中で地域といいますか、26市を見ても、校務ネットワークのシステムを整備していることによって、今回も校務用のパソコンが400台整備されましたので、一つは、教員がパソコンを使いたいときにあくのを待ってるっていう状況は解消されて、より時間の使い方っていうのも変わってきた、また変えていけるんだと思っております。それによって、児童・生徒と向き合える時間を生み出していく、その一つの手段というふうに考えておまして、そういう中で何時間削減されたのかっていうのは今御質疑がありましたが、お答えできるものは持っておりませんが、総体的に時間が生み出せる一つの手段を整備したという認識でおります。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 教育費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、教育費の質疑を終了いたします。

引き続き、第11款公債費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 公債費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、公債費の質疑を終了いたします。

引き続き、第12款諸支出金の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 諸支出金の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、諸支出金の質疑を終了いたします。

引き続き、第13款予備費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 予備費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、予備費の質疑を終了いたします。

以上で一般会計歳入歳出決算の質疑は全て終了いたしました。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○委員長（佐竹康彦君） 第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 関田賢治君 登壇〕

○会計管理者（関田賢治君） 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、歳入であります。

決算書の292ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、収入済額19億236万225円で、前年度に比べ1億1,558万7,256円、5.7%の減となっており、歳入全体に占める割合は17.1%であります。収納率は78.6%で、前年度に比べ1.6ポイントの増であります。不納欠損額は7,043万9,595円で、1万1,988件分であります。収入未済額は4億4,626万3,080円で、前年度に比べ7,794万6,120円の減となっております。

1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は、収入済額11億8,585万343円で、前年度に比べ3,881万1,236円の減であります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分は、収入済額3億4,525万7,740円で、前年度に比べ1,218万1,021円

の減であります。

3節介護納付金分現年課税分は、収入済額1億4,682万1,649円で、前年度に比べ264万5,562円の減であります。

4節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額9,243万9,294円で、前年度に比べ1,408万9,673円の減であります。

5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は、収入済額2,561万7,410円で、前年度に比べ244万1,972円の減であります。

6節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額1,654万686円で、前年度に比べ284万7,577円の減であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は、収入済額5,414万9,565円で、前年度に比べ2,697万8,141円の減であります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分は、収入済額1,544万4,403円で、前年度に比べ795万1,321円の減であります。

3節介護納付金分現年課税分は、収入済額1,700万7,920円で、前年度に比べ837万778円の減であります。

4節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額207万6,099円で、前年度に比べ52万6,750円の増であります。

5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は、収入済額53万2,740円で、前年度に比べ9万9,206円の増であります。

6節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額62万2,376円で、前年度に比べ10万4,069円の増であります。

296ページをお開きください。

3款国庫支出金は、収入済額20億7,304万6,342円で、前年度に比べ1億8,051万847円、9.5%の増となっており、歳入に占める割合は18.7%であります。

1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分は、収入済額16億9,228万6,157円で、前年度に比べ6,131万147円の増であります。これは一般被保険者の療養給付費等が増になったことによるものであります。

2目高額医療費共同事業負担金、1節現年度分は、収入済額5,309万185円で、前年度に比べ64万3,300円の減であります。

3目特定健康診査等負担金、1節現年度分は、収入済額1,947万3,000円で、前年度に比べ40万9,000円の減であります。

2節過年度分は、収入済額104万円で、前年度に比べ55万1,000円の増であります。これは平成26年度特定健康診査等負担金の精算による追加交付であります。

2項国庫補助金、1目1節調整交付金は、収入済額3億715万7,000円で、前年度に比べ1億1,970万2,000円の増であります。これは普通調整交付金が増になったことによるものであります。

298ページをお開きください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額2億2,925万5,000円で、前年度に比べ1億2,864万1,329円、35.9%の減であります。

1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分は、収入済額2億2,925万5,000円で、前年度に比べ1億2,437万8,000円の減であります。これは退職被保険者等の療養給付費等が減になったことによるものであります。

300 ページをお開きください。

5 款前期高齢者交付金は、収入済額 24 億 2,649 万 7,746 円で、前年度に比べ 2,436 万 8,523 円、1.0%の増であります。これは被用者保険と市町村国保の 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の医療費負担の公平と医療保険制度の安定を確保するための財源調整制度で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。当該年度の概算額と平成 25 年度の交付額の確定に伴う精算により交付されたものであります。

302 ページをお開きください。

6 款都支出金は、収入済額 6 億 6,118 万 4,298 円で、前年度に比べ 6,313 万 7,919 円、10.6%の増であります。

1 項都負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分は、収入済額 5,309 万 185 円で、前年度に比べ 64 万 3,300 円の減であります。

2 目特定健康診査等負担金、1 節現年度分は、収入済額 1,988 万 2,000 円で、前年度と同額であります。

2 節過年度分は、収入済額 104 万円で、前年度に比べ 55 万 1,000 円の増であります。これは平成 26 年度特定健康診査等負担金の精算による追加交付であります。

2 項 1 目 1 節都補助金は、収入済額 6,447 万 7,113 円で、前年度に比べ 3,582 万 6,219 円の増であります。

2 目調整交付金、1 節現年度分は、収入済額 5 億 2,269 万 5,000 円で、前年度に比べ 2,740 万 4,000 円の増であります。

304 ページをお開きください。

7 款共同事業交付金は、収入済額 23 億 4,789 万 4,154 円で、前年度に比べ 14 億 4,652 万 3,501 円、160.5%の増であります。これは保険財政共同安定化事業における制度改正により、対象医療費が拡大し、増になったことによるものであります。

1 項共同事業交付金、1 目 1 節高額医療費共同事業交付金は、収入済額 2 億 4,821 万 2,842 円で、前年度に比べ 6,014 万 1,459 円の増であります。

2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額 20 億 9,968 万 1,312 円で、前年度に比べ 13 億 8,638 万 2,042 円の増であります。

306 ページをお開きください。

8 款繰入金は、収入済額 13 億 3,498 万 7,956 円で、前年度に比べ 1 億 7,462 万 960 円、15.0%の増であります。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分）は、収入済額 1 億 7,987 万 4,664 円で、前年度に比べ 420 万 2,314 円、2.4%の増であります。これは低所得者に対する保険税軽減相当額を東京都が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担し、一般会計から繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）は、収入済額 1 億 1,928 万 9,292 円で、前年度に比べ 7,034 万 7,646 円、143.7%の増であります。これは国保会計を支援するため保険税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を国が 2 分の 1、東京都と市が 4 分の 1 ずつ負担し、一般会計から繰り入れるものであります。今年度より保険者支援制度の拡充が行われ、増になったことによるものであります。

3 節職員給与費等繰入金は、収入済額 1 億 6,915 万 5,000 円で、前年度に比べ 594 万 8,000 円、3.6%の増であります。これは職員人件費、委託料、役員費等の経費に対し、一般会計から繰り入れるものであります。

4 節出産育児一時金等繰入金は、収入済額 3,920 万円で、前年度に比べ 280 万円、6.7%の減であります。

これは42万円の出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れるものであります。

5節その他の繰入金、収入済額8億2,746万9,000円で、前年度に比べ9,692万3,000円、13.3%の増であります。これは国保会計の財源不足を補填するため一般会計から繰り入れるものであります。

308ページをお開きください。

9款繰越金、1項1目1節繰越金は、収入済額9,084万3,943円、87.3%の増であります。これは平成26年度決算による歳計剰余金であります。

310ページをお開きください。

10款諸収入は、収入済額4,703万9,181円で、前年度に比べ59万9,619円、1.3%の減であります。

1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金は、収入済額3,873万4,401円で、前年度に比べ145万7,850円の減であります。

2項雑入、1目1節一般被保険者第三者納付金は、収入済額396万6,824円で、前年度に比べ170万2,899円の増であります。

3目1節一般被保険者返納金は、収入済額118万2,818円で、前年度に比べ108万7,898円の減であります。

4目1節退職被保険者返納金は、収入済額73万8,878円で、皆増であります。

5目1節雑入は、収入済額241万6,260円で、前年度に比べ49万5,648円の減であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額111億1,310万8,845円、前年度に比べ16億8,667万8,703円、17.9%の増であります。

引き続き、歳出について御説明いたします。

312ページをお開きください。

1款総務費は、支出済額1億1,443万5,607円で、執行率は90.0%であります。

1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額9,944万5,379円で、10名分の職員人件費、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、レセプト点検等業務委託料等であります。

2目運営協議会費は、支出済額40万9,384円で、国民健康保険運営協議会委員の報酬等であります。

3目連合会負担金は、支出済額147万2,246円で、東京都国民健康保険団体連合会に対する負担金であります。

314ページをお開きください。

2項1目徴税費は、支出済額1,310万8,598円で、収納推進員2名分の報酬及び国民健康保険税の賦課に係る郵送料等であります。

316ページをお開きください。

2款保険給付費は、支出済額64億2,075万6,952円で、執行率は98.9%であります。国民健康保険の被保険者数の状況は、年間平均2万3,528人で、前年度に比べ4.3%の減であります。一般被保険者数は2万2,712人で、前年度に比べ3.2%の減、退職被保険者等は816人で、前年度に比べ28.1%の減であります。

1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、支出済額53億3,619万1,521円で、執行率は99.5%であります。

2目退職被保険者等療養給付費は、支出済額1億9,839万2,059円で、執行率は99.6%であります。

3目一般被保険者療養費は、支出済額7,499万3,755円で、執行率は98.7%であります。

4目退職被保険者等療養費は、支出済額281万4,289円で、執行率は70.2%であります。

5目審査・支払手数料は、支出済額2,360万8,946円で、執行率は96.4%であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、支出済額6億9,739万9,208円で、執行率は98.2%であります。

2目退職被保険者等高額療養費は、支出済額2,840万7,275円で、執行率は77.8%であります。

318ページをお開きください。

3目一般被保険者高額介護合算療養費は、支出済額35万1,163円で、執行率は35.1%であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、支出済額4,622万160円で、執行率は78.6%であります。

5項1目葬祭費は、支出済額555万円で、執行率は74.0%であります。

320ページをお開きください。

6項1目結核・精神医療給付金は、支出済額682万8,576円で、執行率は88.1%であります。

322ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額13億1,429万7,237円であります。

1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は、支出済額13億1,421万672円であります。これは後期高齢者医療制度に対し、社会保険を含む各医療保険者が75歳未満の加入者数に応じて負担するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額8万6,565円で、執行率は94.1%であります。

324ページをお開きください。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額90万7,884円で、執行率は99.7%であります。

1項1目前期高齢者納付金等は、支出済額81万8,846円であります。これは前期高齢者の財政調整のために負担するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額8万9,038円で、執行率は96.8%であります。

326ページをお開きください。

5款1項老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金は、支出済額4万3,631円で、執行率は99.2%であります。

328ページをお開きください。

6款1項1目介護納付金は、支出済額5億1,135万9,062円であります。これは介護保険第2号被保険者にかかわる納付金であります。

330ページをお開きください。

7款共同事業拠出金は、支出済額23億8,742万29円で、執行率は98.4%であります。これは歳入同様、保険財政共同安定化事業において、制度改革により対象事業費が拡大し、増になったことによるものであります。

1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金は、支出済額2億1,730万4,741円で、執行率は99.4%であります。これは80万円を超える高額な医療費による不安定な財政運営を緩和するための高額医療費共同事業に対する拠出金であります。

2目その他共同事業拠出金は、支出済額1,859円で、執行率は18.6%であります。

3目保険財政共同安定化事業拠出金は、支出済額21億7,011万3,429円で、執行率は98.4%であります。これは区市町村保険者間の財政安定化を図るための保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

332ページをお開きください。

8款保健事業費は、支出済額1億3,823万632円で、執行率は78.8%であります。

1項1目特定健康診査等事業費は、支出済額1億1,410万3,652円で、執行率は78.8%であります。これは特定健康診査、特定保健指導を実施するための経費であります。

2項保健事業費、1目保健衛生諸費は、支出済額2,412万6,980円で、執行率は79.3%であります。これは人間ドック等受診料の一部助成及び糖尿病等重症化予防やジェネリック医薬品利用差額通知等の保健事業にかかわる経費等であります。

336ページをお開きください。

10款諸支出金は、支出済額1億1,225万9,050円で、執行率は96.7%であります。

1項償還金及び還付加算金、1目償還金・利子及び還付金は、支出済額8,350万6,968円で、執行率は95.6%であります。これは過年度に過大に交付された療養給付費等負担金等の返還金、被保険者資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金等であります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、支出済額2,875万2,082円であります。これは職員給与費等繰入金及び出産育児一時金等繰入金の精算により、一般会計へ繰り出したものであります。

338ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額111億6,690万6,000円、支出済額109億9,971万84円で、執行率は98.5%であります。

340ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額111億1,310万8,845円、歳出総額109億9,971万84円で、歳入歳出差引額は1億1,339万8,761円であります。また、実質収支も1億1,339万8,761円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

[会計管理者 関田賢治君 降壇]

○委員長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

---

午後 4時 2分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（中間建二君） 2点伺います。

行政報告書の657ページ、特定健康診査等事業でありますけれども、前々回の国保税改定以降、特定健診の受診率の向上で医療費の抑制をしっかりと図っていくということで取り組んでいただいております。前年度と比較しますと、特定健診の受診率はほぼ横ばい、保健指導のほうは若干減少してるかというふうに見受けられますが、受診率の向上にどのような取り組みをなされてきたのかお尋ねしたいと思います。

もう1点、659ページの保健衛生諸事業の中で、やはり市の医療費抑制の取り組みとしてのレセプトデータを活用した医療費分析等を行った糖尿病等重症化予防プログラム、またジェネリック医薬品の利用促進通知等、継続して行っていただいておりますけれども、27年度についてはどの程度医療費の抑制効果が見込めるような実

績を上げられたのか、この2つについてお尋ねしたいと思います。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 行政報告書657ページ、特定健康診査等事業につきましてでございます。特定健康診査につきましては、受診率のほうがほぼ横ばいということで、なかなか上がってきていない状況ではございます。このことから、平成27年度から受診される方の利便性の向上を図るということで、小平市、武蔵村山市との特定健診の乗り入れを開始いたしました。小平市の受診機関に東大和から行かれた方、こちらが91名、1.1%の方、武蔵村山市の医療機関に行かれて受診された方が133名ということになってございます。こちらについては、なかなかこの数字がもう少し伸びるのか、どうなのかというところで、まだ開始初年度ということもございまして、どういうふうに評価していくかというところは、もう少しお時間をいただければと考えてございます。この金銭的な効果でございますが、平成27年度につきましては、医療費全体のうち2,531万円、保険者負担分7割分として換算しまして、国保会計といたしましては1,771万円程度効果があったというふうに認識してございます。

続きまして、行政報告書659ページ、保健衛生諸事業につきましてでございます。糖尿病等重症化予防プログラムにつきましては、平成25年度から開始いたしまして、レセプトデータの分析により、平成27年度におきましては111名の方に案内書を送付させていただいております。この中でプログラムにお申し込みいただいた方が15名、最終的にプログラム終了に至った方が12名でございました。また、25年度、26年度におきまして、このプログラムに御参加いただきました方のうち、25名の方には保健師による電話での現状確認、終了後のフォローを行いました。こちらの医療費への効果額はおよそ4,500万円程度あったというふうに認識してございます。

続きまして、ジェネリック医薬品の通知、こちらにつきましてですが、こちらにつきましては平成27年度よりこれまでの年10回から年12回に通知のほうをふやしてございます。こちらの金銭的な効果でございますが、平成27年度におきましては、医療費全体のうち年間で6,456万円、保険者負担分7割と換算いたしまして4,519万円との認識でございます。ジェネリック医薬品の利用につきましては、被保険者の方の自己負担の軽減や医療費の適正化に資するものというふうに考えてございます。今後につきましても、ジェネリック医薬品への利用の啓発を行い、さらなる利用促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**委員（中間建二君）** 特定健診の受診率の向上の取り組みでありますけれども、さまざま御努力いただいている中で、なかなかもう少し伸びていかないかなという期待もあるわけではございますが、例えばさまざまな自治体で特定健診、自己負担も一定金額求めている中で、東大和市は全額無料で受診できるということで、このあたりのメリットというか、本来的に例えば全て自己負担でした場合には数千円、また数万円かかるようなものが無料でできると、その金銭的なメリットですとか、また特定保健指導、また糖尿病重症化予防プログラムもそうですけれども、対象者、こちらとして本来的にはこの保健指導を受けていただきたい、積極的な取り組みをお願いしたいという方に対して、なかなかここも対象者が明確になりながら、そこまでとり着かない、これはどうしても御本人の意思、意向もあるかと思っておりますけれども、ここをもう一步全体的な本人の健康管理ももちろんですけども、保険者としては、医療費の抑制につなげていく、もう一步取り組みが必要ではないかと考えておりますが、このあたりについてどのような認識を持っていらっしゃるかお尋ねいたします。

○**市民部長（関田新一君）** 全体的な医療費への取り組みというふうに理解をさせていただきますが、確かに継続受診ということが健康管理、このためには必要だというふうに考えてございますので、周知をさらに徹底し



て図るということと、未受診者への受診の勧奨でしょうか、これが先ほども数字を御報告させていただきましただけども、重症化予防プログラムであれば111名の方に案内状を送付して、最終的には12名の方のプログラム終了ということですので、1割程度ということに終わってございますので、周知徹底を図るとともに、他自治体での取り組みも引き続き検討いたしまして、受診率の向上に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 決算書の292ページの国保税のところ、所得階層別国保加入世帯数の資料をいただいています。これ見ますと、所得100万円以下が全体の61.4%、150万円以下が73.1%、200万円以下が81.3%ということになっています。そういう点からいって、現在の国保税、大変過大な負担になってるんじゃないかっていうふうに考えますが、その点の認識を伺います。

それから、同じく決算書292ページの国保税のところ、これも25年度の値上げ案作成時の国保会計の見込みと決算額の比較という資料をいただきました。上下で出ていますけれども、この資料によると、3年間で黒字が歳入から歳出を差し引いて、当初の見込みと比べて2億5,200万円出たということになってます。よく見てみると、保険給付費の予測が7億6,200万円過大だったということが最大の理由になってるように見受けられます。それから、前回、値上げ以降の3年間の一般会計からの赤字繰入額が、各年度の決算と9月補正予算を踏まえると、値上げ時の予定額21億300万円を5,500万円ほど下回るという状況です。27年度については、先ほど御説明ありましたように、保険料軽減のために使うべきというふうに国が言っている保険者支援分の増額分7,000万円、これも使われなかったと。値下げのために使われてないという状況を見ると、27年度、28年度以降の2年間で1億4,000万円の財源不足の予想を理由としての値上げは必要なかったということになるんじゃないかと思いますが、見解を伺います。

それから、同じく292ページの国保税で、これも資料をいただいています、（7）ですね、短期被保険者証発行対象数、交付数の推移ということで、5年間いただいています。直近でも164の方に保険証が交付されていないということになります。やはり滞納が理由になって、医療を受ける権利を損なうべきではないと思いますが、この点についての見解を伺います。

○市民部長（関田新一君） それでは、3点ほど御質疑をいただきました。私のほうから1点目の御質疑につきましてお答えをさせていただき、2点目、3点目につきましては課長のほうから御答弁をいただきたいというふうに思います。

決算書292ページ、国民健康保険税に関係してでございます。国保税の負担が大きいのではないかという御質疑でございます。国民健康保険につきましては、若年層が被用者保険へ移行することによりまして、減少いたしまして、被用者保険から逆に60歳以降で退職者が流入してくるという構造的な傾向、また構造的な要因がございます。被保険者世帯の所得階層におけます低所得の割合というのも高くなってきているということは認識しているところでございます。そのため、被保険者の方に御負担いただく負担につきましては、応益割の割合を低く抑えることで、所得の低い被保険者に配慮してきているところでございます。

また、平成28年度の改定におきましては、多子世帯の軽減策を導入いたしまして、子育て世帯にも配慮してきていると、配慮させていただいておるということでございます。こうしたことから、市民の方には一定の御理解をいただいているものだと、このように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○保険年金課長（越中 洋君） 決算書292ページ、国保税についての御質疑でございます。国民健康保険税につきましては、改定後、3カ年の決算資料に基づきまして、資料のほうを提出させていただきましたが、この資料と決算額との比較でございますが、改定資料におけます歳入歳出の3カ年の見込み額を289億200万円とお示しいたしました。対しまして、3カ年の決算額につきましては、歳入が299億8,200万円、歳出が297億3,000万円でございます。改定資料作成時におきましては、過去の推移などから、さまざまな観点から試算をしてお示したものでございますが、3カ年の決算といたしまして、これも想定以上でございましたが、被保険者数の減、さらには保険給付費、こちらの動向、さらには制度改革等、見通せない部分があったといったことが要因であるというふうに認識してございます。

また、その他繰入金が増加した要因でございますが、こちらにつきましては平成27年度におきまして保険給付費が増加したことに伴いまして、歳入における国からの普通調整交付金等が見込みよりも多くなったといったことが影響しているというふうに考えてございます。国や都からの交付金や補助金等を最大限に活用し、国保会計の適正な運営に努めるといったことが必要であるというふうに考えてございます。結果として、繰入金が減額となったものでございます。

また、制度が拡大されました保険者支援分につきましては、国民健康保険特別会計の中で全体的な保険税の軽減にも寄与するというふうに考えてございまして、保険給付費を含めました財源として活用させていただいたものでございます。

なお、平成28年度の保険税改定につきましては、これまでと同様にさまざまな観点から試算によって決定したものでございます。被保険者の方々が減少傾向である中におきまして、保険給付費は増加傾向であるといったこともございます。今後においても、厳しい財政状況であるというふうに考えてございます。これらのことを鑑みましても、28年度保険税改定につきましては必要であったという認識でございます。

続きまして、同じく決算書292ページ、短期証の交付につきましてでございます。短期の被保険者証につきましては、国保税未納者の方との接触の機会を十分に持つと。それで、その上で未納分の国保税につきまして納税相談していただくことで、適正に納税いただけるよう実施しているものでございます。

納税相談を行った後に、未納分の保険税を完納していただく方も多くいらっしゃいます。しかしながら、一方では、御来庁いただかず結果的に保険証をお渡しできない方が多くいるといったこともこちらは事実でございます。短期証の交付につきましては、未納分、国保税の納付を条件としているということではなく、納税相談を受けていただければ交付できるというふうに行っておりますので、このことから国保税の滞納を理由に医療の受診を妨げるといふふうには認識してございません。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 先ほど他の委員からも質疑があったんですけど、もう少し教えていただきたいんですが、一つは、659ページのレセプト点検の活用についてですけれども、糖尿病等重症化予防プログラムの効果額を伺ったんですが、透析にできるだけ移行しないようにということで行われている事業ですが、27年度、透析に移行された方がいらっしゃるかどうかということ伺いたいのが1点と、あとジェネリックの通知について、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、ジェネリックを使ってる人には通知はされなくて、使われてない方にされているんだと思うんですけど、そのうち通知をしたことで、何件ぐらいの人たちがジェネリックに移ってるのかわかるかということわかれば教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 行政報告書659ページ、保健衛生諸費についての御質疑でございます。糖尿病

等重症化予防プログラムに27年度御参加いただいた方、さらには平成25年度以降、御参加いただいた方につきましては、まだ1人も透析にはつながっていないという状況でございます。ですので、透析につながるということになりますと、1人当たり500万円程度の医療費がかかるというふうに思っておりますので、その分は抑制されたのかと思っております。

ジェネリック医薬品の件につきましては、こちらにつきましては今現在飲んでいる——使用している薬から分析した結果ということでございますので、ここに切りかえていただくことができれば、その分は全て影響額ということになるというふうに認識してございます。

ジェネリック通知のほうは8,062件、切りかえられた方がそのうち2,648名ということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○委員長（佐竹康彦君） 第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 関田賢治君 登壇〕

○会計管理者（関田賢治君） 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、歳入であります。

決算書の350ページをお開きください。

1款分担金及び負担金は、収入済額593万190円であります。

1項1目下水道事業受益者負担金、1節現年度分は、収入済額591万1,690円で516件分であります。

2節滞納繰越分の収入済額は1万8,500円で10件分であります。

352ページをお開きください。

2款使用料及び手数料は、収入済額10億7,172万2,754円であります。

1項使用料、1目下水道使用料、1節現年度分は、収入済額10億6,348万7,673円で、前年度と比べ805万8,583円、0.8%の増であります。収入未済額は581万1,555円で、3,645件分であります。

2節滞納繰越分の収入済額は782万81円で4,957件分であります。前年度と比べ83万7,652円、9.7%の減となっております。不納欠損額は20万6,492円で257件分であります。また、収入未済額は290万6,920円で1,659件分であります。

2項手数料、1目総務手数料、1節指定事業者等申請手数料は、収入済額41万5,000円であります。指定事業者新規指定申請手数料は12件分で12万円、指定事業者指定更新申請手数料は59件分で29万5,000円、責任技術者新規登録申請手数料が2件の収入済額はございません。

354ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業補助金、1節公共下水道事業費補助金は、収入済額812万2,000円で、第11排水区管渠布設工事及び雨水貯留槽等の設置補助による社会資本整備総合交付金であります。

356ページをお開きください。

4款都支出金、1項都負担金、1目下水道事業都負担金、1節公共下水道事業費負担金は、収入済額938万6,161円で、空堀川整備工事に伴う実施設計委託及び第9排水区管渠布設工事による公共下水道事業費負担金であります。

2項都補助金、1目下水道事業費都補助金、1節公共下水道事業費補助金は、収入済額40万円で、第11排水区管渠布設工事による公共下水道事業費補助金であります。

360ページをお開きください。

6款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金は、収入済額5億1,059万3,000円で、一般会計からの繰入金であります。前年度と比べ677万円、1.3%の減であります。

362ページをお開きください。

7款1項1目1節繰越金は、収入済額2,131万4,240円で、平成26年度決算における剰余金であります。

364ページをお開きください。

8款諸収入は、収入済額405万9,129円であります。

3項1目1節雑入は、収入済額155万8,504円で、東村山市、小平市及び武蔵村山市との下水道相互利用に関する暫定協定に基づく下水道使用受託収入等であります。

366ページをお開きください。

9款市債は、収入済額4億7,570万円であります。

1項市債、1目下水道債、1節公共下水道債は2,670万円、2節流域下水道債は4,080万円、3節資本費平準化債は4億820万円であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額21億722万7,474円であります。

引き続き、歳出につきまして御説明いたします。

368ページをお開きください。

1款総務費は、支出済額6億3,070万642円で、執行率は91.2%であります。

1項1目総務管理費は、支出済額1億810万6,215円で、下水道事業を運営するための庶務的な経費並びに消費税、地方消費税の支払い及び人件費、職員4人分であります。

19節負担金補助及び交付金のうち28万6,000円は、平成24年度から引き続き事業として取り組みました雨水貯留槽設置補助15件分であります。

2項1目維持管理費は、支出済額5億2,259万4,427円で、下水道維持管理に要する経費及び東京都水道局への下水道使用料徴収事務委託並びに流域下水道維持管理負担金であります。

372ページをお開きください。

2款事業費は、支出済額1億2,646万3,558円で、執行率は93.3%であります。

1項1目建設総務費は、支出済額2,533万5,985円で、主に下水道の建設事業にかかわる人件費で、職員3人分であります。

2項1目建設事業費は、支出済額1億112万7,573円で、13節委託料の1,603万8,000円は、実施設計委託3件、事業計画変更認可申請図書作成業務委託であります。

15節工事請負費の3,988万7,691円は、空堀川整備工事に伴う移設工事を含む公共下水道管渠布設工事2件、公共下水道管渠等耐震化工事、公共汚水ます設置工事28カ所であります。

19節負担金補助及び交付金の4,520万1,882円は、流域下水道建設負担金で、清瀬水再生センターの施設整備に伴う負担金であります。

374ページをお開きください。

3款公債費は、支出済額13億5,388万5,472円で、歳出総額の64.1%を占めております。前年度と比べ3,073万6,922円、2.2%の減であります。

1項公債費、1目元金は、支出済額10億5,017万2,802円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債、資本費平準化債及び公的資金補償金免除繰上償還借換債で、前年度に比べ479万953円、0.5%の増であります。

2目利子は、支出済額3億371万2,670円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債、資本費平準化債及び公的資金補償金免除繰上償還借換債の償還金利子で、前年度に比べ3,552万7,875円、10.5%の減であります。

378ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額21億9,015万1,000円、支出済額21億1,104万9,672円で、執行率は96.4%であります。

380ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額21億722万7,474円、歳出総額21億1,104万9,672円で、歳入歳出差引額は382万2,198円の赤字であります。また、実質収支も382万2,198円の赤字となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔会計管理者 関田賢治君 降壇〕

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 決算書372ページの事業費のところですけども、この間、道路冠水や床下・床上浸水などの被害が出るわけですけども、大きな施設をつくらなくちゃいけないという説明とともに、立川や東大和や武蔵村山っていったところでの流域下水道の整備が必要だっていう御説明もこれまで受けていますが、流域下水道の整備に向けて、27年度、東京都などへの要請をいつどのような形で行ったのか、その結果などについても教えてください。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 決算書 372 ページ、流域下水道の整備の状況ということでございますけれども、3 市で情報交換等行いながら、流域下水道の対応について、東京都へ要望のほうはしてございます。ただ、流域下水道の整備には至っていないというような状況でございます。現状では、内水被害に対応するべく、対応、検討を今行っている状況でございますが、今後も流域下水道の対応について東京都と 3 市で連携しながら協力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） この間、大体そういうことなんですけれども、どこら辺がネックになって、なかなか進まないという状況なのか伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 東京都のほうから、雨水に関しては市のほうでやってほしいというようなお話ですとか、費用的な問題ですね、そこら辺がネックになっているのではないかとというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 決算書 366 ページ並びに 374 ページの市債及び公債費についてあわせてお伺いします。

27 年度中の市債並びに公債費について適用された利率はどういうふうになってるかっていうことをまずお伺いしたいと思います。

それから、予算書で見ますと、27 年度から償還期間が 30 年から 40 年に延長されるというようなことが書かれていたんですけれども、その財政効果っていうものはどの程度の影響になったのかということについて伺いたいと思います。

それから、公債費ですが、下水道事業債の元利償還金に対して、普通交付税でこれ理論値ということになるかと思うんですが、算定がされているのではないかと思うんですが、当市の場合どれくらいの割合になるのかということについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 決算書 374 ページ、行政報告 669 ページ、市債の関係で御質疑いただきました。

歳入に関しましては、今年度行政報告書のほうに書いてありますが、りそな銀行、こちらのほうから借りたのが 1.34%、財務省から借りた残り 3 本、こちらのほうは 0.2%で借りております。

また、歳出、償還のほうでございますが、公共下水道建設事業債、こちらのほうは 0.9%から 6.2%のものを償還してございます。

それから、荒川右岸東京流域下水道事業債、こちらのほうは 0.9%から 6.05%、こちらのほうの間の部分を償還してございます。

資本費平準化債、こちらのほうは 0.8%から 2.29%、最後となりますが、公的資金補償金免除繰上償還債、こちらのほうが 1.15%から 2.45%、複数の起債をしておりますので、幅があるというふうにお答えさせていただきたいと思います。

続きまして、やはり市債ですね、30 から 40 年に延長されたというような案件でございますけれども、償還期間を延長することによりまして、利子を支払う期間が長くなることなどから、償還総額が増額することが見込まれるため、今までと同様に 30 年で借入れを行っておりますので、40 年での借入れは行ってございません。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 3点目の決算書 374 ページ、行政報告書 669 ページの下水道事業会計における公債費、それに対する普通交付税の措置ということですので、私のほう、財政担当のほうで説明のほうをさせていただきます。

まず、普通交付税の算定におきましては、下水道費という項目がございまして、平成 27 年度の基準財政需要額につきましては約 1 億 9,700 万円と算定されております。ただ、この額につきましては、下水道の維持管理に係るもの、また公債費に係るものを含めた内容となっております。そして、公債費に係る部分は理論算入ということになりますので、市の公債費、下水道会計における実質支出額に対する割合に関しては算出が難しいといった状況でございます。

以上です。

○委員（森田真一君） 償還期間のところでもう 1 回、認識を確認いたしますけれども、償還期間 30 年から 40 年に延長したっていうのは、毎年の公債費の支出をなるべく抑える方向で国がこういう措置をしたというふうに伺ってるところなんですけれども、実際に自治体の計算上でいくと必ずしも具体的な効果が上がらないから現行のままのほうが有利だっていう、こういう判断だったっていうことでよろしいのでしょうか、確認したいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、やはり償還期間が長くなると、利息のほうの支払いが多くなるということもございます。30 年から 40 年になりますと 10 年分ですね、多くなるということもございますので、総償還額が多くなるという形になりますので、本市としては、なるべく支出を少なくするという考え方に基きまして、30 年のままという形で現状は借りているということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時43分 休憩

---

午後 4時51分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会理事会が開催されましたので、ここで理事長の報告を求めます。

〔決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 登壇〕

○決算特別委員会理事長（中村庄一郎君） 休憩中に決算特別委員会理事会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

理事会において、会議時間を全ての審査が終了するまで延長することに決まりました。

以上で決算特別委員会理事会の報告を終わります。

[決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 降壇]

---

○委員長（佐竹康彦君） 第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[会計管理者 関田賢治君 登壇]

○会計管理者（関田賢治君） 平成 27 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、歳入であります。

決算書の 390 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項保留地処分金、1 目立野地区保留地処分金は、収入済額 2,937 万円で、保留地処分 1 カ所分、面積にして 144.28 平方メートルであります。

392 ページをお開きください。

2 款都支出金、1 項都補助金、1 目区画整理事業費都補助金は、収入済額 320 万円で、立野地区土地区画整理事業に対する補助金であります。

394 ページをお開きください。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、収入済額 3 万 8,228 円で、立野一丁目土地区画整理事業基金に生じた利子であります。

396 ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、収入済額 4,999 万 2,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

398 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目繰越金は、収入済額 6,170 万 4,062 円で、平成 26 年度決算における剰余金であります。

400 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入は、収入済額 1,611 円で、公務災害補償基金負担金の過年度還付金であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額 1 億 4,430 万 5,901 円であります。

引き続き、歳出につきまして御説明いたします。

402 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額 3,938 万 7,657 円、執行率は 94.9%で、人件費 4 人分が主なものであります。

404 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目立野地区事業費は、支出済額 3,381 万 2,048 円で、執行率は 38.4%であります。

主な事業内容であります。13 節委託料の支出済額は 709 万 7,394 円で、宅地整地工事等実施設計委託料など 9 件分であります。

15 節工事請負費の支出済額は 2,532 万 3,434 円で、都市計画道路 7・5・4 号線歩道整備等工事費など 4 件分であります。

15 節工事請負費の不用額 208 万 1,566 円の主なものは、道路維持工事等の減によるものであります。



19 節負担金補助及び交付金の支出済額は3万780円で、都市計画道路内の電柱への街灯共架建設費分担金であります。

また、22 節補償、補填及び賠償金は、支出済額90万6,965円で、建築物等移転補償費であります。

408 ページをお開きください。

4 款諸支出金、1 項1 目基金費は、支出済額1,164万6,228円で、保留地処分金等を基金へ積み立てしたものであります。

410 ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額1億4,430万7,000円、支出済額8,484万5,933円で、執行率は58.8%であります。

412 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額1億4,430万5,901円、歳出総額8,484万5,933円で、歳入歳出差引額は5,945万9,968円であり、また、実質収支も5,945万9,968円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

[会計管理者 関田賢治君 降壇]

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

---

○委員長（佐竹康彦君） 第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[会計管理者 関田賢治君 登壇]

○会計管理者（関田賢治君） 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、歳入であります。

決算書の422 ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料は、収入済額12億3,872万1,500円であります。不納欠損額は1,347万6,400円であります。収入未済額は3,647万6,800円で、現年度分3,209件、滞納繰越

分 2,887 件であります。介護保険料の賦課及び徴収の状況につきましては、行政報告書 679 ページから 680 ページにかけて記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

424 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金は、収入済額 7 万 5,600 円で、介護保険の適用除外となる 40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者に係る要介護認定の受託に伴う認定審査会判定受託負担金であります。

428 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は、収入済額 8 億 980 万 7,518 円で、介護保険法第 121 条第 1 項に基づく介護給付費に係る国負担分であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、収入済額 1 億 5,443 万 3,000 円で、介護保険法第 122 条に基づき交付されたものであります。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、収入済額 1,086 万 3,713 円で、介護保険法第 122 条の 2 第 1 項に基づく交付金で、介護予防事業に充てられるものであります。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額 3,155 万 9,636 円で、介護保険法第 122 条の 2 第 2 項に基づく交付金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。

4 目介護保険事業費補助金は、収入済額 45 万 9,000 円で、制度改正に伴う介護保険電算システムの修正に対し交付された補助金であります。

5 目介護保険災害臨時特例補助金は、収入済額 3 万 3,000 円で、東日本大震災で罹災された方の介護保険料を減免したことに対して交付された補助金であります。

430 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金は、収入済額 12 億 7,021 万 7,809 円で、介護保険法第 125 条に基づき交付される第 2 号被保険者に係る保険料であります。

2 目地域支援事業支援交付金は、収入済額 1,532 万 5,413 円で、介護保険法第 126 条に基づき交付される第 2 号被保険者の保険料で、介護予防事業に充てられるものであります。

432 ページをお開きください。

6 款都支出金、1 項都負担金、1 目介護給付費負担金は、収入済額 6 億 7,481 万 8,000 円で、介護保険法第 123 条第 1 項に基づく介護給付費に係る東京都負担分であります。

2 項都補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、収入済額 543 万 1,856 円で、介護保険法第 123 条第 3 項に基づく交付金で、介護予防事業に充てられるものであります。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額 1,577 万 9,818 円で、介護保険法第 123 条第 4 項に基づく交付金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。

434 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、収入済額 7 万 2,880 円で、介護保険介護給付費等準備基金に生じた利子であります。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入は、収入済額 1 万 6,200 円で、介護予防等物品売払収入であります。

438 ページをお開きください。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金は、収入済額 6 億 3,477 万 2,000 円で、介護保険

法第 124 条第 1 項に基づく、保険給付費に係る市負担分の繰入金であります。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業分）は、収入済額 692 万 6,000 円で、介護保険法第 124 条第 3 項に基づく市からの繰入金で、介護予防事業に充てられたものであります。

3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額 2,597 万 6,000 円で、介護保険法第 124 条第 4 項に基づく市からの繰入金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられたものであります。

4 目低所得者保険料軽減繰入金は、収入済額 914 万 5,000 円で、介護保険法第 124 条の 2 第 1 項に基づく低所得者に対する保険料軽減の公費負担分であります。

5 目その他一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金は、収入済額 1 億 5,330 万 7,000 円で、職員給与費等の繰入金であります。

2 節事務費繰入金は、収入済額 4,244 万 7,000 円で、事務費に係る繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費等準備基金繰入金は、収入済額 1,217 万 8,000 円で、介護給付費等準備基金を取り崩したものであります。

440 ページをお開きください。

10 款繰越金は、収入済額 3 億 6,214 万 1,707 円で、平成 26 年度決算に伴う剰余金であります。

442 ページをお開きください。

11 款諸収入、2 項雑入、1 目第三者納付金は 34 万 2,699 円で、第三者行為に係る損害賠償金であります。

2 目返納金は 110 万 7,155 円で、介護給付費返還金に係る加算金の不正利得返納金であります。

3 目雑入は 306 万 8,016 円で、成年後見制度に係る審判請求費用の本人負担分の受け入れ金や高額介護サービス費返還金等であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額 54 億 7,902 万 5,520 円であります。

引き続き、歳出につきまして御説明いたします。

444 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額 1 億 4,115 万 4,804 円で、職員及び嘱託員等の人件費、介護保険電算システムの修正に係る委託料のほか、消耗品費及び通信運搬費等の事務管理費が主なものであります。

2 目連合会負担金は、支出済額 4 万 2,802 円で、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が平成 20 年度から介護保険料と合算して開始されたことに伴い、連合会の事務経費として負担したものであります。

2 項 1 目介護認定審査会費は、支出済額 1,897 万 6,488 円で、介護認定審査会委員報酬が主なものであります。

446 ページをお開きください。

2 目認定調査等費は、支出済額 2,098 万 2,313 円で、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料が主なものであります。

448 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費は、支出済額 18 億 9,345 万 9,413 円で、要介護被保険者が指定居宅介護サービスを受けた場合の保険給付費分であります。

3 目地域密着型介護サービス給付費は、支出済額 1 億 5,956 万 9,004 円で、要介護被保険者が市が指定を行

った地域密着型サービス事業所のサービスを受けた場合の保険給付分であります。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額 16 億 9,403 万 7,802 円で、要介護被保険者が指定施設介護サービスを受けた場合の保険給付費分であります。

450 ページをお開きください。

7目居宅介護福祉用具購入費は、支出済額 631 万 5,790 円で、要介護被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付費分であります。

8目居宅介護住宅改修費は、支出済額 1,225 万 6,268 円で、要介護被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付費分であります。

9目居宅介護サービス計画給付費は、支出済額 2 億 2,371 万 2,969 円で、要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けた場合の保険給付費分であります。

なお、介護サービス等諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書 686 ページから 693 ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、支出済額 2 億 2,630 万 5,598 円で、要支援被保険者が指定居宅介護予防サービスを受けた場合の保険給付費分であります。

452 ページをお開きください。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は、支出済額 56 万 4,580 円で、市が指定を行った地域密着型サービス事業所のサービスを要支援被保険者が受けた場合の保険給付費分であります。

5目介護予防福祉用具購入費は、支出済額 151 万 4,606 円で、要支援被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付費分であります。

6目介護予防住宅改修費は、支出済額 513 万 9,607 円で、要支援被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付費分であります。

7目介護予防サービス計画給付費は、支出済額 3,479 万 5,068 円で、要支援被保険者が指定介護予防支援を受けた場合の保険給付費分であります。

なお、介護予防サービス等諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書 694 ページから 699 ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

454 ページをお開きください。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は、支出済額 8,972 万 2,915 円で、介護保険法第 51 条に基づき、要介護被保険者が受けた居宅サービス、地域密着型サービス、または施設サービスに係る本人負担分が政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

2目高額介護予防サービス費は、支出済額 12 万 1,738 円で、介護保険法第 61 条に基づき、要支援被保険者が受けた介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに係る本人負担分が政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費は、支出済額 1,275 万 7,669 円で、要介護被保険者が受けた介護サービスと医療サービスの利用者負担額を合算した結果、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費は、支出済額 8 万 1,526 円で、要支援被保険者が受けた介護予防サービスと医療サービスの利用者負担額を合算した結果、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は、支出済額1億7,766万6,098円で、要介護被保険者が施設サービス等を利用した場合に自己負担する食費や居住費について、利用者の所得に応じ、その一部をサービス事業者を支払ったものであります。

456ページをお開きください。

3目特定入所者介護予防サービス費は、支出済額10万9,380円で、要支援被保険者が短期入所サービス等を利用した場合に自己負担する食費や滞在費について、利用者の所得に応じ、その一部をサービス事業者を支払ったものであります。

6項その他諸費、1目審査・支払手数料は、支払済額507万7,080円で、審査支払い業務を国民健康保険団体連合会に委託し、各給付費等の審査支払いに関する手数料を支払ったものであります。

458ページをお開きください。

3款財政安定化基金拠出金につきましては、平成26年度に引き続き東京都財政安定化基金への拠出率はゼロ%で支出はございませんでした。

460ページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費は、支出済額3,180万5,799円で、将来的に要介護状態となる可能性が高いいわゆる二次予防事業対象者への介護予防プログラムの作成及びこれに基づく運動機能向上のための講座などを実施したものであります。

2目一次予防事業費は、支出済額1,088万564円で、65歳以上の高齢者全般とその支援にかかわるものを対象に介護予防に関する知識と技術の普及啓発を行うとともに、介護予防リーダー等への研修や支援を行ったものであります。

462ページをお開きください。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済額3,718万5,855円で、基本チェックリストによって把握した二次予防事業対象者について、要介護状態となることを予防するための介護予防ケアプランを作成したものであります。

2目総合相談事業費は、支出済額2,781万7,600円で、高齢者支援のネットワークを構築し、高齢者の生活実態や心身の状況を把握し、相談を受け、適切な制度の利用を図ったものであります。

3目権利擁護事業費は、支出済額695万4,400円で、高齢者の人権擁護の視点から相談を受け、その支援を行ったものであります。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額735万8,716円で、個々の高齢者の身体状況やその変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントが提供できるように関係機関の連携や介護支援専門員に対する支援を行ったものであります。

なお、2項1目から3目の全てと4目の一部は、市内に3カ所ある高齢者ほっと支援センターの運営委託料として支出しております。

5目任意事業費は、支出済額55万8,930円で、申し立てを行う親族等がない重度の認知症高齢者の成年後見制度利用に係る経費及び成年後見人等の報酬助成費等の経費であります。

464ページをお開きください。

6目在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額8万3,868円で、多職種連携のための研修会の経費であります。

7目生活支援体制整備事業費は、支出済額 300 万円で、生活支援コーディネーターと言われる地域支え合い推進員の業務委託料であります。

8目認知症総合支援事業費は、支出済額 250 万円で、認知症地域支援推進員の業務委託料であります。

466 ページをお開きください。

5款1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金は、支出済額 2億 5,682 万 880 円で、平成 26 年度の剰余金が確定したことに伴う積み立て分と同基金に係る利息の積み立て分であります。

468 ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、支出済額 117 万 1,300 円で、被保険者に死亡や転出等があった場合の過年度分保険料の還付金で 163 件、158 人分であります。

2目償還金は、支出済額 534 万 1,519 円で、国庫支出金、都支出金への平成 26 年度の精算に伴う返還金であります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、支出済額 1億 1,044 万 7,959 円で、平成 26 年度決算の確定に伴い、精算を行ったものであります。

470 ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額 58 億 1,441 万円、支出済額 52 億 2,629 万 908 円で、執行率は 89.9%であります。

472 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額 54 億 7,902 万 5,520 円、歳出総額 52 億 2,629 万 908 円で、歳入歳出差引額は 2億 5,273 万 4,612 円であります。また、実質収支も 2億 5,273 万 4,612 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔会計管理者 関田賢治君 降壇〕

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 決算書 422 ページで、保険料のところですが、資料をいただきました。実は（1）の国保のような資料を想定してたんですけど、私の日本語が悪くて、ちゃんと伝わらなくて、こういう資料なんですけど、第6期介護保険事業計画では、27年度の保険給付費などの額は 52 億 4,407 万 4,000 円と見込んだけども、決算額はこれを1割以上、5億 7,272 万 1,000 円も下回って、2億 5,000 万円の黒字となりました。1億 3,000 万円、介護保険料値上げは、この数値を見ると必要なかったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

また、同計画では、これは 466 ページの基金積立金のところになりますけども、この計画では 3 億円の準備基金を 3 年間で全部取り崩しても、これだけの値上げは必要だというふうに説明があったわけですが、実際のところは取り崩すどころか、3 億円より積み増しているんじゃないかと思えます。27 年度末と、それから現在の準備基金の残高見込みはどうなっているのか伺います。

それから、422 ページの介護保険料で、これは滞納によるペナルティーで利用料が 1 割から 3 割になった方の資料をいただきました。どういう方が 3 割負担になるのか、大半は年金から大体保険料は天引きされるわけですから、天引きをされない年金が極端に低い方が大半になるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

それで、この資料で 18 人、そういう方がいて、実際 3 割負担でやってる方は 3 人っていうことで、15 人残るわけですが、この 15 人のうち 3 割負担になったことで利用をやめたっていうような方がいるのかどうか、わかれば伺います。

それから、422 ページの介護保険料に関連して、減免などの資料をいただきました。これは保険料、利用料の減免などの資料です。今いろいろ伺ったことも踏まえて、利用料、保険料の減免、これを拡充すべきなんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 決算書 422 ページで大きく 3 点御質疑をいただきました。

まず、1 点目の介護保険料についてでございますけれども、介護保険料の算定につきましては、第 6 期の介護保険事業計画に基づきまして、介護給付費、あるいは地域支援事業費などを見込んで、保険料を算定したものでございます。市といたしましては、適切に算定したものと考えてございます。

次に、準備基金の額でございますけれども、27 年度末の準備基金の額は約 5 億 7,110 万円、28 年度末の準備基金の見込み額は約 6 億 5,188 万円でございます。

次に、2 点目でございます。介護保険料の 3 割負担の御質疑でございます。3 割負担となる場合でございますけれども、保険料を滞納していた期間が 2 年以上滞納になると、利用者負担の 1 割、もしくは 2 割という部分が 3 割負担となります。

それから、利用者の方についてでございますけれども、済みません、中の詳細については、ちょっと集計が困難でございます。

それから、15 人の方で、介護サービスの利用をやめた方という御質疑でございますけれども、15 人の方で介護サービスを利用している方はございません。したがって、利用をやめた方もいないということでございます。

それから、3 点目、利用料、保険料の減免の拡充ということでございますけれども、市といたしましては、他市と同様に利用料、保険料の減免を行っております。また、低所得者の方に対しては、市の独自減免として、2 分の 1 減免も行っているところでございます。必要な減免は行っているという認識でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 決算書 422 ページで保険料に関連した保険給付費の見込みの問題ですが、適正に見込んでるっていう答弁だったんですが、先ほど言いましたように 1 割以上、見込み額を決算額が下回ってるということですから、これは適正に見込んだっていうふうには言えないんじゃないかと思いますが、（発言する者あり）再度伺います。

それから、答弁は、きちっと挙手をして答弁していただくようお願いします。

それから、15 人がペナルティーでっていう方ですが、15 人の方が現在利用してない方だっていうことはわかっているんですが、ペナルティーを受けたことによって利用をやめた方がこの中にいるのかどうかっていうのを伺ったんですが、わかれば伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 決算書 422 ページ、介護保険料の御質疑、1 点目でございます。第 6 期の介護保険事業計画に基づいて、これらの介護保険料の算定は行っております。ただ、決算において、実績数値が計画値より少ないということで、所要の決算になったわけでございます。これについては、サービスの給付費が実績の見込みより少なかったということが要因なんですけれども、こちらについては、40 種類以上の介護保険サービスがございますので、それぞれについて、発生したものが余剰の計画になったというふうに認識してご

ざいます。

それから、介護サービスの件でございませけれども、利用をやめた方はおりません。

以上でございませ。

○委員（荒幡伸一君） 1点目お伺いをさせていただきます。行政報告書の703ページ、二次予防事業の対象者把握事業ですけれども、こちら基本チェックリスト発送者数が1万9,127名で、返送者数が1万6,579名、2,548名が返送していないということになりますけれども、返送できる状況ではなかったのかとか、さまざま理由があるかと思ひますけれども、そういったところを調査されたのかどうかお伺いをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書703ページ、二次予防事業における対象把握事業のチェックリストの返送の件でございませ。チェックリストを送付いたしまして、返ってこない場合には、我々のほうではがきを送って、出してくださいというお願いをさせていただきます。その中で多いのが65歳以上ということで、まだなかなか元気で、返さないという方もおります。ですから、御質疑ありましたように、何かの理由で返せないというよりは、そういう理由のほうが多いのかなということでございます。

以上でございませ。

○委員（実川圭子君） 行政報告書から2点質問します。

706ページ、一次予防事業の中のその他事業で元気ゆうゆうフェア2015with健康のつどい、資料のほうを要求させていただきまして、全体でゆうゆうフェアにかかった費用が551万8,047円ということで、市のイベントの中でもかなり高額だったかなというふうな印象があるんですが、当日はかなり盛況でホールにも入れないほどだったというふうに、成功だったのではと思ひますけれども、一方で、財政が厳しいという中で、介護予防リーダーさんですとか、あとはボランティアさんや実行委員などで進められなかったかっていう意見もたくさんいただいとるところなんですね。

この委託先がハミングホールの指定管理者ってということもあって、この金額がどういうところに使われたのかということ、資料請求させていただいたんですが、事業委託料もまとめて462万2,200円ってということでしか出てないんですが、高額になった理由と、あとはほかのイベントに対してもかなり費用がかかるといふことで、一日だけのイベントでしたけれども、その成果がどうだったかということと、それからこれをやったことでその後の効果っていうのをどのように評価しているのかということをお伺いしたいと思ひます。

それから、2点目は、行政報告書712ページ、権利擁護事業なんですが、表がありまして、高齢者虐待相談件数が載ってまして、延べ件数ということで、清原ほっと支援センターのほうで虐待の延べ件数577ということで、昨年に比べてもかなり件数が多いようなんですが、延べ件数ということで、1件の方で何回も相談があったのか、実際の件数などがわかったら教えていただきたいと思ひます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書706ページ、一次予防事業のその他事業、元気ゆうゆうフェアでございませ。元気ゆうゆうフェアにつきましては、行政報告にも出ておりますように、著名人、池谷さんのトークショー、あとゆうゆう体操のコンテスト、これには10グループ、161名の方が参加していただいとっております。それから、笑って健康コーナー、プロの方に4グループ出ております。それから、1階のホワイエですね、これで地元の企業の方に5ブース出ております。それから、2階のホワイエでは、体験コーナーということもやっております。また、会議棟では、三師会、医師会、薬剤師会、歯科医師会の先生方をお願いして、健康のつどいも同時開催いたしました。

そういう当日の運営ですね、あと募集等を考えますと、直営ということでは非常に困難だということ、



広告的なことも考えて、指定管理者、または市内で同様のイベント事業もやっているという実績もありますので、そういうものも踏まえて、イベントを実施していただいたというところでございます。このイベント、参加した人の85%がよかった、あるいは大変よかったという評価をいただいておりますし、東大和の元気ゆうゆう体操を初めて見たという方も中にはいらっしゃいましたので、年齢層を問わず知っていただくという効果はあったというふうに考えてございます。

続きまして、行政報告書 712 ページ、権利擁護事業の件数についての御質疑でございます。清原の件数が577で多いということでございますけれども、委員のほうからもありましたように、こちらについては同じ人に複数回行ってるということでございます。ちなみに実人数でいきますと、芋窪のほうが66人、清原が76人、南街が40人ということでございますので、実人数を見ますと、同じ人に何回か複数相談に乗っているというところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ゆうゆうフェアのほうなんです、当日参加された方は満足度が非常に高かったということなんです、その後、いろんな方に知っていただいたということなんです、その後にこのイベントをしたことで例えばゆうゆう体操の参加者がふえたとか、何かそういった効果などがありましたら教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書の706ページでございます。その後の効果ということでございますけれども、例えば体操普及の要請に毎年毎年同じ程度の人数の方も来ていただいておりますし、今年度は介護予防リーダーのなかったですけれども、介護予防リーダーの拡充ですとか、そういう面については一定の効果があったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立多数。

よって、本案を認定と決めます。

---

○委員長（佐竹康彦君） 第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 関田賢治君 登壇〕

○会計管理者（関田賢治君） 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、歳入であります。

決算書の 482 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 8 億 378 万 3,950 円で、前年度に比べ 1,297 万 6,700 円、1.6%の増であります。

1 項後期高齢者医療保険料、1 目 1 節特別徴収保険料は、収入済額 4 億 3,400 万 200 円で、前年度に比べ 1,591 万 2,500 円の減であります。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分は、収入済額 3 億 6,685 万 4,650 円で、前年度に比べ 3,043 万 6,450 円の増であります。

2 節滞納繰越分は、収入済額 292 万 9,100 円で、前年度に比べ 154 万 7,250 円の減であります。

484 ページをお開きください。

2 款繰入金は、収入済額 8 億 8,764 万 8,876 円で、前年度に比べ 2,575 万 6,876 円、3.0%の増であります。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節療養給付費繰入金は、収入済額 5 億 9,139 万 7,000 円で、前年度に比べ 2,184 万 1,000 円、3.8%の増で、特定費用を除く医療給付費に対する市の負担分であります。

2 節保険基盤安定繰入金は、収入済額 1 億 2,737 万 9,876 円で、前年度に比べ 774 万 3,876 円、6.5%の増で、低所得者及び被用者保険旧被扶養者に対する軽減措置に対する市の負担分であります。

3 節事務費繰入金は、収入済額 2,673 万円で、前年度に比べ 190 万 4,000 円、7.7%の増で、東京都後期高齢者医療広域連合の運営費に係る市の負担分であります。

4 節保険料軽減措置繰入金は、収入済額 5,066 万 3,000 円で、前年度に比べ 17 万 5,000 円、0.3%の減であります。これは保険料負担の軽減を図るために審査支払手数料、保険料未収金補填分、保険料所得割減額分及び葬祭費を構成市区町村が負担するもので、これに対する市の負担分であります。

5 節健康診査費繰入金は、収入済額 4,766 万 9,000 円で、前年度に比べ 273 万 7,000 円、6.1%の増であります。これは健康診査事業に係る市の負担分であります。

6 節その他の繰入金は、収入済額 4,381 万円で、前年度に比べ 829 万 4,000 円、15.9%の減で、人件費、事務費等に係る繰入金であります。

486 ページをお開きください。

3 款繰越金は、収入済額 3,351 万 4,770 円で、前年度に比べ 455 万 3,443 円、12.0%の減であります。

488 ページをお開きください。

4 款諸収入は、収入済額 7,333 万 6,634 円で、前年度に比べ 1,241 万 9,880 円、20.4%の増であります。

1 項延滞金、加算金及び過料、1 目 1 節延滞金は、収入済額 21 万 2,800 円で、前年度に比べ 7 万 2,100 円の減であります。

2 項 1 目受託事業収入、1 節健康診査費受託事業収入は、収入済額 3,562 万 6,500 円で、前年度に比べ 173 万 5,650 円の増であります。健康診査を東京都後期高齢者医療広域連合から受託したことによる受託事業収入であります。

2 節葬祭費受託事業収入は、収入済額 2,735 万円で、前年度に比べ 670 万円の増であります。葬祭費支給事業を東京都後期高齢者医療広域連合から受託したことによる受託事業収入であります。

3 項 1 目 1 節雑入は、収入済額 1,014 万 7,334 円で、前年度に比べ 405 万 6,330 円の増であります。これは平成 26 年度分の広域連合負担金の精算に伴う返還金及び人間ドック等受診料助成事業に対する東京都後期高

齢者医療広域連合からの補助金等であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額 17 億 9,828 万 4,230 円で、前年度に比べ 4,660 万 13 円、2.7%の増であります。

引き続き、歳出につきまして御説明いたします。

490 ページをお開きください。

1 款総務費は、支出済額 3,070 万 1,054 円で、執行率は 79.3%であります。

1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額 2,691 万 2,193 円で、3 名分の職員人件費、臨時職員の賃金、被保険者証及び各種通知の郵送料並びに電算システム等使用料等であります。

2 項 1 目徴収費は、支出済額 378 万 8,861 円で、後期高齢者医療保険料等収納推進員の人件費、保険料通知書等の印刷費及び郵送料等であります。

492 ページをお開きください。

2 款 1 項広域連合納付金、1 目広域連合負担金は、支出済額 15 億 9,880 万 557 円で、執行率は 99.8%であります。東京都後期高齢者医療広域連合の運営に係る市の負担金であります。

494 ページをお開きください。

3 款保健事業費は、支出済額 7,760 万 5,452 円で、執行率は 87.2%であります。

1 項保健事業費、1 目健康診査費は、支出済額 7,459 万 2,452 円で、東京都後期高齢者医療広域連合からの委託により健康診査を実施したものであります。

2 目保健衛生諸費は、支出済額 301 万 3,000 円で、人間ドック等受診料助成費 131 件分であります。

496 ページをお開きください。

4 款保険給付費、1 項 1 目葬祭費は、支出済額 2,315 万円で、執行率は 86.1%であります。なお、1 件当たりの支給金額は 5 万円で、463 件分であります。

498 ページをお開きください。

5 款諸支出金は、支出済額 3,422 万 7,670 円で、執行率は 97.6%であります。

1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金・利子及び還付金は、支出済額 146 万 4,200 円で、保険料の過誤納に係る還付金であります。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、支出済額 3,276 万 3,470 円で、決算に伴う歳計剰余金を一般会計へ繰り出したものであります。

500 ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額 17 億 9,422 万 5,000 円、支出済額 17 億 6,448 万 4,733 円で、執行率は 98.3%であります。

502 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額 17 億 9,828 万 4,230 円、歳出総額 17 億 6,448 万 4,733 円で、歳入歳出差引額は 3,379 万 9,497 円あります。また、実質収支も 3,379 万 9,497 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

〔会計管理者 関田賢治君 降壇〕

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（佐竹康彦君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

---

○委員長（佐竹康彦君） 以上で決算特別委員会に付託されました一般会計ほか5特別会計決算の審査は全て終了いたしました。

これをもって、決算特別委員会を散会いたします。

午後 5時50分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員 長 佐 竹 康 彦

副 委 員 長 蜂 須 賀 千 雅